

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	行動指針の内容について、国会で審議すべき	本行動指針は、国会においても議論が行われた第7次エネルギー基本計画や昨今のエネルギーを取り巻く環境等を踏まえた改定ですが、本行動指針の改定についても、国会においてご質問いただき、行政府としてお答えいたしました。原子力政策を含め、エネルギー政策について、引き続き、全国各地で対話型の説明会を開催し、政策形成にあたって直接国民の皆様 の声を聞く機会を設けるとともに、国会での議論を通じてしっかりと政府の考えを説明するなど、様々な機会を活用しながら国民の皆様に丁寧に説明を行ってまいります。
	閣議決定はだめです。 国会できちんと議論すべきです。 福島原発事故以降、国民の意見を受けて、政府は原発新增設を行わないと国会で明言してきた。原発新設へ変更したのは岸田政権であるが、その時から、国会、国民の意見を聞いていない。重大な政策転換であるから、慎重な合意形成が求められるが、それは行われていない。今回の一歩進める変更も、「原子力関係閣僚会議」の決定とされており、重大性に釣り合わない。 市民が意見を反映させる機会がわずか30日間程度の短期のパブリック・コメント募集等に厳しく制限され、国民の代表が集う国会での十分な審議や合意形成を経ないまま閣議決定等で強行されようとしているプロセスは、民主主義の観点から深刻な問題です。 いま問われているのは、原子力発電を利用するか否かだけではない。この国のエネルギー政策が、透明性と合理性を備えた民主的な意思決定によって形成されているかという、民主主義そのものの質である。行動指針を定めるのであれば、まずは国民参加に基づく開かれた議論を行い、その上で合理的な内容へ見直すべきである。	
2	パブリックコメントのやり方に問題がある	本行動指針改定については、法的にパブリックコメントを実施する義務があるものではありませんが、社会の関心の高さに鑑み、パブリックコメントに関する総務省の通達に則り、法的な義務として実施されるパブリックコメントに準じた手続きを行っており、本年6月10日から7月9日までの30日間にわたり御意見を募集させていただきました。また、法的な義務として実施されるパブリックコメントと同様、頂いた御意見に対する考え方をお示しするなどの対応を行っております。
	このパブリックコメント自体、広く知られておらず、本当に国民に広く知らされるのか疑問に思います。 日本ペンクラブの意見書にもあるように、このような重要政策についてたったの30日間で意見募集するのは、まさに形式的な民主主義としか言えません。 前回（2023年）の本指針策定時のパブリックコメントには2,555件の意見が提出されたが、結果の公示は指針決定と同日（2023年4月28日）であり、提出意見を踏まえた案の修正の有無も示されなかった。関連するGX基本方針でも、3,303件の意見への結果公表と閣議決定が同日に行われ、意見を踏まえて案を修正する時間的余地が事実上なかった。第7次エネルギー基本計画では過去最多の4万1421件の意見が寄せられたが、大枠の変更なく閣議決定された。意見がどう検討され、なぜ反映されなかったのかの説明がなければ、案8頁が掲げる「開かれた対話」「双方向コミュニケーション」は実態を伴わない。 指針案では立地地域や国民に対する取組が「理解増進」「丁寧な情報発信」という表現に終始しており、政策決定への実質的な参加や、異論・懸念を反映させる双方向の仕組みが制度化されていない。真の合意形成とは、政府の方針を国民に「理解」させることではなく、多様な意見を政策形成過程に反映させることであるべきで、本パブリックコメント自体も含め、意見がどのように反映されたかの説明責任(フィードバック)を明文化すべきである。 パブリックコメントという制度の認知度は、正直、それほど高くありません。現在どのようなパブリックコメントが募集されているかを知っている人はもっともっと少ないです。こんなに国民生活や企業活動に関わる事を問うならば、大手メディアで大々的に報道してもらって認知度を上げる必要があると考えます。サッカーW杯の裏でコッソリひっそり募集するのは、国民に気づかれたくないという思惑からでしょうか？	
3	行動指針の作成の過程で国民に丁寧に説明し意見を広く聞くべきである。	本行動指針の改定については、資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会（審議会）において、ご議論をいただいた上で、政府として、案をとりまとめました。原子力政策を含め、エネルギー政策について、引き続き、全国各地で対話型の説明会を開催し、政策形成にあたって直接国民の皆様 の声を聞く機会を設けるとともに、国会での議論を通じてしっかりと政府の考えを説明するなど、様々な機会を活用しながら国民の皆様に丁寧に説明を行ってまいります。
	「方向性性と行動指針（案）」は全64ページで、内容も言葉そのものが何のことやわからない、パブコメを実施するなら、まずはエネ庁が説明会を開いて内容を周知すべきです。 政策の決定過程そのものに市民が参加できる仕組みを設けるべきであり、決定後の意見募集と説明活動をもって「理解醸成」とする進め方は改めるべきである。 本案が掲げる「理解・受容性を確保する」「理解活動を行う」という表現は、政府が決めた結論を市民に理解させ、受け入れさせる一方向的な発想である。政府の役割は政策への同意を作り出すことではなく、市民が自ら判断できるよう、利点と不利益、費用、事故、廃棄物、異なる専門家の見解を等しく公開することである。これらの表現を、「賛否双方の情報公開、公開討議及び市民意思の政策への反映」に改めるべきである。 今回の手続は任意の意見募集であり、数十年先まで影響する政策を正当化するには不十分である。全国的な公聴会や国会審議、市民参加型の議論を行い、寄せられた意見への具体的な回答と修正案を改めて公表すべきである。	

	計画を策定する初期段階で、まず一回目のパブリックコメントを実施する必要があります。今回のように既成事実がほぼ出来上がった段階で意見を募り、その意見をほぼ全て無視するという、いつも繰り返されているプロセスでは、良い計画を策定するための効果はほとんどないと思います。これを繰り返すことは良い計画策定にはつながらないと思います。また、パブリックコメントに応じてくださる多くの方々に対して失礼になります。	
4	審議会のメンバー構成に偏りがある	資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会をはじめとした審議会には、幅広い観点から議論を進めていくため、原子力工学や、法律・経済、安全保障など、原子力に関連する様々な分野の有識者に参画いただいております、原子力に対するスタンスを基準に選任しているものではございません。
	案を了承した 原子力小委員会の構成メンバーは 一定のステークホルダーにかたより 原子力政策の方向性等を審議する委員会として バランスを欠いている。 国の審議会等において原子力政策を推進する立場の委員が多数を占める構成については強い疑問が生じざるを得ず、明らかに公平性を欠いた中で議論が進められていると言わざるを得ません。 ここで挙げられている審議の場は、いずれも原子力推進側の利害関係者が主導する会議体です。GX実行会議も原子力委員会も、被災者や避難者、健康被害を訴える住民の代表が議論の主体に加わる構造にはなっていません。福島の実験を踏まえとしながら、その経験を語る主体から被害者本人が完全に排除された議論の積み重ねの上に、この指針は成り立っています。 現在の審議会メンバーにおける年齢や性別、立場の偏りを根本から是正し、女性や今後長期にわたって影響を受ける若い世代、多様な見解を持つ専門家、環境団体などが多数参加できる仕組みへと改めるべきです。 これまでエネルギー基本計画に掲げられてきた「原発依存度を可能な限り低減する」という方針は、十分な国民的議論を経ることなく撤回された。政策形成を担う審議会では原子力推進派が多数を占め、実質的には経済産業省が用意した案を承認する場となっている。 委員メンバーや審議プロセスが「再稼働ありき」で構築されており、若い世代を含む多様な立場の意見をくみ取る機会と、民主的で透明性あるプロセスが欠けている 原子力小委員会の構成に偏りがあり、公正に話し合いがなされていません。原発に対して賛成や反対、慎重の立場のメンバー構成を公平になるよう見直すべきです。	
5	審議会の進め方に問題がある	本行動指針案は、原子力小委員会（審議会）のとりまとめではなく、政府としてまとめたものですが、内容については、複数回の原子力小委員会で頂いた委員の御意見を可能な限り反映した上で、パブリックコメントを行わせていただきました。 いただいた御意見は今後の審議運営の参考とさせていただきます、引き続き透明性の確保と丁寧な説明に努めてまいります。
	審議会での委員の意見が全く無視されていること、そのようなプロセスで案が作成されたことに、大きな疑問を持ちます。 松久保委員の意見には、村上委員も賛同されました。 少なくともきちんとその意見についての議論のし直しをするのが民主主義ではないでしょうか。 6月5日の原子力小委員会の議事の最後に、委員長が「いろいろでた意見のまとめは私に一任させてくれ」と言ったのに対して、松久保さん（原子力資料情報室）は「私は今日、かなり大きな修正を求めました。よって座長一任には反対します」と発言し、村上千里さん（日本消費生活アドバイザー）が「松久保さんの意見に賛成だ。数字の根拠も説明すべきだ」という趣旨の発言をしました。パブコメ募集は6月10日に開始となっています。中5日間で、委員長（座長）と事務局は松久保さんと村上さんの意見にどのように対応したのでしょうか。	
6	政策の実現性がないのではないか。	本行動指針は、今後の原子力政策に係る主要な課題と、その解決に向けた対応の方向性、政府及び原子力事業者等の関係者による行動の指針を整理したものであり、今後、本行動指針に示した内容の実行に向けたアクションを順次具体化していくとともに、状況変化を踏まえ、必要に応じて議論や見直しを行っていくこととしております。
	過去から学んでいるのでしょうか。京都議定書発効後、2010年までに原発21基を新設するという計画は大幅に頓挫しました。なぜ頓挫したのか、きちんとした検証は行われていません。その後も国の計画は大幅に外れ続けています。新規原発建設を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、なぜ今回は「実現できる」と見込んでいるのでしょうか。根拠が明記されていません。 「自己決定力」や「牽引役」との抽象的な理念が並べられていますが、これらの言葉に対応する具体的な経済性の検証はどこにも示されていません。技術的な裏付けもありません。次世代革新炉が実際にどれほどの建設費を要し、それが電気料金や税負担としてどのように国民に跳ね返るのか、最も基本的な情報を欠いたまま、理念だけを並べ立てています。	

	再稼働の遅れや運転延長の失敗、あるいは老朽炉の重大事故によって停止に追い込まれる可能性など、原発の下振れ要因についての具体的な可能性には全く触れられていません。具体的な言及そのものが避けられています。「変動しうる」の一言で済ませることで、そうした普通に考えられるリスクの検証を回避しています。地震大国の日本においては、中越沖地震のように甚大な過酷事故に至らなくても長期間運転停止を余儀なくされる地震や津波、或いは火山災害は必ず想定しておくべきリスクであり、そのことが全く無視されていること自体、この計画に実効性がない証明になっています。 未申請の原発には、それぞれ申請していない事情があります。事業者において申請までの技術的な準備が整っていない場合、そもそも申請すべきか経営判断がなされていない場合、あるいは地元の反対により申請できない場合などです。理由があって申請すらされていない原発まで含めて「最大限活用」を掲げることは、単に原子力を推進したいという域を超えています。国が策定する計画は、実現が見込めるものでなければなりません。実現性のない計画は、かえって今後の国の不安定要因となりかねず、避けるべきです。	
7	G X 政策に反対する	我が国が進めている G X は、「エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素」の 3 つの同時実現を目指す取組です。毎年20兆円以上もの化石燃料輸入に依存する我が国にとって、G X 政策は、国富の流出を防ぎ、エネルギー安全保障、経済成長を実現する上で不可欠なものです。引き続き、国民負担に配慮しつつ、国際的な情勢等も冷静に見極めながら、G X 政策を推進してまいります。
	科学的根拠が不確実な「CO2地球温暖化説」に基づき、政府が主導するGX投資（10年間で官民150兆円）は、未発達で高コストな再エネ企業への補助金のバラマキにすぎず、経済低迷と国力低下を招く。今年度から世帯負担が初の年額2万円台に突入しようとしている「再エネ賦課金」に加え、「排出量取引」や「化石燃料賦課金」の導入は製品価格や電気代にそのまま跳ね返り、年間15兆円（消費税約7パーセント分相当）の「事実上の大增税」として国民生活や製造業の経営を圧迫するものである。日本の温室効果ガス排出量は世界全体のわずか2パーセントであり、2050年までに日本がどれほど経済を犠牲にしてCO2をゼロにしても、地球の気温は0.006度しか下がらない。地球規模の気候変動は数万年単位の周期で変動するものであり、過度な温暖化対策は「産業の鎖」となり、サハラ以南やアジア・欧米など主要国が形骸化・後退させている中で、日本だけが過度な負担を背負う必要は全くない。	
8	原子力を最大限活用するとしてエネルギー基本計画を見直すべき	すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく必要があります。
	第7次エネルギー基本計画の前提がまちがっています。 従来の「可能な限り原発依存度を低減する」を維持すべきです。 「原子力の最大限の活用」、本気ですか。 本案は、原発による発電電力量を将来にわたり20％とすることを事実上の出発点としている。しかし、将来の電源構成は、特定電源の比率を先に確保する方式ではなく、費用、安全性、建設期間、環境負荷、事故時の被害、廃棄物、地域社会への影響を比較して柔軟に検討を続けるべきである。 これまで掲げられてきた「可能な限り原発依存度を低減する」との方針を復活させるとともに、再生可能エネルギー、省エネルギー、需要側対策、蓄電設備、送電網及び地域間連系線の整備を最優先とすべきである。	エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S + 3 E の大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 脱炭素電源の拡大に向けては、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。 引き続き、第7次エネルギー基本計画に基づき、責任あるエネルギー政策を進めてまいります。
9	原子力発電の利用を推進すべき	D X や G X の進展により電力需要増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況であり、低いエネルギー自給率や火力発電への高い依存といった課題を克服する観点でも、再エネや原子力などの脱炭素電源の確保が求められております。
	原子力はエネルギー問題の解決だけでなく、燃料輸入額の削減による円安対策、国富流出の抑制、電力価格の安定化、さらには日本経済の競争力強化にも大きく貢献する政策です。加えて、生成AI、データセンター、半導体工場の増加に伴い、今後の電力需要はさらに拡大することが予想されます。このような状況を踏まえれば、原子力発電所の再稼働や新設を可能な限り迅速に進めることは国家戦略上極めて重要であると考えます。 米国では大手テック企業がSMR（小型モジュール炉）を積極的に導入し、インドや中国も国家の未来を原子力に託して急速な拡大を図っている。また、フランスも原子力への回帰を明確に打ち出し、次世代炉の建設を決定した。世界が原子力を活用して経済成長を加速させている中で、日本だけが旧来の議論に停滞し続けることは、国際的な競争力を放棄することに等しい。日本政府には、世界の潮流を直視し、エネルギー政策の遅れを即座に取り戻す決断を求める。 原子力は、一度燃料を装荷すれば長期にわたり安定的な運転が可能な準国産エネルギー源であり、脱炭素社会の実現に資する安定電源として、十分な価格競争力を有している。エネルギー政策における S + 3 E の実現、とりわけ2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素電源の拡大、さらにはわが国の持続的な成長を支える安価かつ安定的な電力供給の確保という観点から、原子力の活用は不可欠である。	第7次エネルギー基本計画では①特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、②必要な脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示ししました。 原子力は、エネルギー安全保障に寄与する脱炭素効果の高い電源であり、安全性の確保と地域の理解を大前提に最大限活用していきます。

	これからの時代、生成AIの普及や半導体工場の稼働、さらには高速鉄道網の整備といった次世代産業には、これまでの想定を遥かに超える莫大な電力が必要となる。原子力発電所をAI時代の基幹電源として位置づけ、その建設・稼働を急ぐことは、日本の未来を左右する喫緊の課題である。 日本はエネルギー資源の多くを海外からの輸入に依存しており、国際情勢の変化や有事の際には、国民生活や産業活動が大きな影響を受けるおそれがあります。エネルギーの安定供給は国家安全保障の重要な基盤であり、可能な限りエネルギー自給率を高めることを国家目標として位置付けることを要望します。 パネルの再利用や廃棄問題、発電効率（設備利用率）の低さを考慮すれば、土地利用の効率性と安定供給の観点から、原子力発電を基幹電源として維持・活用する方がはるかに理にかなっている。人類は自然を切り開くことで発展してきたが、現代において地球環境を著しく破壊してまで再エネを拡大することは、皮肉にも長期的視点に立てば環境保全の目的から逸脱し、多大なる悪影響を及ぼす恐れがある。脱炭素という目的のために環境を破壊するという矛盾を解消するためにも、原子力発電を最大限活用する政策こそが、科学的かつ持続可能な選択であると確信している。	
10	原子力と共に他の電源も推進すべき	第7次エネルギー基本計画では「電源構成における基本的な考え方としては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要がある。」とした上で、「再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠である。」とされています。 また、石炭火力については、電力の安定供給の観点からは重要な役割を担っている一方、他の電源に比べ、CO2排出量が多いという環境面での課題があるため、第7次エネルギー基本計画では「電力の安定供給の確保を大前提としつつ、非効率な石炭火力のフェードアウトを着実に推進していく」とされています。 引き続き、政府として、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合の「S＋3E」のバランスを取りつつ、責任あるエネルギー政策を進めてまいります。
	原子力をただちに全廃すべきだとも考えていません。日本の電力需要、脱炭素、エネルギー安全保障を考えると、原子力を一定程度活用せざるを得ない局面があることは理解しています。特に、再生可能エネルギーだけで安定供給を担うには、送電網、蓄電池、調整力などの整備がまだ十分ではないと感じます。 これを解決する選択肢は原子力だけではなく、第7次エネルギー基本計画において原子力発電と同様に最大限の活用が求められる風力や太陽光をはじめとする再生可能エネルギーも含めて供給力を確保するべきと考える。 現物在庫・備蓄として国内に確保でき、猛暑・寒波のひっ迫時にも対応できる「石炭」は、国の安全保障上、極めて重要な価値を持つ。世界第1位の排出国である中国をはじめ、米国やインドも安価で安定した石炭火力を今なお大增設している。日本は、世界最高水準の発電効率を誇る優れた石炭火力技術を保有している。無意味な脱炭素政策をただちにやめ、この石炭火力を最大限活用することで、高騰する電気料金を抑制し、家計と産業の空洞化を防ぐべきである。安価で安定したエネルギー供給（原子力発電・石炭火力発電の最大活用）なくして、企業の国内投資も、真の地方創生も、現代文明の維持も不可能である。政府は経済成長を抑制する「脱炭素・脱原発」という人類の集団自殺的な政策を直ちに破棄し、日本の製造業と国民生活を守るために、エネルギー自給率の向上と低コストな電力供給の実現へ政策を転換することを強く要望する。	
11	東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえれば、原子力発電の利用を推進するべきではない	D XやG Xの進展により電力需要増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況であり、低いエネルギー自給率や火力発電への高い依存といった課題を克服する観点でも、再エネや原子力などの脱炭素電源の確保が求められております。 また、第7次エネルギー基本計画に記載の通り、「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて、エネルギー政策を進めていくことが、エネルギー政策の原点」と考えております。事故の教訓と反省を忘れることなく、今なお避難生活を強いられている被災者の方々の心の痛みにしっかりと向き合い、国が前面に立ち、福島の復興に最後まで取り組んでいきます。 そのため、本行動指針案では、「1. 本指針改正の位置づけと福島復興に向けた取組」において、上記の方針を堅持する旨を記載し、「安全神話」に陥って悲慘な事態を防ぐことができなかったという反省を一時たりとも忘れてはならず、安全性の確保が最優先であることを明記しております。 その上で、第7次エネルギー基本計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、必要な脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示しました。 原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していきます。
	東京電力・福島第一原子力発電所事故（以後、フクイチ）の最大の教訓は、「核災害は国を滅びしかねない」ということです。そのようなポテンシャルリスクを伴った技術を動力源・エネルギー源として用いるべきではありません。 2011年3月11日の福島原発事故は、原発がひとたび重大事故を起こせば、広範囲にわたる人々が故郷を失って地域社会が崩壊し、長期にわたって、人々の暮らしや社会に深刻な被害と経済的負担をもたらすことを明らかにしました。世界有数の地震国である日本の地理的特性を踏まえれば、原発依存を続けるという選択肢はありません。 福島第一の事故を最大の教訓に、原子力発電はやめるべきであるのに、再稼働など事故に学んでいないとしか言いようがない。 福島第一原発事故は、いくつもの偶然が重なった結果、東日本全域の壊滅を免れたにすぎない。しかし、行動指針案には、この未曾有の事故に対する厳粛な反省が見られない。いまだ帰還できない人々をはじめ、事故によって深く傷ついた人々への配慮も十分ではなく、事故から15年を経てもなお続く放射能汚染、汚染水・ALPS処理水の問題、廃炉の見通しが立たない現実が軽視されている。 こうした状況で「原子力の最大限活用」を掲げることは、被災者への裏切りであり、事故を風化させる行為にはかならない。 2011年の福島第一原子力発電所事故は、広範囲にわたる避難、環境汚染、地域社会の分断、多額の除染・賠償費用など、極めて深刻な被害をもたらしました。このような未曾有の事故を経験したにもかかわらず、原子力発電を引き続き積極的に推進する政策は、多くの国民にとってとうてい承服し難いものです。 「肝に銘じて」という言葉が使われている一方で、同じ文書の後段では再稼働を加速するタスクフォースの設置や原発運転サイクルの長期化、定期検査の効率化といった、安全余裕を切り詰める方向の施策が次々と並びます。反省を語る言葉の強さと、実際に打ち出される政策の方向性が正反対であり、この一文は事故の記憶を政策推進の正当化に利用する修辞として機能しているにすぎません。	

	「決してあってはならない」と述べながら、この文書のどこにも、被ばくによる健康被害の実態、とりわけ甲状腺がんの多発について一言も触れられていません。福島県が実施している県民健康調査では、事故当時18歳以下だった住民の中から400人を超える甲状腺がんおよびその疑いの症例が確認され、手術に至った患者も相当数に上ります。国と福島県は依然として、この多発を被ばくの影響ではなく過剰診断によるものと説明する立場を崩していませんが、この因果関係をめぐる争いそのものが、事故の生々しい継続を示しています。にもかかわらず指針の本文は、健康被害や甲状腺がんという言葉すら一度も登場させていません。風化させないと述べる文書が、被害の中核にある健康影響を最初から記述の外に置いている点は、看過できない欠落です。 「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて」とあるが、どのような反省と教訓なのかを明示されたい。 福島第一原発事故の教訓をふまえれば、仮に避難をしたとしても、避難前と同様の生活を送ることはできないこと、災害関連死の多さからもわかるとおり、そのまま人生を破壊してしまう結果を招くことなど、立地地域にとっての巨大なリスクがあるにもかかわらず、そうしたリスクへの思いが何ら感じられない文章です。 福島第一原発事故の原因究明は十分ではなく、被災者への支援の打ち切り、廃炉作業の停滞など事故処理、廃炉に向けての作業は十分ではありません。復興を最優先にした政策ではなく、被災者の立場にたった支援と、廃炉計画の抜本的な見直しを行うべきで、そのことを明文化すべきです。	
12	日本は災害が多く、事故が起こると甚大な被害が出るため、原子力発電の利用を推進するべきではない	福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ策定された新規制基準に基づき、各原子力発電所では、安全対策が強化されています。具体的には、地震や津波などの自然現象に対して、厳しい条件も考慮して耐震強化や津波対策を進めるとともに、電源や注水設備も多重化・多様化が図られております。高い独立性と専門性を有する原子力規制委員会が、こうした「新規制基準に適合する」と認めた場合のみ、その判断を尊重し、地域の理解を得ながら再稼働を進めていくのが政府の一貫した方針です。その上で、安全神話に陥ることなく不断の安全性向上に取り組むことが重要であり、政府としても規制への適合にとどまらない自主的な安全性向上を推進してまいります。 本行動指針では「規制充足にとどまらない継続的な安全性向上に向けて、安全マネジメントの改革を進める」ことに加えて、「災害に対する地域住民の不安の声や自治体の業務負担の増大等も踏まえ、人材育成を含めた自治体の取組への支援、避難道路の整備など防災対策の見直しと不断の改善に向けた官民連携等を進め、防災対策の一層の充実・強化を図る」としています。 その上で、第7次エネルギー基本計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、必要な脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示ししました。 原子力は、エネルギー安全保障に寄与する脱炭素効果の高い電源であり、安全性の確保と地域の理解を大前提に最大限活用していきます
13	武力攻撃リスクを考えると原子力発電の利用を推進するべきではない	原子力発電所への武力攻撃に対しては、イージス艦やPAC-3などにより対応するほか、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）や「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しています。その上で、原子力の活用にあたっては、いかなる場合でもゼロリスクはないという認識のもと、原子力規制委員会が定める新規制基準に基づき安全対策を徹底するとともに、テロや武力攻撃など様々なリスクを想定し、自衛隊・警察・事業者といった関係者で情報共有や共同訓練を実施するなど、連携強化に取り組んでいます。 本行動指針案では安全対策の充実に向けた環境づくりとして「各原子力発電所等の警備に関する関係省庁・関係機関との間の連携体制強化の取組への事業者の協力推進」を行うこととしており、引き続き、原子力発電所の安全性向上に向けて、不断に取り組んでいきます。 その上で、第7次エネルギー基本計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、必要な脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示ししました。 原子力は、エネルギー安全保障に寄与する脱炭素効果の高い電源であり、安全性の確保と地域の理解を大前提に最大限活用していきます。
	ロシアのウクライナ侵攻を見て明らかなように、現代において原子力発電所はもはや国の弱点に過ぎません。 ロシアによるウクライナ侵攻では、原子力施設が軍事攻撃の対象となり得ることが現実の問題となりました。日本政府も特定利用空港・港湾の整備や防衛力強化を進めていますが、有事において原発は重要な攻撃対象となります。事故対策だけでなく、武力攻撃やテロへの対策にも限界があります。原発を維持することは国民の安全保障上の脆弱性を高めることにつながります。 ロシアはこの間ウクライナのチェルノブイリ原発やザポリージャ原発を数回にわたって攻撃し、ウクライナもまたロシアのクルスク原発をドローン攻撃しています。また米国・イスラエルから攻撃を受けたイランは、UAEのパラカ原発を攻撃し、米国・イスラエルもイランのブシェール原発を攻撃しています。国際法無視の大国の横暴は、原発をも軍事攻撃の標的にすることを平然と次々行っています。不安定な国際情勢の中で、原発は安全保障上大きなリスクになっています。 世界では原発が攻撃対象となっており、ウクライナでは原発が攻撃を受ける中で稼働を続けています。物理的に防衛が困難な施設を国土に多数抱えることは、国家安全保障上の重大なリスクとなり現実的ではないことを認めるべきです。	

	そもそも原発は、国規模の戦闘攻撃に耐えられる設計になっているわけではないし、どれだけ費用をかけても対処できるはずもない。実際に戦闘になれば、真っ先に攻撃目標にできるし、攻撃するという脅しも有効になる。当案は、安全保障と相容れない、全く考慮していない施策である。 大量のプルトニウムや高レベル放射性物質が集積する再処理工場は、有事においてテロや武力攻撃の最大級の標的となる危険性があり、国防および国民の生命に対する致命的な安全保障上の脅威です。このような巨大な脆弱性を抱える施設の推進は、国家の安全を根本から脅かすものであり、断じて認められません。	
14	バックエンド問題が解決していないのに、原子力発電の利用や、原子力発電所の建設を推進するべきではない	使用済燃料の再処理を始めとする核燃料サイクル、円滑かつ着実な廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分といったバックエンドへの対応はいずれも原子力を長期的に利用していくにあたって重要な課題です。 核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場の竣工は、必ず成し遂げるべき重要課題であり、同工場の竣工に向け、工程全体の進捗管理や人材確保の調整などについて、国として責任を持って取り組みます。 また、今後、全国で廃炉の本格化が見込まれる中、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（N u R O）における、国内外の廃炉の先進事例の調査や、業界大での廃炉の知見・ノウハウの共有など、全国の廃炉の総合マネジメントの実施や、低レベル放射性廃棄物の処分の対応など、円滑かつ着実な廃炉を実現できるよう、国として必要な取組を進めます。 さらに、原子力発電の活用を進めつつ、同時に最終処分場の確保を進めていくことも重要であると考えており、諸外国でも、30年以上にわたり、試行錯誤を繰り返しながら、処分地の選定を進めてきています。具体的には、地質的に好ましい地域の提示や地域に対する調査の申入れ、地域住民との対話活動や地域共生策の提示など、各国の事情に応じて、様々な方法で処分地の選定に取り組んでいます。 我が国においても、2017年に「科学的特性マップ」を策定し、地層処分に好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域をお示し、以降、全国での説明会に取り組んできました。2020年には北海道寿都町・神恵内村、2024年には佐賀県玄海町で文献調査を開始するに至っています。 また、処分地選定に向けた調査について、地域任せにせず、国の責任で地域にご協力をお願いしていくとの考え方の下、本年3月、東京都小笠原村南鳥島に対し、国の責任で文献調査の実施を申入れを行い、本年5月には文献調査が開始されました。 最終処分事業は、地域の御理解無くして進めることは困難であり、文献調査を実施中の地域はもちろんのこと、広く全国で最終処分についてご理解を得られるよう、国が前面に立って取り組んでいきます。
	放射性廃棄物の最終処分問題は依然として解決していません。高レベル放射性廃棄物の最終処分地は決まっておらず、使用済み核燃料も増え続けています。指針案は国主導で理解活動や自治体への働きかけを強化するとしていますが、処分方法が確立されていない危険な廃棄物を生み出し続けること自体が無責任です。将来世代に管理責任と危険を押し付ける政策は認められません。 高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場すら決まっていない現状で、さらに原発の新設や建て替えを進めることは、将来世代に対してあまりにも無責任であり、倫理的に許されません。 いわゆる「トイレなきマンション」状態という重大なバックエンド問題の出口が全く確立されていないにもかかわらず、リプレイスや新設によって将来世代へさらなる放射性廃棄物の負担（負の遺産）を増やし続ける方針は極めて不誠実であり、容認できません。 核燃料サイクル政策が行き詰まり、かつ高レベル放射性廃棄物の最終処分場が決まっていない現状において、次世代革新炉を含めた原発のリプレイスや新設を進めることに断固反対します。 核廃棄物処理の計画が破綻したままです。 六ヶ所再処理工場は27回の延期を重ね、ガラス固化も実現していません。 使用済燃料は各地で貯蔵限界に近づいており、最終処分地の選定も進んでいません。 廃棄物処理の見通しが立たないまま新たな原発を建設することは、将来世代に長期のリスクと負担を押し付けるものです。 この燃料プールが各地で満杯に近づいており、問題となっている。使用済み核燃料の最終処分場も中間貯蔵施設も確立されず、放射能汚染の拡大の可能性が懸念される中でなんら方針が示されないまま、原発の「最大限利用」が進められようとしていることは問題であり、この点に関する検討を加え、再提案していただきたい。 最終処分地がいまだに決定していない現状において、2050年代までに11基～14基分（約1,270万kW～1,600万kW）もの建て替えを見込み、次世代革新炉を新たに開発・設置することは、将来世代への負担（核のごみ）をさらに増大させるものです。処分先が決められない現状がありながら、新たな廃棄物を生み出す政策を推進するべきではありません。	
15	原子力に係る費用を明らかにすべき。コストが高いので原子力発電の利用を推進するべきではない	発電コスト検証WGにおいて2025年2月にとりまとめられた報告書では、2040年の原子力発電のコストについて、①安全対策費を含む建設費や、②東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や除染にかかる費用、③最終処分にかかる費用も含めて、現時点で合理的に見積もることができる費用を全て織り込み算定し、キロワットアワーあたり12.5円以上とお示しました。こうした検証も踏まえ、原子力発電については、第7次エネルギー基本計画において、「他電源と遜色ないコスト水準」としております。 その上で、同計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、必要な脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示しました。 原子力は、エネルギー安全保障に寄与する脱炭素効果の高い電源であり、安全性の確保と地域の理解を大前提に最大限活用していきます。
	誰が安全対策に対する費用を出し、どのような対策を実際に講じるのか、いつまでにやるのかなど記載内容に具体性がなく、安全を語る内容になっていない。「方向性と行動指針」とは言え、納得性は乏しい。 増設にかかる概略費用、人員、年数その後の維持メンテ費用、廃炉費用、放射性廃棄物の処理の立地場所拡大、その費用。また、地方へ渡す補助金等々が、どのくらいになるかを示すのも、国の大切な責任かと思います。それについて、どう試算されているか、その試算結果をご教示ください。 原発のコストは非常に高く危険性もあるため中止するべきであると考える。 原発のコストについても、建設費だけでなく、廃炉費用、事故対応費、最終処分費用、地元対策費、国民負担、電気料金への影響を含めて、国民に分かりやすく示す必要があります。原子力を「安価な電源」と説明するのであれば、将来に発生する費用まで含めた正直な比較が不可欠です。 バックエンド費用の全体像(廃炉・再処理・最終処分にかかる総コスト)を国民に開示し、電気料金や税負担としてどの程度が転嫁されるのかを明示しないまま、新增設を含む長期活用方針を打ち出すのは、負担と受益の関係が不透明なまま既成事実化を図るものと言わざるを得ない。	

	原子力は「安価で安定的」とされておりますが、近年の建設費は2020年から2025年で年率4.3％上昇し、2040年には1.4兆円規模に達する試算が示されています。国際比較でも、日本の原発コスト推計だけが低く見積もられており、実際の国内電力会社の原発単価は過去の2から3倍に上昇しています。さらに、福島第一原子力発電所の処理をめぐっては、発生する放射性廃棄物量が通常炉の891倍に達し、費用も総額21.5兆円規模と試算されています。建設・維持・廃炉など原発に関わるコストは、想定以上に高コスト体質となっていることを認め、原子力政策自体を見直すべきです。	
16	原発はトラブルが多く、電力安定供給に寄与しない	S＋3E（安全性(Safety)＋自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment))の全てを満たす完璧なエネルギー源は存在せず、エネルギー安定供給を確保するには、あらゆる選択肢を追求していくことが不可欠であると考えています。第7次エネルギー基本計画では、原子力は「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで発電が維持できる準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と技術自給率を有する自律性が高い電源であり、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少ない。また、天候に左右されず一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源である。」とされています。 その上で、原子力の利用に際してはいかなる事情よりも安全性が最優先であり、高い独立性を有する原子力規制委員会により安全性が確認されなければ、発電所の運転ができないことはもとより、安全規制の充足にとどまることなく、プラントの保守管理や組織マネジメントの改善・高度化に不断に取り組むことが重要と考えております。こうした方針を明確にするため、本行動指針案では、不断の安全性向上の取組を記載しております。
17	ウランは輸入に頼っており、原子力発電はエネルギー安全保障に寄与しない	第7次エネルギー基本計画では、原子力は「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで発電が維持できる準国産エネルギー源」とされております。 その上で、同計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、必要な脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示ししました。 原子力は、エネルギー安全保障に寄与する脱炭素効果の高い電源であり、安全性の確保と地域の理解を大前提に最大限活用していきます。
18	原子力を脱炭素電源とすべきではない	第7次エネルギー基本計画において、「再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠である。」としており、原子力は脱炭素効果の高い電源であると考えております。 具体的には、原子力は、運転時にCO2を排出しないことに加え、電源毎のライフサイクルCO2排出量でも、水力・地熱に次いで低い水準であると考えております。 その上で、バックアップ電源については、太陽光などの再生可能エネルギーと同様、S＋3E（安全性(Safety)＋自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment))の全てを満たす完璧なエネルギー源は存在せず、エネルギー安定供給を確保するには、あらゆる選択肢を追求していくことが不可欠であると考えています。 脱炭素社会の実現のために、着実に再稼働を進め、足元のCO2削減に寄与するとともに、2050年カーボンニュートラルに向けて建て替えを進めてまいります。
	原子力は「準国産エネルギー」と呼ぶこと自体に無理があります。準国産との呼称は、上流工程の対外依存を覆い隠す表現です。日本のウラン燃料は全量を輸入に依存しており、濃縮や再転換の工程も海外に頼っています。地政学リスクを語るなら、燃料供給網そのものが海外依存である原子力を安全保障の切り札とする論理は破綻しています。 燃料供給について見ると、世界のウラン供給および価格は近年、不安定化の度合いを強めています。現在、世界のウラン生産量の約41％はカザフスタンが占めていますが、同国からの輸出はロシア・ウクライナ戦争の影響を受けています。また、ニジェールでは軍事政権がフランス企業の採掘権を撤回する事態も発生しました。さらにロシア、中国を含めれば、世界のウラン供給の約56％は、日本を含む西側諸国にとって地政学的リスクを抱える地域に依存しています。加えて、2021年から2026年までの間に、ウラン価格は72％、濃縮価格は80％、転換価格は66％上昇しており、原子力発電を「安定した国産電源」と位置付けることには大きな疑問があります。 地政学リスクについて言及されていますが、継続的にウランの調達が必要だということは、化石燃料と同じ危険性を孕むことになるのではないのでしょうか。国際情勢によって、価格の変動も、調達困難になることも可能性として存在することになります。 ウランを輸入し国産ではない原発を、国産扱いの表現は無理があります。ごまかしのようです。 原子力発電はウラン供給を海外に頼るため、不安定なものである。「準国産」でなく「純国産」エネルギーである再生可能エネルギーを中心に推進すべきである。	
	原発は脱炭素電源ではない。確かに発電時に限れば二酸化炭素は発生しないが、ウランの採掘から精製、運搬、使用済み燃料の冷却、保管などどの工程でも大量にエネルギーを使う。 次世代炉はまだ技術が確立していないうえ、原発1基建設するのに約10年かかります。2030年までに世界全体で温室効果ガス排出量を半減させる必要がある中、時間軸がズレていると言わざるを得ません。そのため、原発による脱炭素は非現実的であり、比較的すぐに導入可能な風力・地熱・太陽光発電の急ピッチでの導入をさせていただきたいです。 原発はボイラーを加熱する方式で、熱せられた冷却水によって海水温が上昇する、地球温暖化設備だ。グリーントランスフォーメーションの真逆だ。	

	原発は脱炭素電源だから推進すべきだという説明には基本的な誤りがある。 ウラン採鉱から最終処分までの間に大量のCO2を排出するのでGXには寄与しない。 定期点検ごとに火力発電のバックアップが必要となる原子力を維持することは「脱炭素電源の供給確保」の裏で、化石燃料電源を維持することになる。 原発は温排水によって海洋の藻場、すなわち炭素固定の生態系を破壊するなどして、二酸化炭素の大気中濃度を高めてしまいます。したがって、原発を脱炭素電源と呼称しないでください。	
19	原子力ではなく、再エネや系統の整備など別の選択肢を追求すべき	S + 3 E（安全性 (Safety) + 自給率 (Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)）の全てを満たす完璧なエネルギー源は存在せず、エネルギー安定供給を確保するには、あらゆる選択肢を追求していくことが不可欠であると考えています。第7次エネルギー基本計画では「電源構成における基本的な考え方としては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要がある。」とした上で、「再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠である。」とされています。引き続き、政府として、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合の「S + 3 E」のバランスを取りつつ、責任あるエネルギー政策を進めてまいります。
	再生可能エネルギーは世界的に急速な拡大が続けています。太陽光発電や風力発電の発電コストは大幅に低下し、多くの国で最も安価な電源となっています。蓄電池、送電網整備や系統柔軟性の確保、需要側の省エネルギー、需給調整の技術的・制度的な取り組みなどを組み合わせることで、再生可能エネルギーを主力電源とする社会は十分に現実的な選択肢となっています。 莫大なコストと時間がかかり、事故のリスクを伴う原子力に国費やリソースを費やすのではなく、再生可能エネルギーの爆発的な普及と省エネ技術の推進にすべての投資を集中すべきです。 地震、津波、豪雨などの自然災害が頻発する日本では、大規模電源への依存よりも、再生可能エネルギー、蓄電池、地域分散型電源を組み合わせたシステムへの転換こそ必要です。 今後は、 * 省エネルギー * 再生可能エネルギー * 蓄電池 * 送配電網の強化（特にに東西間の送電電力量の増加（約1 0 0 0万k w程度まで） * 分散型電源 * 地域エネルギー自立 を中心とした政策へ転換すべきです。これらは災害時のレジリエンス向上にも資する	
20	原子力発電所は気候変動対策や需要増加に間に合わない	2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。中でも、原子力発電所の開発・設置には長期間を要するため、将来の需要増加や脱炭素化に備えて早期から計画的に取り組む必要があります。本指針は、2040年代以降も見据えた中長期的観点から必要な取組を示すものであり、再生可能エネルギーの最大限導入等とあわせて、脱炭素電源の確保に取り組んでまいります。
	AIや半導体工場の電力需要に備えるというが、原発の建て替えには15年から20年かかる」と聞く。それでは遅すぎる。 原発のリプレースは、政策としての現実性を欠いています。近年の原発建設では、世界各国で建設費の大幅な増加と工期の長期化が相次いでいます。新規原発の完成には少なくとも10年以上を要し、電力需給や脱炭素化へ迅速に対応できるものではありません。	
21	再エネの推進を妨げるので原子力発電を推進すべきではない	すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく必要があります。
	電力会社ごとの「縦割り系統」の維持や、原発の再稼働・延命を前提とした歪んだ系統運用を続け、結果として再生可能エネルギーの接続を制限してきたこれまでのアプローチこそが、日本のエネルギー自給率向上を阻んできた主因である。 また原発を使うことにより出力制限が行われ再生可能エネルギーがつぶされてしまいます。原発を推進する前に安全な再生可能エネルギーにシフトすることを求めます。 原発は出力調整が難しく柔軟性に欠け、再エネ100%化の妨げにもなり、再生エネルギー事業者が出力抑制を強いられています。 世界は燃料のいらない、安価な太陽光発電が天井なしで伸びています。真の脱炭素電源である再エネを抑制してしまう原発を即刻やめるべきです。	エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S + 3 Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 脱炭素電源の拡大に向けては、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
22	出力制御（優先給電ルール）について、原子力が再エネより優先する必要性や、まず火力を抑制するといったルールが守られているのかについて、示すべき。	出力制御を行う際の対応については、電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針において、環境への影響、調整の容易さ、経済性等を踏まえて順序を定めた優先給電ルールとして規定されています。また、再エネ事業者間の公平性を確保する観点からは、資源エネルギー庁が定める「出力制御の公平性の確保に係る指針」に基づき、一般送配電事業者は年度単位で出力制御の機会が均等となるように、順番に出力制御を実施しています。その上で、再エネの出力制御が行われた場合は、電力広域的運営推進機関において、出力制御を行うに至った根拠や制御の具体的内容、その必要性について事後検証し、公表しています。
	太陽光や風力などの自然エネルギーによる発電を切断している現状があります。その詳細な情報開示の下、原子力の必要性を数値的に国民に明らかにすべきです。 資源エネルギー庁は「なるほどグリッド 出力抑制について」（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/08_syuturyokuseigy.html）で、まずは火力の抑制をと書いているが、そのことが本当に守られているのか？ 九電や関電も多数の原発を稼働しているが、この原則を守っているのか？ 経産省・資源エネルギー庁には、出力制御について実情を詳しく説明することを求める。	

23	送配電事業を完全分離するとともに、再生可能エネルギーの普及のため、多くの発電事業者と小売電力事業者が市場に参入できる市場・制度とするべき。	東日本大震災以降に行われた電力システム改革の一環で、多様な発電事業者・小売電気事業者が公平・中立に送配電網を利用できる健全な競争環境整備のため、発電・小売部門と送配電部門の法的分離（発送電分離）が行われました。また、発電事業と小売電気事業はいずれも自由化されており、再生可能エネルギーによる発電を行う者や再生可能エネルギーに特化したメニューを提供する者も含め、多くの事業者が参入しています。
	現在の電力市場は、原子力発電所や火力発電所といった大規模発電所を所有する旧一電が非常に有利な構造となっている。法的には「発電／送配電／売電の分離」と言われているが、実際は、旧一電によるいくつもの顧客情報流出が起きていることからわかるように、分離はされていなく、旧一電が圧倒的に有利になる市場が形成されている。	
	多くの発電事業者と小売電力事業者が市場に参入できる市場／制度が再生可能エネルギーの普及に欠かせない。	
24	国民が発電に用いるエネルギーの種類を選ぶことが出来る仕組みが必要ではないか。その上で、それに対応し、FIT賦課金制度を見直すべき。	電気料金は自由化されており、再生可能エネルギーに特化したメニュー等、多様な料金メニューが登場している中で、需要家が自由にメニューを選択できる仕組みとなっております。 再エネ賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法に基づき、FIT/FIP制度における再エネ電気の買取り等に必要な費用として利用者の皆様に広く公平に御負担いただいております。引き続き、買取価格の引き下げ等による国民負担の抑制を図りつつ、制度を適切に運用してまいります。
	我が国では、国の根幹を担うエネルギー問題や原子力発電の是非が、国政選挙や地方自治体選挙の公約などに利用されている。そのため、電力安定供給及びエネルギーの安全保障を両立させるとしながらも、報告書案では今後の電力供給の原子力発電の割合は2割にとどまっており、原子力利用を国民の理解を得るために多くのページを割いている。原子力技術の利用にあたっては、東電福島第1事故の教訓も忘れず、新規原子力発電は一層の安全性を有するものでなければならないが、電力自由化の中で、国民（電力消費者：個人、法人）が、エネルギーの種類を選択できる仕組みが必要である。これにより、国民（電力消費者）の意向が確認でき、その結果を踏まえて、国民が選択するエネルギーを供給する仕組みが必要である。	
	具体的には、消費者の電力メニューに、「原子力発電の電力希望」と「それ以外の電力希望」のメニューを作って、消費者が選択できるようにすることを提案する。消費者の選択の割合に応じた発電方式での供給計画とする。	
	「原子力発電の電力希望」の消費者にはFIT賦課金は免除する。「それ以外の電力希望」の消費者には、FIT賦課金の全てを負担してもらう。	
	一方、低所得者（例えば年収150万円以下）の方が、過大なFIT賦課金を負担しないように、低所得者で申請された方は、FIT賦課金に上限値（例えば、賦課金を含む現状の消費者の電気料金の1割程度の3円/kwh）を設けることとし、それにより不足する賦課金は、その他のFIT賦課金を負担する消費者に上乘せする。	
	なお、変動電源の電力安定供給には蓄電池は欠かせないので、この蓄電池コストは、FIT賦課金対象とすることが必要である。	
25	原子力利用が事業者の経営改善のためなのであれば、政府の行動指針に記載すべきではない	第7次エネルギー基本計画では「原子力は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで発電が維持できる準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と技術自給率を有する自律性が高い電源であり、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少ない。また、天候に左右されず一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源である。DXやGXの進展等により増加が見込まれる電力需要、特に製造業のGX、定格稼働するデータセンターや半導体工場等の新たな需要のニーズに、原子力という電源の持つ特性は合致することも踏まえ、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。」とされております。周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力を含むあらゆる電源を有効活用する必要があります。 このようなエネルギー政策上の重要性を踏まえ、政府として行動指針を定め、政府及び事業者等の関係者が共有すべき方向性を示すものです。
26	原子力のバックエンドを巡る課題の解決に向け、着実に取り組むべき。原子力発電所の活用は、バックエンドに関する取組と一体的に議論すべき。	使用済燃料の再処理を始めとする核燃料サイクル、円滑かつ着実な廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分といったバックエンドへの対応はいずれも原子力を長期的に利用していくにあたって重要な課題です。 核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場の竣工は、必ず成し遂げるべき重要課題であり、同工場の竣工に向け、工程全体の進捗管理や人材確保の調整などについて、国として責任を持って取り組みます。 また、今後、原子炉等の解体作業が本格化することが見込まれる中、我が国全体の廃炉を円滑かつ着実に進めるため、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（NuRO）が廃炉推進業務として廃炉の総合的マネジメントを行うこととし、具体的には、NuROにおいて、廃炉に関する知見・ノウハウの蓄積・共有や廃炉工程全体を円滑化・効率化するための取組等を実施しています。 高レベル放射性廃棄物の最終処分は、特定の地域だけの問題ではなく、全国で取り組むべき国家的な課題であり、諸外国でも、30年以上にわたり、試行錯誤を繰り返しながら、処分地
	核燃料サイクル、廃炉、最終処分を含むバックエンドの課題は、原子力を持続的に活用していく上で避けて通ることのできない重要課題である。足元では、既設発電所の再稼働が進む中、使用済燃料対策の緊迫度は一層高まっている。これらの課題に対する取組を着実に進めることは、原子力政策全体に対する国民の信頼確保にも直結する。そうしたなか、行動指針において、核燃料サイクルの推進、廃炉の円滑化、最終処分プロセスの加速化が明確に位置づけられたことを評価したい。長期的な視点として高速炉サイクルの確立も視野に、引き続き、バックエンド全体について、工程の遅延や不確実性が原子力の持続的活用に対する信頼を損なうことのないよう、国が前面に立って確実に推進いただきたい。	

	核燃料サイクル・廃炉・最終処分は、原子力発電事業者や発電した電気の需要家を含む恩恵の享受者が果たすべき責任であり、社会的課題である。しかしながら、いまだ解決の道筋をつけたとは言い難く、課題の早期解決に向け、取り組みを加速させる必要があり、さらなる官民の役割分担および連携強化などの事業環境整備が必要である。具体的には、原子力事業者を取り巻く経営環境に関わらず、バックエンド事業を着実に進められるよう、必要な人材の確保および技術の維持・強化等に向けた事業環境整備を進める必要がある。 廃棄物の処理という最大の課題の道筋について、より明確なロードマップを持たないと、本政策への理解が得られるとは思わない。総合政策として平行して進めるのではなく、廃棄物への憂いを除くのが第一、そこにめどが立ったのちにそれ以外を進める、というのが、次世代に対する責任の取り方だと思う。 高レベル放射性廃棄物の処分地の見通しが立たないまま、11-14基規模の建て替えにより使用済燃料を新たに発生させ続ける方針を先行させるべきでない。本指針に、（１）放射性廃棄物の発生総量の管理（総量上限ないし発生抑制目標）の検討、（２）最終処分の見通しと原子力利用規模を連動させて定期的に見直す仕組み、を明記すべきである。 原子力政策の推進にあたっては、バックエンド問題（使用済み燃料を含む放射性廃棄物処理に関する課題）、安全対策といった課題について、国民の理解と信頼を得ながら進めることが不可欠であると考えており、原子力発電所の建て替えは高レベル放射性廃棄物の発生と不可分であることから、最終処分、中間貯蔵、再処理を一体的に議論すべきである。 六ヶ所再処理工場等の竣工・操業を官民総力で成し遂げる取り組みが強力に進められており、引き続き国の強いリーダーシップのもと、徹底した工程管理により確実な竣工・操業となるよう取り組んでいただきたい。 理由： バックエンド対策は、喫緊に解決しなければならない最重要課題であり、全国の原子力発電所における使用済燃料プールの逼迫は、既存炉の安定的・継続的な運転と核燃料サイクル全体の根幹を揺るがしかねないものである。	の選定を進めてきています。具体的には、地質的に好ましい地域の提示や地域に対する調査の申入れ、地域住民との対話活動や地域共生策の提示など、各国の事情に応じて、様々な方法で処分地の選定に取り組んでいます。 我が国においても、2017年に「科学的特性マップ」を策定し、地層処分に好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域をお示し、以降、全国での説明会に取り組んできました。2020年には北海道寿都町・神恵内村、2024年には佐賀県玄海町で文献調査を開始するに至っています。 また、処分地選定に向けた調査について、地域任せにせず、国の責任で地域にご協力をお願いしていくとの考え方の下、本年3月、東京都小笠原村南鳥島に対し、国の責任で文献調査の実施を申入れを行い、本年5月には文献調査が開始されました。 最終処分事業は、地域の御理解無くして進めることは困難であり、文献調査を実施中の地域はもちろんのこと、広く全国で最終処分についてご理解を得られるよう、国が前面に立って取り組んでいきます。
27	安全保障の観点から、エネルギー関連事業の運営状況を確認すべき	原子力発電所を含め、経済安全保障上重要となる基幹インフラにおいて重要設備の導入・維持管理を行う際は、経済安全保障推進法に基づき、当該設備が基幹インフラの役務を損なうことがないか審査しています。引き続き、関係機関と連携し、必要な審査を行っていきます。
	エネルギー関連事業については、安全保障の観点から、外資による重要インフラへの参入状況や事業運営について継続的に確認・検証する体制を充実させていただきたいと考えます。法令を遵守して実施されている事業についても、重要インフラとしての公共性を踏まえ、透明性を確保しながら必要な監督・管理を継続することを要望します。	
28	原子力発電の利用は、軍事目的なのではないか	
	このようにエコロジカルでない原子力発電所の増設をうたうのは軍事技術としての原子力を保持したいというのがその動機だと思っています。 この期に及んでまだ原子力発電技術に固執する政府の方針には、隠された目論見があるように推測されます。それはまさに、核兵器の保有を目指すという目論見です。	原子力発電を含む我が国の原子力利用は、原子力基本法に基づき平和の目的に限定されています。また、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の厳格な適用を受けており、IAEAから、長年にわたり、我が国にある全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの評価を得ています。本指針においても、原子力発電を含む我が国の原子力利用は、エネルギーの安定供給、脱炭素化及び国民生活の向上を目的としており、軍事利用を目的とするものではありません。
29	原子力発電所の事故が起こった際の責任の所在を明確にすべき	原子力発電所の事故が生じた場合に事業者が責任を負うべきことは、「原子力損害の賠償に関する法律」に規定されています。その上で、第7次エネルギー基本計画に記載のとおり、「万が一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任をもって対処する」こととしております。政府としては、原子力損害賠償法に基づく損害賠償措置に加え、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の枠組みに基づく相互扶助スキームを整備しており、被害者に対する賠償が迅速かつ適切になされるよう、引き続き責任を持って対応してまいります
	あれだけの事故を引き起こしながら、東京電力を含め誰一人として刑事上・経営上の責任を明確な形で取っていない。責任の所在が曖昧なまま「反省と教訓」を繰り返す文言だけが並んでおり、実に空虚。本案は無責任に次世代革新炉の開発・設置や既設炉の運転延長・再稼働加速を打ち出しており、事故の教訓が政策の歯止めとして機能していない。 福島原発事故の最大の教訓は、政府と企業に責任を取らせること、免責文化からの脱却だと思います。 福島第一原発事故の大惨事後、国も東電も責任を取っていません。 結果責任をだれがどのようにとったのか、結果責任が問われない活動はどうしても、甘さが出る。今後、国、各企業、審査をする機関の責任分担と責任の取り方を明確にし、「責任」をより自覚した原子力産業を推進すべきです。 その背景には、政府が福島第一原発事故に対する国の法的責任を認めず、東京電力の過失責任についても曖昧な姿勢を続けていることがある。まず必要なのは、国と東京電力の責任を明確にし、事故被害と真摯に向き合うことである。	

30	福島第一原発の廃炉と福島の復興に全力を尽くすべき	福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉は政府の最重要課題であり、引き続き政府一丸となって必要な取組を進めてまいります。 廃炉については、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下中長期ロードマップ）に基づき、国内外の叡智を結集し安全かつ着実に取組を進めます。使用済燃料プールからの燃料取出しについては、2号機からの取出し作業を2026年6月に開始し、汚染水発生量については、2025年度には一日あたり約60トンとなり、最大発生時の9分の1程度にまで低減しました。また、2024年11月、2025年4月の2回にわたり、2号機において燃料デブリの試験的取出しに成功するなど、一步一步着実に前進しています。引き続き、安全かつ着実な廃炉に向けて取組を進めてまいります。 ALPS処理水については、2023年8月に海洋放出が開始されました。これまでのモニタリングの結果や国際原子力機関（IAEA）の評価から、ALPS処理水の海洋放出は人や環境への影響がなく、安全であることが確認されています。引き続き、安全確保、輸入規制への対応、風評対策、なりわい継続支援に取り組みます。 また、被害者の方々の個別の御事情を丁寧にきめ細かくお伺いしながら、公平かつ適切な賠償が行われることが重要です。今後とも、被害者の方々の気持ちに寄り添いながら、しっかりと賠償が行われるよう、東京電力に対して指導してまいります。 避難指示及び避難指示解除について、発災当時においては、原子力安全委員会の意見を受け、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告における参考レベルの幅である年間20～100mSvのうち、最も厳しい値である年間20mSvを参考にして避難指示を実施しました。国としては、長期目標として、個人の追加被ばく線量が年間1mSv以下となることを目指しており、その実現に向けて引き続き総合的・重層的に放射線防護策を講じてまいります。 また、2017年の福島特措法改正により、将来にわたって居住を制限するとされた帰還困難区域において、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を位置付けました。その後、2023年11月までに、葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯館村の6町村の全ての特定復興再生拠点区域において、避難指示解除がなされました。特定復興再生拠点区域外については、2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう、特定帰還居住区域制度の下、ご意向を個別・丁寧に把握し、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めてまいります。
31	福島第一原発廃止措置にかかる中長期ロードマップを見直すべきである	中長期ロードマップは、従来から、現場の状況、対策の進捗、研究開発の成果などを踏まえ、継続的な見直しを行っていくことが基本的な方針です。この方針の下で、今後必要があれば見直しを実施していきます。 なお、現在は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力が、2051年までの福島第一原子力発電所の廃止措置終了を目指して、技術的な検証を進めている段階です。引き続き、2051年までの廃止措置終了に向けて、安全確保を最優先に取り組むよう、東京電力を指導していく方針です。
	フクイチ核災害は発生から15年以上経っても、サイト内は全く収束しておらず、各種の放射性廃棄物の分析・処理・処分方法も明確になっておらず、それらに要する期間・費用・人員（所謂「リソース」）も明確になっていません。 オフサイトでも、核災害による市場構造の変化に伴う一次産品の価格や価値の変動、被ばく・汚染した環境の原状回復の責任、被害者への賠償・補償等の課題が山積しています。 福島事故は終わっていません、「廃炉」の定義が曖昧で「廃炉」まで百年以上もかかると言われ、ロードマップも2019年以来更新されず先が見えない状態です。住んで居た地域に帰還できない人もいて今も日本は「原子力緊急事態宣言」下、10兆円以上の税金を投じて、東電は経営破綻状態。被ばくにより健康被害を受け死亡した人も多数です。 指針は避難指示解除の進捗を数字で示しますが、避難生活の長期化によって命を落とした人々の存在に触れていません。福島県の集計では、地震や津波の直接的な被害ではなく、避難生活の負担やストレス、医療・介護体制の崩壊によって亡くなった震災関連死の認定者数が、原発事故に関連するものだけで2000人を優に超える水準に達しています。直接死者数を上回るこの数字は、原発事故が命そのものを奪い続けてきたことを示す最も重い事実の一つです。指針が「今なお避難生活を強いられている被災者の方々の心の痛みにしっかりと向き合い」と述べる一方で、その避難生活そのものが人の命を奪ってきたという事実には一言も触れず、心情面の配慮を語る言葉だけが浮いています。 本案は、再処理工場の竣工・操業、使用済燃料の中間貯蔵能力の拡大、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定などを、今後も進めるべき課題として列挙している。これは、原発のバックエンドが技術的にも社会的にも完結していないことを、本案自身が示している。 処分先が決まっていない使用済燃料を「再生可能な有用資源」と呼ぶだけでは、保管と処分の問題は解決しない。新たな放射性廃棄物を生み出す原発新設を決める前に、福島第一原発の廃炉、被災者への支援と地域再生、既に存在する使用済燃料及び放射性廃棄物の安全管理と処分に、予算と人材を優先的に充てるべきである。 福島第一原子力発電所の廃炉、福島の復興に全面的に注力すべきであり、同時並行的に「再稼働の加速・機設炉の最大限活用」などを掲げるべきではない。 本当に、福島事故を反省し、教訓とするのなら、「まず事故を終末させ被害にあったたくさんの方たち（復興庁によっても2万人以上が避難を続けている）への謝罪、賠償などの救済を行い、2度と苛酷事故を起こさないために事故原因を徹底究明して、各原発が廃炉となるまで安全であるための対策にする。」ということがまずなされるべきである。	

	深刻なのは、ロードマップの記述そのものが変質してきた経緯です。2025年12月の指摘によれば、ロードマップからは「燃料デブリ取り出し終了」や「原子炉の解体」といった重要な目標項目が、いつの間にか姿を消しています。廃炉完了時の具体的な姿、いわゆるエンドステートを明示する項目が失われたまま、30年から40年後の廃止措置終了と、期限だけがスローガンのように掲げられ続けている実態が専門家から指摘されています。達成が困難になった具体的な中間目標を静かに取り下げ、それによって誰も責任を問われないまま、抽象的な年限だけが独り歩きしている構造です。 福島第一原発について、本当に完全な解体を目指すのか、それとも、通常炉600基分に相当しうる廃棄物量と数世紀規模の期間を要する事業に固執するのではなく、燃料デブリを含む放射性物質を現状の状態 で安定的に密封管理し、放射能の自然減衰を待つ選択肢を正面から検討するのか。この根本的な選択について、政府、東京電力、そして日本原子力学会の間でさえ、明確な合意には至っていません。それどころか、この選択肢そのものを国民的な議論の俎上に載せる動きは、専門家からの問題提起にとどまり、政策決定の場に十分に反映されているとは言えません。 廃炉における遠隔操作技術開発や人材育成が謳われているが、燃料デブリの取り出しは度重なる延期を経ており、廃炉工程表自体の実現可能性に対する検証が不足している。 福島第一原発の廃炉作業も2051 年完了と周辺住民へ約束しているが、残り25 年で果たして完了出来るのか。	
32	福島第一原子力発電所の廃炉について、廃炉作業が予定通り完了するのか疑問。また、廃炉の最終的な形が明確ではない。	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉については、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、国内外の叡智を結集し安全かつ着実に取組を進めます。 廃炉の最終的な絵姿については、地元の皆さまと意思疎通を図り、その想いもしっかりと受け止めて具体化していく必要があると考えております。
	この行動指針が見落としているのは、廃炉が完了した際に福島第一原発の敷地がどのような状態になるのか、その最終形が定まっていない事実です。通常、原発の廃炉といえば、すべての建屋を解体し、敷地を更地に戻し、住宅地や農地など自由な用途に転用できる状態にすることが一般に想定されています。国内で唯一廃炉を完了させた日本原子力研究開発機構の動力試験炉も、この更地化のモデルに近い形で処理を終えています。 しかし福島第一原発について、日本原子力学会の廃炉検討委員会が2020年に公表した報告書は、廃炉の最終形として、すべての建屋を解体撤去して更地に戻す「完全撤去」、地下の構造物などを残して土をかぶせて管理する「部分撤去」など、100年から数百年の幅を持つ複数のシナリオを提示しています。この報告書が引用する試算によれば、放射性廃棄物の発生量は、完全撤去の場合で約780万トン、これは事故を起こしていない通常の原発600基分に相当する規模です。部分撤去であれば約440万トン、さらに放射性物質が自然に減衰するのを待つ期間を設ければ約110万トンにまで抑えられるとされています。いずれの数字も、この行動指針はもちろん、廃炉の議論の中で国民に広く共有されているとは言い難い規模です。	
33	福島第一原子力発電所の賠償費用を託送料金で回収する制度は問題ではないか。また、廃炉費用を正確に見積もるべきではないか。この議論をしないままに、推進政策のみ議論することは許されないのではないか。	賠償負担金については、福島の復興を支える観点から、２０１６年度に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」等に基づき、国民全体で福島を支える観点から、２０１７年に託送料金を通じて広く公平に回収を行う制度措置を行ったものです。今後も引き続き、福島復興等に取り組んでいくために必要であると考えています。 また、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に必要な費用の見通しについては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による有識者へのヒアリング等に基づき、一定の蓋然性を持った金額として、デブリ取り出しまでの費用は約８兆円とお示ししていますが、世界にも前例のない困難な事業であり、デブリ取出し後の処分が必要となる分量や処分方法は見通せないため、燃料デブリの処分費用まで含めた全体の廃炉費用を「一定の蓋然性」を持って算出することは難しいと考えます。 第７次エネルギー基本計画に記載の通り、「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて、エネルギー政策を進めていくことが、エネルギー政策の原点」と考えております。事故の教訓と反省を忘れることなく、今なお避難生活を強いられている被災者の方々の心の痛みにしっかりと向き合い、国が前面に立ち、福島の復興に最後まで取り組んでいきます。 その上で、D XやG Xの進展により電力需要増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況であり、低いエネルギー自給率や火力発電への高い依存といった課題を克服する観点でも、再エネや原子力などの脱炭素電源の確保が求められている状況であり、第７次エネルギー基本計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、必要な脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示しました。 原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していきます。
	福島第一原発事故の賠償費用の一部が、本来原子力事業者が負担すべきところを、託送料金への上乗せにより需要家に転嫁されています。リスクとコストは国民に押し付けながら、免責の議論が先行していることに大きな危惧を覚えます。 福島第一原子力発電所事故の処理費用は、現在公表されている額を大きく上回る可能性がありますと言われています。廃炉や事故処理に最終的にどれほどの費用がかかるのかも、まだ明確ではありません。その負担が今後、電気料金などを通して私たち国民に及ぶことを心配しています。 東京電力が準備している8兆円の廃炉費用がデブリ取り出しまでであり、その後の費用は含んでいないことが、原子力政策にかかわるきわめて大きな問題だと考えるからだ。 原子力学会は福島第一の廃炉で発生する低レベル放射性廃棄物はおよそ780万トンと示す。通常炉の廃炉では9,000トン程度しか発生しないので、900倍近くの廃棄物が発生する。通常廃炉で発生する低レベル放射性廃棄物の処分地点も見つけられていない中で、これほど大量の廃棄物をいったいどこに処分するつもりだろうか。1基分の廃炉で発生する低レベル放射性廃棄物の処分費は、現在価値換算で250億円になるので、低レベル放射性廃棄物の処分だけで22兆円以上の費用がかかる。現在の8兆円という見積もりと合わせると、それだけで30兆円はかかる。当然、これ以外にも費用は積みあがる。あと25年で少なくとも30兆円以上という巨額の費用をねん出する必要がある。これは推進政策がもたらした惨事の後始末の問題だ。この議論をしないままに、推進政策のみ議論することは許されない。 東電福島第一原発事故の処理費用は、明らかに現時点公表額を大きく超えること、その道筋が見えていない。廃炉費用など明確ではありません。今後、これを理由とした国民負担が懸念されます。	

34	福島第一原子力発電所の燃料デブリの取出しは実現性が乏しく、早急にやるべきは、燃料デブリからの放射能拡散を抑制する措置ではないか。	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉については、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、燃料デブリの取出しを含めた取組を進めていく方針です。 燃料デブリについては、炉内の状況等から安定状態にあると考えられますが、リスクを可能な限り早期に低減することが重要との考え方から、燃料デブリを炉内から回収し、中長期的に安全性を確保することが望ましいと考えております。 そのうえで、燃料デブリの取出しについては、取出しを進めながら、徐々に得られる情報・経験に基づいて、柔軟に方向性を調整する、ステップ・バイ・ステップのアプローチで進めていきます。なお、福島第一原子力発電所の敷地境界における追加被曝線量を評価した結果、規制基準を満足していることが確認されています。
	福島原発事故の事故処理において実現性のないデブリ（デブリとはゴミのことで、本来はコリウムCoriumと言わなければいけない）取り出しを宣伝しているが、一番早急にやらなければいけないメルトダウンした原子炉から今も常に拡散されている放射能を抑制するシェルター建設をまったく無視している。	
35	燃料デブリの回収は困難ではないか。	燃料デブリの取出しは、福島第一原子力発電所の廃炉の中でも最難関とされる作業です。試験的に取り出した燃料デブリについて、これまでの分析を通じ、空洞があることなどが確認され、今後の取出しに使用する器具の選定等に資する情報が得られています。２０２５年７月に、それまでに得られたデブリの分析結果なども活用しつつ、燃料デブリの大規模取出しに向けた工程の一部が具体化されました。東京電力において現場調査等を進め、更に工程を精査していくものと承知しています。引き続き、燃料デブリの取出しに必要なとなる技術開発を支援するなど、国も前面に立って取り組んでまいります。
36	安全性や風評影響・風評被害の観点から、ＡＬＰＳ処理水を海洋放出すべきでない。情報公開が不足している。	ＡＬＰＳ等により、トリチウム以外の放射性物質について、安全性に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水（以下「ＡＬＰＳ処理水」という。）の海洋放出に当たっては、公衆や周辺環境の安全性を確保するため、トリチウム及びトリチウム以外の放射性物質について、国際放射線防護委員会（以下「ＩＣＲＰ」という。）の勧告に沿って従来から定められている核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく規制基準など、国内外の規制・ルールの厳格な遵守を東京電力に求めています。 こうした対応をとることにより、2023年7月に公表された国際原子力機関（以下「ＩＡＥＡ」という。）の「包括報告書」において、ＩＡＥＡは、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に対する取組は、関連する国際安全基準に合致しており、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出の人及び環境に与える放射線の影響は無視できるほどとなると結論付けています。周辺地域の公衆や環境、農林水産品等については、現在と同様、安全が確保されることとなります。なお、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（以下「ＵＮＳＣＥＡＲ」という。）の手法を用いてＡＬＰＳ処理水の処分に伴う放射線の影響評価を行った結果、自然放射線による影響（２．１mSv/年）と比較し、極めて小さいことが確認されています。また、2023年8月のＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始後、政府及び東京電力がモニタリングを実施し、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出の前後で、海水や魚類等の放射性物質濃度に大きな変化が発生していないか確認しています。加えて、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に関する安全性を確認するため、ＩＡＥＡによるレビューを継続して実施しています。こうしたモニタリングの結果やＩＡＥＡの評価から、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出が安全に行われていることが確認されています。 これらのＡＬＰＳ処理水の海洋放出の安全性やモニタリング結果等については、新聞やWeb広告等の媒体を用いた広報活動を実施するとともに、説明・意見交換を継続するなど、国内外に向けた科学的根拠に基づく、透明性の高い丁寧な情報発信を継続しています。 また、風評対策には引き続き万全を期していく所存であり、特に、三陸常磐ものの販売促進等については、政府をあげて取り組んでいるところです。引き続き、経済産業省として、東京電力に対し、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出を安全かつ着実にを行い、分かりやすい情報発信に努めるよう指導していくとともに、国内外への透明性の高い情報発信や風評対策に万全を期してまいります。
	指針案はALPS処理水について安全性確保と透明性の高い情報発信を継続するとしているが、実際には近隣諸国による輸入規制の影響を受けた漁業者等への補償・支援策が後手に回ってきた経緯がある。安全性の科学的評価と、社会的・経済的影響への対応は別次元の問題であり、後者への具体策(長期的な風評被害対策、代替輸出先開拓支援等)が指針案には乏しい。	
	汚染水を海洋放出して希釈するなど、あってはならないことです。いくらALPSで処理したといえ放射能は「0」ではないのです。人や環境に影響はなく安全であることが確認されている。とはあまりにも人間のおごりではないですか。直ちにやめるべきです。一旦放出すると回収はできません。	
	ALPS処理後の汚染水には、トリチウムだけでなく、低濃度ではあるがヨウ素129、ストロンチウム90、ルテニウム106などが含まれており、時に告示濃度限度額を超えたものも排出されている『ALPS処理汚染水』と呼ぶべきもので、希釈・排泄しているから済むというものではなく、総量として確実に海洋を汚染し続けている。	
	トリチウムは体内に入った場合、内部被曝の懸念があります。さらにトリチウム以外の放射性核種についても汚染水中にどの核種がどのくらい存在するか検証されておらず、放射性物質の総濃度、総量が不明のまま海洋放出となると被曝の実態が全く議論できないため、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出には絶対に反対です。	
	汚染水海洋放出について、IAEAは安全を認めたわけではない。	
	第4パラグラフには汚染水の海洋放出について述べられているが、「人や環境への影響がなく、安全であることが確認されている」は全くの虚偽であり、許されないこと。	
	海洋放出開始後も、中国をはじめとする輸入規制の継続、国内水産業における風評被害の実態については「科学的根拠に基づかない措置」という表現で片づけられ、被害を受けた漁業者の声そのものは記述の外に置かれています。安全性の科学的評価と、実際に生業を営む人々が被っている経済的・心理的負担は別の問題であり、後者への言及がないまま安全宣言だけが前面に出ている構成です。	
	アルプス処理汚染水に関しては、本来国内問題である原発事故処理対策を、特段の理由がないのに国際問題にしまい、外国からの数々の介入を許した責任をどう考えるのか、説明されたい。	
	汚染水について書かれているが一体なぜ人や環境に影響がなく、どこが安全なのか書かれていない。基本的にロンドン条約違反。	
	東京電力の公表資料によれば、2026年1月22日時点でＡＬＰＳ処理水等の貯蔵量は約125万立方メートルに達し、そのうち64パーセントは、過去の設備不具合や運用方針により、放出基準となる告示濃度をなお上回る水準にあります。日々発生する汚染水の量は、対策の進展により2014年の日量540立方メートルから2024年度には日量70から80立方メートルまで減少しましたが、発生そのものは今なお続いています。2023年8月に始まった海洋放出は、2025年12月までに17回、合計約13万3000立方メートルにとどまり、2026年度の放出計画でも年間8回、約6万2400トン程度の放出規模にすぎません。単純計算でも、現在の貯蔵量をすべて放出し終えるまでには今後何十年という歳月を要することになります。しかも、デブリの冷却が続く限り、放出が進む一方で新たな汚染水が生まれ続けるため、貯蔵量がゼロに近づく時期を具体的に見通すことは、現時点では困難です。汚染水対策のために設置された陸側遮水壁、いわゆる凍土壁も、設計寿命が6年から7年とされていたにもかかわらず設置から13年を経てなお稼働を続けており、老朽化への懸念が指摘されています。	
	アルプス処理水の安全性を言及する場合、アイエイイーエイの具体的な論文資料を添付するべきではないだろうか。	

37	A L P S 処理水について他の方法で処分すべき。どのように検討されたのか。	タンクに保管している水の取扱いについては、トリチウム水タスクフォース及びA L P S 小委員会において、専門家が、風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を6年以上重ねてきました。 これを踏まえ、令和2年2月に取りまとめられたA L P S 小委員会の報告書では、トリチウム水タスクフォースで技術的に実施可能とされた5つの処分方法（地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、地下埋設）について、技術や制度、時間軸等の観点から評価がなされました。 結果として、①地層注入については、適地を探さねばならず、モニタリング手法も確立されていないこと、②水素放出については、前処理やスケール拡大等の技術が未確立であること、③地下埋設については、固化時にトリチウムを含む水分が蒸発し、また規制制度の確立や処分地の確保の必要があること、それらの課題に対応するため、必要な期間を見通すことは難しいこと、といった評価がなされました。 同報告書では、こうした評価を踏まえ、A L P S 処理水の処分方法としては、制度面や技術面を踏まえれば、水蒸気放出か海洋放出が現実的な選択肢であり、その中でも、これまでの通常炉で行われてきているという実績や放出設備の取扱いの容易さ、モニタリングのあり方も含めて、海洋放出がより確実に実施可能であるとされています。 A L P S 小委員会の報告書やこれまでに頂いた意見を踏まえ、安全かつ着実に廃炉・汚染水・処理水対策を進めていくため、各種法令等を遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、福島第一原発においてA L P S 処理水の処分を行うこととし、海洋放出を選択しました。 A L P S 処理水の海洋放出については、I A E A が、令和2年4月に公表したA L P S 小委員会の報告書に係るレビュー報告書の中で、「世界中の原子力発電所や核燃料サイクル施設で日常的に実施」されているため「技術的に実施可能な手法である」と評価しています。なお、A L P S 処理水の海洋放出は、2023年8月に開始しており、これまでのモニタリングの結果や国際原子力機関（I A E A）の評価から、安全であることが確認されています。
38	漁業者との約束は守るのか	2021年4月のA L P S 処理水の処分に関する基本方針の決定以降、経済産業省から漁業者をはじめとする地元の方々等に1900回以上のご説明の機会をいただきました。こうした漁業者とのやり取りの積み重ねを踏まえ、福島県漁業協同組合連合会からは、廃炉の安全な完遂とその時点での漁業のなりわいの継続が確認されて、「理解」は完了し約束は果たされたことになる、漁業者と国・東電は、復興と廃炉という共通目標に向けて、同じ方向を向いて進んでいる、したがって、約束は果たされていないが、破られたとは考えていない、との声をいただいています。
	安全性が確認されたと断定する一方で、漁業関係者との「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束が、どう履行されたのかについての検証は記述されていません。	また、全国漁業協同組合連合会からは、I A E A の包括報告書や安全性の説明を通じて、安全性への理解は深まった、廃炉となりわい継続は、漁業者の思いであり、政府の漁業者のなりわい継続に寄り添った政府の姿勢と安全性を含めた対応について、我々の理解は進んでいると考えている、との声をいただいています。 さらに、自治体、その他事業者等への説明・意見交換において、処分の必要性や安全性、事業内容を説明してきている中で、こうした内容を理解したとの声もいただいています。 こうした声も踏まえ、漁業者やその他事業者、自治体の皆様からの一定の理解は得られていると考えています。 漁業者から約束を果たしたと言っていただけるよう、国と漁業者の共通の目標である、廃炉の安全な完遂となりわい継続の実現に向け、引き続き責任をもって必要な対策に取り組んでまいります。
	A L P S 処理水の海洋放出は、地元漁業関係者との約束を踏みにじる決定で、海洋放出は絶対に反対です。	
39	除去土壌を適切な形で処分すべき	福島県内の除染等により発生した除去土壌等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法において「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。」とされており、その実現に向けて、2025年8月の閣僚会議で決定した当面5年程度のロードマップに基づく取組を政府一丸となって着実に進めてまいります。
	除染作業で発生した汚染土の中間貯蔵施設については、設置時の地権者との約束を守り、期限までに地権者に土地を返還すること。このために、福島県以外の都道府県に最終処分場を受け入れてもらうための具体的な取り組みを進めること（ただしその際には、汚染土の最終的管理責任を曖昧にする「復興再生利用」でごまかさないこと）。	
	汚染物質は集中して管理すべきである。 処理区分はフクシマ事故以前に戻すべきである。 再利用してはならない。	
	環境省は、セシウム134とセシウム137の合計濃度が1キログラムあたり8000ベクレル以下の土壌について、全国の公共工事での再利用を可能にする方針を決定しました。この8000ベクレルという基準は、原子炉等規制法に基づく原子力施設由来の廃棄物に適用されるクリアランスレベル、1キログラムあたり100ベクレルの実に80倍にあたります。この方針が導入された経緯を遡れば、2011年6月、環境省は既存の処分体制を維持するための緊急措置として、セシウム換算で8000ベクレル以下であれば埋立処分や再生利用を認める独自の特例基準を打ち出しました。厳格な国際基準に基づく制度が、都合の悪い現実、すなわち汚染の規模があまりに大きすぎる事情に直面した途端、桁違いに緩い基準へと置き換えられた経緯があるのです。	
	「土壌は資源だから再利用する」との説明の背後には、25メートルプール換算で2万8000杯分、約1400万立方メートルにのぼる除去土壌の最終処分先を確保することの困難さから目をそらしたい別の動機があると指摘されています。	

	原子力市民委員会が2025年に公表した分析によれば、8000ベクレル毎キログラムの汚染土を一辺500メートル、高さ4.5メートル積み上げた場合、その中心点の1メートル上空における被曝線量は、モンテカル口法による計算で年間13.2ミリシーベルトに達するとされています。これは一般公衆の年間線量限度である1ミリシーベルトの実に13倍を超える水準です。政府が「人体への影響を無視できるレベル」と説明してきた土壌が、現実的な集積状況を想定した試算では、公衆の被曝限度を大幅に超えることが明らかになっています。	
40	福島イノベ構想は、福島の実の復興にはならない。	復興を着実に進展するには、企業誘致等を通じた産業集積及び働く場の確保が必要です。福島イノベーション・コースト構想の青写真に基づき、「地域の稼ぎ」の実現に向けた地元企業を含む面的サプライチェーンの構築や「日々の暮らし」の充実に向け企業による地域コミュニティへの貢献等を促す取組を実施しております。
	P2 34行目の「福島イノベーション・コースト構想」は、福島地域の単なる再利用・再開発計画であって、福島の実の復興と呼べるものではない。	引き続き、関係省庁や自治体等の幅広い関係者と連携しながら、地元企業や地域住民の方にも裨益するよう、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて全力で取り組んでまいります。
41	見通しを示すことに賛成する	将来の見通しを示し、事業の予見可能性を高めることは、原子力サプライチェーンや原子力人材の維持・強化を図る観点から重要と考えており、今後も透明性の高い情報発信に努めてまいります。
	今回の行動指針改定では、一定の仮定の下で、2040年代、2050年代に必要な原子力発電の将来の開発規模（発電容量や基数）を具体的に示すとともに、2060年代以降についても言及されたことは、中長期的に予見性をもって電力の安定供給を確保する観点から非常に重要であるとする。これは、国が将来に亘って原子力を活用する方針を改めて具体的に示したものであり、原子力産業の基盤となる人材やサプライチェーン、さらには必要な技術力の維持・確保に向けた好循環につながるものであり、今回の改定内容に対して賛同する。	
42	原子力の将来見通しを示すべきではない	第7次エネルギー基本計画では「2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後に既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のリードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進めることが必要である。」という背景の下、脱炭素電源としての原子力を活用していくため、次世代革新炉の開発・設置に取り組むとしております。
	原子力発電所の建て替え（リプレイス）を前提とした定量的見通しの提示、およびそれを目指す行動指針の推進に強く反対します。	この方針を踏まえて、本行動指針改定案で一定の仮定の下で将来の建て替えの必要性を試算した「原子力発電の見通し・将来像」は、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い原子力を長期的に利用していく上で、将来の予見可能性を高め、原子力サプライチェーン・原子力人材の維持・強化を図るために必要と考えております。
	不確実な将来需要を口実に、中長期にわたって原発依存度を固定化するような建て替え計画を国が公式に示すべきではありません。	
	この建て替えは、誰のためのものか?地域に押し付けられる危険はないのか?	
43	見通しの算出過程が分からない、仮定の根拠が弱い、複数のシナリオを示すべき見通しは定期的に更新するべき	本行動指針では、安定供給確保に万全を期す観点から、以下のような保守的な仮定の下、原子力発電の見通し・将来像を試算しています。本試算については、今後の再稼働状況や需要動向等によって変動し得ることも併せて記載しています。今後の政策検討に当たっては、状況変化や各種前提条件を踏まえながら検討を進めるとともに、引き続き透明性の確保に努めてまいります。
	日本は人口減少と少子高齢化が進み、長期的には経済規模やエネルギー需要が大幅に増加するとは考えにくい状況です。高度経済成長による電力需要の増加を前提とした大規模電源の新設は、その必要性自体がおおいに疑問です。	【仮定及び試算方法】 仮定①：発電電力量及びそのうち原子力発電の割合 2040年度のエネルギーミックスでは発電電力量や電源構成の割合についていずれも幅を持った見通しを示しており、一義的な数値を算出することはできませんが、今回は、原子力発電による発電電力量として1.1兆kWh～1.2兆kWhの2割相当が2040年代、2050年代にわたって見込まれると仮定しています。 仮定②：原子力発電の設備利用率 2025年2月「発電コスト検証に関するとりまとめ」におけるベースケースの値である70%と仮定しています。 仮定③：2040年断面、2050年断面の国内で運転可能な原子力の設備容量 既設炉及び建設中の炉について、以下のような考え方の下、60年運転を仮定し、2040年断面、2050年断面の国内で運転可能な原子力の設備容量を試算しています。 ● 年途中で60年運転を迎えるプラントはその年の設備容量に計上していない。 ● 建設中3基（大間、島根3、東電東通）も、設備容量に計上。 ● 電気事業法に基づく原子力発電所の運転延長認可制度は勘案していない。 仮定④：建て替えが必要となる原子力発電所の1基当たりの設備容量 大型炉換算で行い、設備容量を1基当たり120万kWと仮定しています。 ①および②の仮定から、原子力発電の電力量を賄うために必要な設備容量を計算し、仮定③の2040年断面、2050年断面の国内で運転可能な原子力の設備容量との差分から、建て替えが必要となる原子力発電所の設備容量（及び仮定④をもとにした建て替えが必要となる基数）を試算しました。
	長期停止期間運転期間除外制度を全く考慮していない。仮に停止期間はすべて運転期間から除外して計算すると2040年の設備容量は3,722万kW、2050年に至っても3,385万kWある。2040年時点の設備容量不足は発生せず、2050年時点でも不足分は200～500万kW程度ということになる。経産省は導入したばかりの制度で、まだ延長事例がないから考慮していないと説明する。だが、本制度は事業者自身が導入を求めたもので、使わないことはあり得ない。	
	設備利用率について、行動指針においては、「運転サイクルの長期化、運転中保全の導入拡大及び定期検査の効率的な実施に取り組み、プラントの安全性を高めることで、設備利用率の維持・向上にも繋げる」とし、従来13か月だった運転期間を15か月に伸ばす方針を示している。設備利用率が向上すれば必要となる設備容量は減る。仮に80%にした場合の必要容量は3,100～3,400万kW、90%の場合は2,800～3,000万kWになる。	
	電力需要が増加に転じると想定されているが、政府が引用する電力中央研究所の予測（2024）においても幅があり、下位のケースでは2050年度における電力需要は横ばいである。また、需要増加の理由としてデータセンター・半導体工場の新增設が挙げられているが、日本におけるデータセンターの電力消費割合は0.46～1.5%であり世界的にも小さく、両業界の電力需要が急増（半導体製造が年率5%増加、情報サービス業が年率15%増加）すると仮定しても、2035年は2022年需要の7%相当、2040年は2022年需要の11%相当であり、急増することはない。加えて技術革新による省エネ化も適切に考慮されるべきである。	
	数多くある再生可能エネルギーの発電コストもそれぞれ低下してきている中で、電力需要の2割を高コストの原子力発電で賄い続けなければならないとする根拠が不明確である。	
	数字に賛否を述べるのが目的ではなく、施策を抽出し、実行すること、状況に応じて見直すことが本来の目的であるとする。	

	原子力の将来見込みにおいて重要な電源構成に原子力が占める割合について、何ら科学的根拠が提示されないまま2割とされており、無責任極まりない。再検討されるべきである。 本案は将来の電力需要は不確実と認めながら、原発比率20％を前提に必要な新設基数を逆算している。しかし、これは結論ありきの計算であり、新設の必要性を示したものではない。 本案は、将来の電力需要について「正確に予測することは困難」と認めている。その一方で、2040年代及び2050年代も原子力発電が発電電力量の20％を占めること、設備利用率を70％とすることをあらかじめ仮定し、既設炉の減少分を差し引いて「必要」な建設量を算定している。 これは、原発比率20％という政策上の前提から原発新設の必要量を逆算したものであり、原発新設の必要性を独立して立証したものではない。結論を前提にした循環的な計算である。 本行動指針（案）は「2040年度のエネルギーミックスでは発電電力量や電源構成の割合についていずれも幅を持った見通しを示しており、一義的な数値を算出することはできない」とし、発電電力量が2040年代・2050年代に2割相当との仮定をしている。 しかし、「一義的な数値を算出することはできない」ならば、仮定は複数のシミュレーションを提示するべきである。 今後、電力需要がさらに増していく可能性や、法定運転期限を待たずに廃止となる原子炉もあり得るという可能性等も念頭に置き、現在の見通し・将来像は最低ラインとして堅持しつつ、政府として、達成状況の管理とともに、今後の状況変化を踏まえた目標の適時更新を行っていただきたい。 設備利用率70％や1基120万kW等の前提、運転延長認可制度を勘案していない点は、今後の再稼働・運転延長の進捗により変動するため、定期的に見直し・更新し、最新の見通しを継続的に示すことを求めます。 原発の電力20％の根拠がない。再エネ100％をめざすべき 前回の小委での「2040年以降も未来のエネルギー供給を支える長期的な主力電源としての役割を果たすためには、新たな原子力政策の全体図が必要である。」や「目標年度ごとに必要となる原子力設備容量や基数の見通しを国の責任でロードマップの形で明示することを求めたい。」とのご意見はこのことを示唆していると考えます。そのうえで状況に応じた見直しを実施するシステムを構築していただきたい。	
44	見通しの数字は達成不可能ではないか	「原子力発電の見通し・将来像」については、目標ではなく、将来の需要見通しや電源構成等についての一定の仮定に基づく試算です。将来の見通しを示し、事業の予見可能性を高めることは、原子力サプライチェーンや原子力人材の維持・強化を図る観点から重要と考えております。
	2040年度であれ2050年度であれ、原子力の比率を20％にするというのは非現実的で、無理がある。	
45	2030年度の原子力比率20～22％は達成できないのではないかと	原子力については、安全性の確保と地域のご理解を大前提に活用を進めていくこととしており、原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合に地元の理解を得ながら進めていく方針です。
	指針改訂案は2040年の見通しを前提としているが、第6次エネルギー基本計画（2021）の電源構成において、2030年の原子力比率20～22％、炭素排出量46％削減という目標が示された。電力需要は9,340億kWhのため、約1,960億kWhを原発が供給する計算だ。この供給に必要な容量は設備利用率にもよるが、現在の70％を前提にすれば約3,200万kWとなる。原発基数で約30基が必要になる。現在再稼働した原発は15基、2030年までに再稼働できるのは多くて数基程度であり、2030年目標達成は明白に不可能だ。	2030年度エネルギーミックスにおける原子力比率の達成に向けて、再稼働の加速や、設備利用率向上に取り組んでまいります。
	政府は2030年に原子力比率20～22％を目指していますが、必要な発電量から逆算すると約3,200万kWの稼働容量が必要となります。しかし、未廃炉原発36基のうち、原子力規制委員会の審査に合格した原発は20基にも満たず、2030年までに「約30基の再稼働」という前提は成り立ちません。	
46	将来的に電力需要は増えないのではないかと	我が国では、電力広域機関において、一般送配電事業者が提出する電力需要の想定をとりまとめ、今後10年間の全国大での電力の需要見通しを毎年度公表しており、2026年1月に公表された最新の需要想定によると、我が国の電力需要はデータセンターの新增設などを要因として増加する見通しが示されています。
	需要が増えると予測してるが人口減少や費用についての予測も見せてほしいです	また、それ以降の将来の電力需要の見通しについては、第7次エネルギー基本計画において「現時点において、将来の電力需要を精緻に予想することは困難であるが、将来の電力需要増加の可能性がある程度見込まれる以上、そうした場合においても必要となる脱炭素電源の供給が確保されるように万全の備えを行うことが重要」としており、この考え方に則り、必要な政策を行ってまいります。
	データセンターや半導体工場を新設するので電力不足になるとの事ですが、御省の資料にもある通り必要電力はあくまで予想であり、参考にしにくい数字で評価できません。	
	しかしながら、日本が直面している急速な人口減少と高齢化の進行がもたらす電力需要の押し下げ効果や、技術革新によるエネルギー効率化の劇的な進展の可能性が適切に評価されているとは到底言えません。欧州においてデータセンター運営者への省エネルギー規制や消費量報告制度が導入されているように、産業・情報社会の発展に伴う省エネ策の強化という視点も完全に欠落しています。	

	その見通しの妥当性について十分な検証が示されていないことや省エネの進展や再生可能エネルギーの需給調整技術の進化等を踏まえた複数シナリオの提示が不十分です。また、今後、日本における急速な人口減少により電力需要が低減する可能性もあります。	
47	原子力を発電比率2割を超えて更に活用すべき	今般の見通しにおいては、2040年以降の電源構成について、2040年エネルギーミックスをもとに原子力2割という仮定を置いて算出しています。今後の電源構成については、エネルギーを取り巻く状況等を踏まえつつ、検討してまいります。
	「2050年時点までに約1,270万kW~1,600万kW、11基~14基の建て替えが必要」の規模は原子力発電比率2割に相当する。現下のロシア・ウクライナ戦争、イスラエル・米国とイランの戦争の経験から、国家の安全保障におけるエネルギーの安定供給の重要性が一層高まった。安定供給機能にすぐれた原子力を2割に留めたのでは、我が国のエネルギーの安定供給はもとより、国家の存続にかかわる安全保障がおぼつかない。このため安定供給機能はもとより、国民生活と国家経済の見地から原子力を最大限活用するために、2050年以降発電比率を3～4割とすることを提案する。	
48	更に長期の見通し・ビジョンを示すべき	原子力政策を進める上では、より長期的な視点も重要であり、本指針においても、2040年代、2050年代だけではなく、2060年代以降も同様のペースで設備容量の低下が見込まれることなどについても記載しております。いただいたご意見は参考とさせていただきます。
	2040年を見据えた将来への対応案を示されたことは重要なメッセージであると評価する。しかし、昨今の世界のエネルギー情勢を見ると1970年代のオイルショック当時に日本が取った施策は結果として一時的なものとなっていたものと残念に思う。電力自由化が進む中、今回提案されたものは一定程度の効果は見込めるものの、100年イメージの先々を見据えた一段と強いメッセージも必要ではないか。 原子力を含む日本のエネルギーの在り方を検討する「将来ビジョンを検討する場」の創設を検討してほしい。 最近なされた原子力再稼働判断には地方に課せられている責任の重さが強く、結果としてスピード感に欠ける感があったのは否めない。政府は国民生活の骨幹であるエネルギーの在り方、100年イメージのぶれない「行動指針」を「将来ビジョンを検討する場」で議論し策定いただきたい。	
49	原子力発電所は安全ではない。安全対策に関する記載が不十分である	東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ策定された新規制基準に基づき、各原子力発電書では、安全対策が強化されています。具体的には、地震や津波などの自然現象に対して、厳しい条件も考慮して耐震強化や津波対策を進めるとともに、電源や注水設備も多重化・多様化が図られているものと承知しております。原子力規制委員会が、こうした新規制基準に適合すると認めた場合のみ、その判断を尊重し、地域のご理解を得ながら再稼働を進めていくのが政府の一貫した方針です。その上で、安全神話に陥ることなく不断の安全性向上に取り組むことが重要であり、政府としても規制への適合にとどまらない自主的な安全性向上を推進してまいります。 本行動指針案においては、そうした取組を包括的に進めるべきとの考え方を示すとともに、安全マネジメントの改革等、現時点で想定される具体的な取組について記載しているものです。
	原発が機械・システム・人間のマネジメントで運用される人間が製作したものである以上、100%安全は無い。そもそも、100%安全とは、技術者は言えない。 従って、ここでのいう安全性確保とは具体的にはどういう定義か。例えば、 ・住民の避難を伴わない事故・故障の発生確率は、〇〇%以下 ・住民の避難を伴う重大事故・故障の発生確率は、△△%以下 そして、その確率であれば、美しい日本の国土が放射能で汚れ、人々の生活が壊れることを、日本国民が許容すると言う状態が安全性の確保で良いのでしょうか。 全体を通して見れば原発推進に限られたに等しい内容と思われ、原子力関係閣僚会議で審議した以上、安全性に関わる部分がもっと多くなければ、"安全性の確保を最優先"とまでは書けまい。 本案では「安全性最優先」が掲げられているものの、再稼働の加速、運転期間の延長、新型炉の開発・推進といった方針を見る限り、安全性の確保よりも政策目標の達成（スケジュールの履行）が優先されていると言わざるを得ません。	
50	原子力事業者の事業体質・運営体制は、原子力発電所の運営に不適當なのではないか	我が国においては、電気事業法に基づき、発電事業の運営は民間企業が担うこととなっております。規制の充足にとどまることなく、プラントの保守管理や組織マネジメントの改善・高度化に不断に取り組むことは重要であり、本行動指針案においては「東京電力福島第一原子力発電所事故の最大の教訓である「安全神話からの脱却」を不断に問い直していくべく、国と事業者は、幅広い関係者と連携して、規制充足にとどまらない継続的な安全性向上に向けて、安全マネジメントの改革を進める」こととしております。 第7次エネルギー基本計画でお示ししているとおり、原子力の活用は、安全性の確保と地域のご理解が大前提です。独立性の高い原子力規制委員会が「新規制基準に適合する」と認めた場合のみ、その判断を尊重し、地域のご理解を得ながら再稼働を進めることが政府の一貫した方針です。経済産業省としても、全ての原子力発電事業者に対し、原子力規制庁の指導の下、安全最優先での対応を徹底し、信頼性の確保に取り組むよう要請をしております。 その上で、政府としては、原子力事業については、あくまでも、炉の設置者であり現場に精通をしている各事業者が、自らの責任のもとで担っていくべきであり、国有化をすべきではないと考えております。他方で、原子力に対する様々なご懸念の声があることを真摯に受け止め、それぞれの課題に対して、国は前面に立って取り組んで参るとともに、事業者が、安定的に、安全対策や、廃炉等に関する取組を行うことができるよう、引き続き事業環境の整備に努めて参ります。
	投資額の大きさ、万が一の事故時等の事業リスクを考慮すれば、国は原子力事業を民間電力に丸投げするだけでなく、新規原子力施設の国有化（国策の株式会社の設立）を検討し、国が前面に出なければならぬ。 なぜ国は、営利を目的とする企業（電力会社）に、この様なものを作らせるのか？ 「事業者による原発施設の設計基準の基礎データの改ざん」事例は、信じがたい背信行為であり、既設原発に対する限りない不信感が生まれた。事業者によるデータ捏造はこれまで何度も起こっており、これに対して「業界による品質保証活動や組織マネジメントの改善や安全を最優先とする基本姿勢の再徹底」だけで済むと考えるほど能天気ではありません。 耐震設計の根幹をなす基準地震動の策定において不適切な事案が生じたと明記されていますが、どの事業者のどの案件かも特定されず、匿名化された記述にとどまっています。国民の生命に直結する耐震評価の不正または誤りを国自身が認めている重大な事案であるにもかかわらず、政府がその内容を具体的に開示せず、対応策も「業界全体での品質保証活動」などと自主的な改善に委ねている点は、事案の重大性に対してあまりに軽い扱いです。	

	直近では中電の基準振動不正事件を見ても明らかのように、民間企業は絶えず利益を重視するため、どうしても安全性を相対的に後回しにするベクトルが働いてしまいます。いくら原子力規制庁が監視指導しても民間企業であるゆえの企業風土を完全に变えることには限界があります。従って今の民間主導の運営体制で安全性を担保することは極めて難しく、この体制を維持する限り安全性に対する不安は残ります。 近年も浜岡・柏崎刈羽において、安全マネジメントや組織運営に関わる不適切な事案が明らかになっています。これは安全マネジメントが運営内部の手によって損なわれ、システムとして全く機能していないこと、ひいては原子力利用を進める前提が未だ成り立っていないことを意味します。 電力事業は完全自由化されており、今後、50年以上長期に原子力発電を利用するに当たっては国が前面に出て進める必要がある。	
51	中部電力の不正事案を踏まえると原子力はやめるべきではないか	中部電力・浜岡原子力発電所の基準地震動策定に関する不適切事案については、原子力の活用の大前提である安全性に対する国民の皆様の信頼を損なう、あってはならない行為であり、経済産業省として、非常に重く受け止めています。 現在、中部電力に対し、電気事業法に基づく報告徴収命令を発出し、第三者委員会の調査結果を取りまとめより次第速やかに報告を行うよう要求しており、その内容を踏まえて厳正に対処していきます。 その上で、わが国を取り巻く困難なエネルギー情勢を踏まえれば、エネルギー安全保障に資する、脱炭素効果の高い電源を最大限活用していくことが必要です。原子力についても、安全性の確保と地域のご理解を大前提に、最大限活用していきます。
	直近では、中部電力が浜岡原子力発電所3号機・4号機の新規制基準適合性審査において、基準地震動（想定される最大の揺れ）を意図的に小さく見せかけて国に報告し、原子力規制庁が調査を開始した後もなお改ざんを継続していたことが2026年に発覚した。……これに加え、日本原子力発電による敦賀発電所2号機の地質データ改ざん、関西電力による美浜・大飯・高浜発電所の点検不備、東京電力による柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備の不備など、電力各社によるデータ改ざん・不正・管理不備は繰り返し発覚しており、一過性の事案ではない。本来満たすべき安全基準を、改ざんをしなければ満たせないという事実そのものが、原子力発電を運営する資格が事業者が無いことを示している。 中部電力浜岡原発地震動データ不正事件で明らかとなった原子力事業者と原子力規制委員会の適格性のなさを踏まえると原子力事業を行える環境では到底ないことを追加するよう強く求める。 中部電力による基準地震動の策定に係る不正事件が発覚し、不正のやり方が悪質であるだけでなく、規制当局が不正を見抜く能力がないことも明らかになっている。事件は他の事業者にも広がる可能性がある。安全性向上の前に、不正を犯さなければ規制充足すらできない状況が明らかになっている。	
52	中部電力の不正事案を踏まえた全原子力発電所の再点検をすべき	中部電力・浜岡原子力発電所の基準地震動策定に関する不適切事案については、原子力の活用の大前提である安全性に対する国民の皆様の信頼を損なう、あってはならない行為であり、経済産業省として、非常に重く受け止めています。 経済産業省として、本事案を踏まえ、全ての原子力発電事業者に対し、原子力規制委員会の指導の下、安全最優先での対応を徹底し、信頼性の確保に取り組むよう、改めて要請し、万が一、同様の事例があれば速やかに報告するよう求めているところ、各事業者からは、本事案と同様の不正事案はないと報告を受けています。 その上で、原子力利用における安全性の確保は、独立性の高い原子力規制委員会が一元的に確認することとなっており、同委員会による審査や検査の中で、他の事業者について今回の事案と同様の情報は寄せられていないことから、横断的な再点検を実施する必要はないと判断しているものと承知しています。
	建替計画は少なくとも現在稼働中の原発について再検証が終わるまで検討すべきではない。 将来にわたる国民の命の問題です。再稼働の加速より、すでに審査が終了し再稼働している 15基の原発の稼働を中止し、改めて再審査を行うよう求めます。 中部電力による浜岡原発再稼働に向けた安全審査において、データ不正があり、電力会社、規制委員会ともに安全への信用が失われています。まずは、全原発の再調査を進めてください。 政府（原子力関係閣僚会議）は、「今後の原子力政策の方向性と行動指針」を決定する前に、電力会社の原子力発電と規制側についての問題点を総点検すべきである。	
53	浜岡原発の不正を見抜けなかった規制委の審査には問題がある。	東京電力・福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を踏まえ、原子力の規制と推進を分離するため、高い独立性を有する原子力規制委員会が設立されたものと承知しています。 原子力規制委員会の審査の在り方については、当該委員会において判断されるべきものと考えています。
	浜岡原発の基準地震動の不正とそれを見抜くことが出来なかった規制委員会・規制庁は問題です。規制委員会の歴代委員長は規制基準は安全性を認めているものでいと発言しています。	
54	原子力規制委員会と規制庁の独立性は尊重されるべきである	東京電力福島第一原子力発電所事故の深い反省の上に、原子力利用の規制と推進を分離し、規制行政を一元的に担うため、高い独立性を有する原子力規制委員会が設置されました。科学的・技術的な見地から原子力の安全を確保していく上では、今後とも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に規制を行っていくという方針には変わりありません。
	原子力規制委員会による安全審査と地域住民・自治体の意思確認は、事業者にとって取り除くべき障害ではなく、市民の生命、健康及び生活や環境を守るための不可欠な手続である。規制委員会の審査は政策とは独立させて進めるべきものであり、手続の透明性を高めることと、審査結果や地元の判断を政策目標に従属させてはいけな い。 「予見可能性」や「円滑化」の名のもとに、規制機関の独立性、安全審査の内容、地元自治体の判断が弱められてはならない。 東京電力福島第一原発事故の最大の教訓の一つは、規制と推進の分離が徹底されていなかったことだった。この反省に立って原子力規制委員会が設置され、推進官庁である経済産業省から独立した規制機関として機能することが法的に定められた。しかし今回の行動指針には、推進側が規制側に働きかける内容が随所に盛り込まれている。	

	規制当局との間で「共通理解の醸成」を進めるとの表現には、根本的な問題があります。規制当局は事業者の安全対策を独立した立場で審査し、基準に満たなければ運転を認めない権限を持つべき機関です。事業者と規制当局が「共通理解」を醸成するという発想は、審査する側とされる側の緊張関係を弱め、両者が一体となって再稼働に向かう構造を作り出します。これは福島事故の反省が「最重要」と語られてきた規制の独立性の原則を、再稼働加速のために自ら後退させる姿勢にほかなりません。これは認めることはできません。 規制と推進の分離を制度的に担保してきたノーリターンルールについても、これを緩和しようとする動きが強まっています。……活断層の存在は安全上の重大な懸念であるにもかかわらず、規制の厳格さを緩めるための口実として持ち出されている構図そのものが、この分野における推進側の姿勢を象徴しています。……委員長自身がこれほど慎重な姿勢を示さざるを得ないほど、規制の独立性そのものに対する推進側による政治的な圧力が高まっている実態を、この一連の経緯は示しています。 国際原子力機関の勧告を契機として、規制と推進の分離を担保してきたノーリターンルールを緩和しようとする政治的な動きが強まっており、原子力規制委員会の委員長自身が、その独立性への懸念を公の場で表明せざるを得ない状況にあります。 たとえば、「規制当局との共通理解の醸成」とあるが、それは産業側が審査の方向性について事前にすり合わせを求めることを意味する。安全審査の内容・結論は規制委員会が独立して判断すべきものであり、推進側が「共通理解」を醸成しようすること自体が不適切だ。また、ハザード先行審査の認証制度についても投資判断の予見性を口実に、規制審査を推進側のスケジュールに従属させるものだ。「許認可の予見性向上に向けた規制当局との対話」についても産業側が審査結果の方向性を事前に把握・誘導しようとするものであり、規制委員会の独立した判断の原則に反する。	
55	規制当局と事業者との対話を進めるべき	さらなる安全性向上に当たっては、事業者が規制当局との対話を行うことが重要であり、本行動指針案では、各事業者やA T E N A等が、技術課題や安全審査・検査に係る規制当局・学会等との積極的な意見交換、共通理解の醸成等を進めていくこととしております。
	規制当局との対話の枠組みを、より具体化することを求めます。原子力規制委員会の独立性は引き続き尊重されるべきですが、安全性確保を大前提としたうえで、審査工程ごとの標準的な処理期間の目安の整理、主要論点の早期提示、追加要求事項の明確化、継続的な技術対話、審査体制・専門人材の充実について、国が対話と環境整備の面から後押しする旨を、指針に明記すべきと考えます。 再稼働の加速および既設炉の最大限活用には、事業者と規制当局の間で、透明性を確保した上で、技術課題、審査・検査対応等に係る共通理解を深めることが不可欠である。政府は、事業者と規制当局の健全な意見交換を一層促進するとともに、デジタル技術の活用や長期運転サイクル導入等の新たな取組に対応できる規制・審査・検査体系の構築を後押しいただきたい。 審査の円滑化・予見性向上は、原子力発電の活用および供給力の確保に資するものであると受け止める。引き続き、事業者と規制側は、対等な立場で議論を深めつつ審査を進め予見性向上および効率的な運用に努めていただきたい。	
56	ATENA（原子力エネルギー協議会）は安全規制を緩めてしまう存在であり、安全性向上の取組に関わるべきでない	原子力発電所の安全規制については、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に審査を行っていくものです。ATENA（原子力エネルギー協議会）は、原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用しながら、自主的に効果ある安全対策を検討し、原子力事業者の現場への導入を促すことにより、原子力発電所の安全性をさらに高い水準に引き上げることをミッションとしており、産業界として横断的・自主的に安全性向上の取組を進めていく上で重要な組織であると考えていますが、原子力規制委員会による規制を代替するものではありません。引き続き不断の安全性向上に向けて、政府としても規制への適合にとどまらない自主的な安全性向上を推進してまいります。
	「規制充足にとどまらない」との一文は、規制基準以上の高い水準を目指す姿勢に読めますが、実際には規制当局による強制力を伴う監督を前提とせず、事業者の自主的な上乗せ努力に依存する枠組みを正当化する言い回しになっています。規制そのものの独立性や実効性を強化するのではなく、規制の外側にある、業界の自発性に安全性向上の中心を置く発想は、福島事故の深層原因として指摘されてきた規制の虜、すなわち規制当局が事業者と一体化し監督機能を失っていた構造について反省する姿勢とは相容れません。「安全神話からの脱却」を掲げながら、脱却すべき対象であった規制と事業者の癒着的な関係を温存する枠組みを示している点が、この一文の根本的な矛盾です。 A T E N Aは電力事業者自身が設立した業界団体であり、規制当局でもなければ規制当局から独立した第三者機関でもありません。その業界団体が「各事業者に対する指導の強化」を担うとされている点は、安全性向上の主体が独立した第三者ではなく、監督される側である事業者自身の集合体に置かれていることを意味します。指導する側とされる側が実質的に同じ利害集団に属する構造では、自己点検の限界を超えた是正が働きにくいという根本的な問題があります。安全性向上の中核的な担い手として業界の自主組織が位置づけられ、規制当局である原子力規制委員会の役割がこの項目には一切登場しません。事業者が事業者を指導する構造は、独立した規制機関による外部からの監督とは相容れるはずがなく、福島事故後に構築されたはずの規制体系の理念と根本的に矛盾しています。 ATENAは原子力関連会社だけの団体に見えるが、「ATENAと規制当局と事業者との共通理解醸成」とあるがそれはフェアな指針といえるのだろうか	

	今回の指針(案)では規制に関して事業者側からの要望を代弁するような項目を2の(2)に並べ、規制の緩和をねらっているがすべきではない。	
57	規制委による安全性の確認という表現は不適切である	「原子力利用における安全の確保」を所掌する原子力規制委員会が実施する審査や検査を、利用政策と分かりやすく区別するために、本行動指針案では「安全審査」や「安全性の確認」という一般的な用語で表現しています。
	原発の安全性を審査したことになっているが、危険であることは大都市に建設されないことで明らかである。安全なら各電力会社は本社所在地に建設する計画を速やかに進めるべきである。 原子力規制委員会自身が、外部からの通報を受けなければ、原子力事業所者の不正を見つけるのは不可能と認めているにもかかわらず「審査合格＝安全」と国民をミスリードして、原発を推進するのは「安全神話はすでに復活している」と考えざるを得ません。 原発は事故を起こさないという安全神話が「審査合格＝安全」という安全神話にすり替わっただけではないでしょうか？	
58	原子力の安全規制基準を緩和すべきではない	原子力発電所の安全性を審査する基準のあり方については、高い独立性を有する原子力規制委員会が議論し、判断すべき事項と考えています。 原子力の活用は、安全性の確保と地域のご理解が大前提であり、原子力規制委員会が「新規制基準に適合する」と認めた場合に限り、その判断を尊重し、地域のご理解を得ながら進めていくことが政府の一貫した方針であり、この方針に変わりはありません。
	R I D Mという手法自体は国際的にも用いられる考え方ですが、この文脈での位置づけが問題です。リスク評価を高度化する目的が、安全対策を強化する方向にではなく、後段の「運用高度化」や「定期検査の効率的な実施」といった規制対応の簡素化・迅速化に接続されていく構造を、この行動指針全体は繰り返し示しています。リスク情報の活用が、規制の厳格化ではなく規制対応コストの削減に使われる懸念が、この一文だけでは払拭できません。リスク評価の結果として稼働を制限する、あるいは追加対策を義務づけるといった保守的な運用への言及もありません。リスク情報の活用が、規制の合理化・簡素化、すなわち検査対象や頻度を絞り込む方向にのみ使われると読み取れます。 安全対策の項目でありながら、語られている内容は事業者の投資予見性を高める「事業環境整備」です。安全性の向上そのものよりも、事業者が投資を行いやすくするための制度的な配慮に力点が置かれており、安全規制の文脈に事業支援の論理が入り込んでいます。すなわち、安全対策の水準を決めるのは規制基準であるはずですが、ここでは事業者の投資計画が立てやすいようにする、経済的配慮が前面に出ており、安全規制の本来の趣旨から外れています。	
59	規制基準や規制委による審査の在り方を見直すべき	東京電力・福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を踏まえ、原子力の規制と推進を分離するため、高い独立性を有する原子力規制委員会が設立されたものと承知しています。 原子力規制委員会の審査の在り方については、当該委員会において判断されるべきものと考えています。
	現在の原子力規制において、審査が長期化し、再稼働、設備更新、新增設・リプレース、バックエンド事業等の見通しが立ちにくいことは、原子力の長期的活用、人材維持、サプライチェーン維持の観点から大きな課題です。安全確保を前提としつつ、審査項目の重要度に応じた優先順位付け、論点管理、標準化、審査スケジュールの予見性向上を図るべきです。 安全上重要な設備・活動に規制資源を重点的に配分し、リスク寄与の小さい事項については手続や確認方法を合理化するなど、グレーデッドアプローチを明確化すべきです。 安全性に重大な影響を及ぼさない事項については、一定の条件の下でまず運転を認め、運転を継続しながら審査や追加的な確認、必要な改修工事を進められる制度の導入を検討すべきです。海外の先進事例も参考に、停止期間を必要最小限としつつ安全性を確保する合理的な制度設計を進めることで、エネルギー安全保障の強化、電力コストの抑制、そして国民経済への負担軽減につながると考えます。 また、再稼働により発生するリスクか、過去の発生実績に照らしたリスクに着目し、審査前に対策する項目（例えば原子炉や発電設備の技術基準、プレート地震対策）と運転しながら対策する項目（例えば一部の活断層地震、テロ対策）に分けて、再稼働が早期にできる仕組みに変えてほしい。 今後これら次世代革新炉に対する規制基準を策定するに当たっては、特性を踏まえ炉型毎に基準を策定する必要があるが、技術的知見に基づきグレーデッドアプローチに則った合理的な規制基準となるよう、前提を遵守しつつ、関係者に於かれては一層の促進を図って頂きたい。 原子力活用の大前提となるのは、安全性が確保されることである。 ところが、規制当局には事業者の不正を見抜く能力が欠けていることが明らかになっている。その現状を踏まえれば、「原子力の活用」云々以前に　まず規制当局の規制の在り方を再検討するべきである。 既設の原子力発電の最大限活用は早急に進める必要がある中、再稼働に向けた審査はすでに10年を超えている。エネルギー安全保障や脱炭素政策など現状を踏まえた規制の在り方に見直す必要があり、審査体制の充実等もすすめながら、長期化する審査プロセスを加速させる必要がある。	

	安全対策工事や高経年化対策など、現場では多くの対応が同時並行で進められていることから、再稼働の加速や既設炉の最大限活用を着実に進めるためには、適正な人材を継続的に確保できるよう、産官学が連携して人材育成・確保に早急に取り組むとともに、諸外国を参考とした規制の効率化や審査・手続きの合理化についても進めるべきである。 早急に規制庁はスケジュールを立てて、施設ごとにレベル3 PRAまでを実施し評価すべきです。	
60	原子力規制委員会が原子力推進の妨げとなっているのではないか	東京電力・福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて原子力政策を進めていくことがエネルギー政策の原点です。事故の反省と教訓を踏まえ、原子力の規制と推進を分離するため、原子力規制委員会が設立され、当該委員会において、安全対策が抜本的に強化された新規制基準が策定されたものと承知しています。
	原子力規制委員会は左派による原子力廃止への方向性が強すぎるので一度解体して再構成したほうがいいのではないのでしょうか。	原子力の活用は、安全性の確保と地域のご理解が大前提であり、原子力規制委員会が「新規制基準に適合する」と認めた場合に限り、その判断を尊重し、地域のご理解を得ながら進めていくことが政府の一貫した方針であり、この方針に変わりはありません。
61	実効的な避難計画が十分整備されていない中で、原子力発電所の活用を進めるべきではない。	原子力の活用に際しては、安全性の確保と地域の理解が大前提です。その上で、原子力の安全性や必要性、避難計画など原子力防災の取組について、丁寧でわかりやすい説明や情報発信などに、国が前面に立って取り組んでまいります。避難計画を含めた緊急時対応については、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針等に照らし、「具体的かつ合理的」であることを「地域原子力防災協議会」で厳密に確認し、さらに、総理が議長を務め、原子力規制委員長も参画する「原子力防災会議」で了承することとしており、しっかりとした避難計画がない中で、原子力発電所の再稼働が実態として進むことはないと考えております。また、原子力防災訓練等、防災の取組の実効性を高める取組も、地域の皆様のご協力をいただきながら、進めてまいります。
	地震が多発している現在、原発事故は必ず起こるということは、2024年の能登半島地震でも証明されている。あの地震の震源地に原発が建てられる計画であった。もし建設がされていたら、この地震で原発の重大事故が起きていたであろう。そして、家々は半壊、全壊し、道路は寸断されていたのだから、避難も屋内退避も不可能であったと思われる。柏崎刈羽原発が再稼働されたが、避難路が十分でないことが指摘されながらも、再稼働は強行された。つまり地震多発国日本では、必ず原発事故が起こるが避難路が確保されていないのである。 各地の避難計画は、地震や津波によって道路が寸断され、家屋が倒壊する「複合災害」の際、避難も屋内退避もできない状況を想定しておらず、実効性に欠ける。審査プロセスの信頼性が根本から揺らぎ、住民の安全を守る避難計画の実効性もない現状において、これ以上の「再稼働の加速」は、行うべきではない。 「避難計画」は住民の声を反映したものになっていない。 たとえば、今年2月に再稼働した柏崎刈羽原発の場合、2025年6月開催された「緊急時対応」の説明会において、参加者から、地震や津波、豪雪と原発事故が重なったときに避難ができない、屋内退避では被ばくが防げないなど多くの疑問が投げかけられた。しかし、これらの疑問はそのままに、6月27日、原子力防災会議が開催され、同「緊急時対応」が了承された。 複合災害に対応できない、また、住民の意見が十分反映されてない避難計画のまま、原発を再稼働もしくは建て替えを行うべきではない。	
62	避難道路整備の早期実現と必要な財政措置を行うべき	原子力防災体制の充実・強化は地域の安全・安心のためには重要です。自然災害との複合災害も引き続き想定しつつ、道路整備等による避難経路の確保等を含め、原子力防災体制の充実・強化に係る府省庁が連携して取り組んでいきます。
	立地地域の将来像実現に向けた支援強化について、明記いただいたことを評価し期待するが、立地地域にとって必須命題である「安全安心の最大限の確保」に不可欠な避難道路の多重化・強靱化の早期実現と必要な財源措置について明示いただきたい。 理由： 長年にわたり国のエネルギー政策に協力してきた立地自治体が、今後とも持続的に原子力と共生したまちづくりを進めるためには、安心安全を担保する防災インフラ整備等にかかる国の強力な取り組み姿勢と確実な財政的裏付けが不可欠である。	
63	再稼働の地元同意にあたっては、地域に判断をゆだねるのは負担が高く、国が判断すべき	原子力の活用については、安全性の確保と地域の理解が大前提であり、立地自治体等関係者の理解と協力が欠かせません。各地域の事情は様々であることを踏まえ、国が一方的、一律に進め方を決めるのではなく、地域ごとにその実情を踏まえつつ、丁寧に相談しながら、対応することが必要です。
	最近なされた原子力再稼働判断には地方に課せられている責任の重さが強く、結果としてスピード感に欠ける感があったのは否めない。 現状における最大の問題は知事の判断の在り方ではないか。法で定めた行為を一人の知事の判断に委ねるようなことではこの先も進展は期待困難と考える。国は知事への理解を得るより強力な対応を行うべきではないか。さらに一歩踏み込んだ取組を期待する。	地域の声に真摯に耳を傾けつつ、国も前面に立って、立地自治体等関係者のご理解を得られるよう、様々な地域の実情も踏まえつつ、丁寧な説明や地域の課題解決に粘り強く取り組んでまいります。

64	原子力立地地域に対し、地域経済が原発に依存せず自立できるような政策を行うべき。	第7次エネルギー基本計画に基づき、立地地域の抱える課題に真摯に向き合い、課題解決に向けた方策の検討・具体化も含め、地域の実情も踏まえつつ、関係省庁が連携して、地域の持続的な発展に向けた取組を進めてまいります。 例えば、福井県嶺南地域や青森県下北半島地域等では、地域の実情やニーズを踏まえ産業の複線化や新産業・雇用の創出も含め、地方公共団体・国・事業者が地域の「将来像」を共に描き、取組を進めているところです。引き続き、地方公共団体・国・事業者が一体となつて、将来像の実現に向け、ひとつひとつ取組を進めてまいります。
	再エネ活用が原発推進の文脈に組み込まれている点は、地域振興策として再エネが原発と並立可能であるかのような印象を与えますが、実際には多くの立地地域で原発関連の交付金や雇用に依存した産業構造が固定化されており、再エネへの転換は原発への依存を弱める方向にはほとんど機能してきませんでした。むしろ原発が動き続けることを前提とした地域経済の設計そのものが、地域を原発から離脱できなくする構造を強めています。 「地域との共生」の名の下に多額の交付金が投入されることで、自治体が経済的に原発に依存せざるを得ない構造が作られています。これは真の地方創生とは言えません。政策の方向性には、原発マネーによる利益誘導を排し、立地地域が原発に依存せずに自立できるような産業構造の転換支援（ジャスト・トランジション）を明確に位置づけるべきです。 将来像を「共に描く」ことが繰り返されますが、その将来像の前提には常に原発の存続があります。原発を止める、あるいは廃炉にする選択肢を地域が主体的に選び取った場合の支援策については一切触れられていません。将来像を描く自由が、実質的には原発を維持する将来像に限定されている点は、共生という言葉の欺瞞性を示しています。	
65	立地地域の支援を強化すべき	我が国の原子力の活用は、原子力立地地域の関係者の理解と協力に支えされてきました。今後も原子力の活用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組は必要不可欠です。第7次エネルギー基本計画にもある通り、立地地域の抱える課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用、避難道路の多重化・強靱化を始め課題解決に必要な財源確保に向けた方策の検討・具体化等も含め、立地地域の実情も踏まえつつ、関係省庁が連携して地域の持続的な発展に向けた取組を進めていきます。
	今回、具体的な数値目標が示されたことは、原子力政策をより強力に推進するとの国の強い姿勢が示されたものと心強く受け止める。この目標を確実に達成するため、事業者の投資環境の整備や受け皿となる立地自治体に対する安全安心の最大限の確保や支援制度の充実強化を強く望む。 理由： 将来の電力安定供給と脱炭素社会の実現に向け、原子力発電所の建て替えには長期のリードタイムを要するため、国が明確な目標と、より具体的な計画を示し、事業予見性を高める必要がある。 次世代革新炉の設置・検討にあたり、初期対策交付金により地元の理解を得ることとなっているが、新たな地域で新設する場合と、リプレースの場合では、理解を得るべく内容が異なることから、そうした実情を踏まえた交付金の創設について、早期に議論を進めていただきたい。 理由： 将来必要な建て替え規模（2050年代までに約11から14基）を考慮すると、日本のエネルギー供給全体を見据えた中長期的な設置方針を早期に示すことが必要不可欠である。また、原子力発電所事故等の大きな要因となる地震時に地域住民の安全と安心を確保するため、生活道路や避難道路等の耐震化の確保、屋内退避の安全性に資する水道施設の老朽化対策や整備等のインフラ強靱化が不可欠である。 つきましては、立地地域が100年事業としてリプレースを引き受けるにあたり、地域の経験則に基づく、あらゆるケースを想定した地域課題の解決に資する「リプレース交付金」を整備し、立地地域住民の安全安心の最大限の確保に努めていただきたい。 市町村や県の領域に限定された支援ではなく、広域的な脱炭素サプライチェーンの構築の動きに対する支援を拡充すべき。そのため、広域の地域連携構想の実現等に取り組む主体等も想定し、従来の支援対象の設定のあり方も見直すべき。また、立地地域内での産学官連携も強化すべき。 指針案に示された地域の脱炭素化支援等の取組を実効性あるものとしていくためには、個別の立地自治体に対する支援に加えて、実際に立地地域をとりまいて拡がっている広域のサプライチェーン等の経済実態を踏まえた取組とすることが必要。 都道府県の縦割りでなく、特区地として広域地位連携し、地域の重工業用資源設備等を最適化利用すべきである。（国の直轄地・天領） 市町村や県の領域に限定された支援ではなく、広域的な脱炭素サプライチェーンの構築の動きに対する支援を拡充すべき。そのため、広域の地域連携構想の実現等に取り組む主体等も想定し、従来の支援対象の設定のあり方も見直すべき。	
66	廃炉を含む原子力の活用にあたっては、地元理解や国民理解に向けた活動を充実させるべき	D XやG X、A Xの進展により電力需要増加が見込まれる中、地域の理解や環境への配慮を前提に、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用していくことが重要です。国としては、これまでも立地地域や電力の消費地である都市圏などにおいて、年間約100回の説明会・意見交換会を行っているほか、紙面等を活用した広報、エネルギーの基礎知識がわかりやすく学べる特設ページの開設、再生回数が累計1億回を超える動画の配信等の取組を行っています。今後とも、原子力の安全性や必要性などについて、多様な手段を通じて、国民の皆様丁寧に丁寧な説明を尽くし、幅広いご理解を得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。
	国・電力会社と立地地元住民との真摯な話し合いを行うと約束できるか。一方的な説明を行い、住民から質問があってもただ同じ説明を繰り返すのでは意味がない。 原子力発電に対する地域の声は、東日本大震災以降、不安や懸念が多くなり、これまで築いてきた地域との信頼を再構築していく必要があった。立地地域との共生および国民各層とのコミュニケーションは一時的な取り組みだけでは成り立たない。	

	廃炉は数十年単位に及ぶ長期事業であることから、地域住民との丁寧かつ継続的な対話を通じて、不安の解消と信頼関係の構築を図ることが重要である。また、事業者だけでなく国も主体的に関与していることを明確に示し、地域の理解促進に努めていただきたい。 地域経済への効果を説く前に、まずは原発保有自治体に対する誠実な説明責任と、住民が納得できるレベルでの安全担保が優先されるべきです。 事業者による基準地震動算定の恣意的な扱い、立地地域への交付金等が真に地元民の安全な暮らしのために使われているのか、また、一方的な推進側の説明会になりがちな"コミュニケーション"等、現状の問題点をどのように改善していくのか、示していくことが重要だと思われます。 原発新設が十数年かかるということは、今の子どもたちに影響を及ぼす可能性があることを意味しています。ゆえに、今の子供達、その親御さんたちにもわかるようなコミュニケーションを取るのが、国や事業者が責務と考えます。その上で、新設止む無しであれば、その結果を未来の子どもたちに負わせることを、私たちは、認識すべきです。 「国民とのコミュニケーション」が政策理解活動になっている 本案では、コミュニケーションの内容は説明会、理解促進、広報が中心となっていますが、国民とのコミュニケーションは、本来、国民の意見を政策へ反映させる双方向の対話であるべきです。 国民が原発を受け入れるかを国民自身が判断する権利の問題としてではなく、国が国民に「理解・受容性」を持たせるべき対象として扱っている時点で、この文章はすでに対話の枠組みを外れています。対話とは本来、双方が互いの立場を変えうる可能性を含んだ営みですが、ここでの目標はあらかじめ「受容」のみを結論として国民を導く方向に定められています。結論を変えないまま手段だけを多様化するというのは、対話ではなく説得の技術論にすぎません。 政策に都合の良い情報だけではなく、リスクや課題、異なる見解についても併せて示すことで、国民が自ら情報を比較・検討できる環境を整備することが、政策への信頼醸成につながると考えます。 論点や議論内容を国民に分かりやすく開示し、十分な時間をかけて、丁寧に透明性の高い民主的な議論をおこなうよう求めます。	
67	・原子力発電所の設備利用率の向上に向けた運転サイクルの長期化に反対である ・長期サイクル運転や稼働率向上等既設炉の最大限活用を進めるべき	D XやG Xの進展により電力需要増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況であり、低いエネルギー自給率や火力発電への高い依存といった現状の課題を克服する観点でも、脱炭素電源の確保が求められています。こうした背景を受け、第7次エネルギー基本計画でお示したとおり、原子力を最大限活用する方針です。その際、既設の原子力発電所を最大限活用することが重要であることから、本行動指針案に記載のとおり、運転サイクルの長期化を含めた設備利用率向上に向けた取り組みを進めていくこととしております。なお、科学的・技術的な見地から原子力の安全を確保していく上では、今後とも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に規制を行っていくという方針には変わりはなく、定期検査についても同様です。
68	原子力発電所の運転期間の延長について、停止期間中も劣化するため、延長を認めるべきではない。また、経済産業省が運転期間について判断するべきではない。	原子力発電所の運転期間については、G X脱炭素電源法に基づき、利用政策の観点から、電気事業法の下、運転期間に最長60年の上限を設ける枠組みは維持しつつ、原子力事業者から見て他律的な要素により停止していた期間に限り、60年の運転期間のカウントから除外することを認める制度が整備され、2025年6月から施行されました。原子力を活用する上で、既設の原子力発電所を最大限活用することは重要であり、運転期間延長認可制度については、審査基準等に則り、適切に対応してまいります。 なお、原子力発電の運転期間に関する措置については、「発電用原子炉施設の利用をどのく
	自然災害大国である日本において、福島教訓を真に「エネルギー政策の原点」とするならば、リスクを増大させる既設炉の最大活用や運転期間の延長は到底容認できるものではありません。	

	安全審査等による停止期間を運転期間から除外することで、実質的に「60年超」の運転を可能にする制度変更が既に組み込まれている。リプレースが実現するまでの数十年間、老朽炉を「最大限運転」して稼働率を上げる方針は、老朽化に伴うトラブルや事故のリスクを確実に増大させる。 原発建設時にそもそも運用期間を40年を限界として設計しているものをそれを超えて運用すること自体危険である。停止中であっても少なからずの放射線被曝は受け続けるし、程度の差はあれ、経年劣化は進んでいる。それを無視して、再稼働を行っている現状にも問題がある。現状で稼働率を上げることなどもってのほかである。 原発の運転期間は原則40年とし、延長を認めるべきではありません。老朽原発は、設計の古さに加え、中性子による原子炉の金属劣化など安全性に懸念があります。さらに運転停止期間にも配管、電気ケーブル、ポンプなど原発の各施設・部品は劣化していきます。交換できない部品も多く、電力会社の点検できる範囲も限定的です。 民間企業では建物や機材や車両などを減価償却していきますが、使っていない期間は減価償却しないなどという事はしません。なぜなら、例え使っていなくても経年劣化するからです。 「電気事業法に基づく原子力発電所の運転延長認可制度を、審査基準に則り着実に執行」とあるが、これは40年、60年を超える老朽原発の運転延長の認可を経済産業省を行うものである。長期停止期間を「除外」することで実質60年を大幅に超える超老朽原発の運転も可能となる。認可を行う経済産業省は利用推進側の官庁である。	らの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」とする原子力規制委員会の見解が示されており、GX脱炭素電源法により電気事業法の下に措置された制度に基づき、経済産業省がその認可を行うことは問題ないものと考えております。 また、利用政策上の判断にかかわらず、高経年化に対応した適切な劣化管理が行われることについて、原子炉等規制法の下、原子力規制委員会の厳正な審査に基づく認可を得なければ運転は認められません。
69	国の責任において速やかに原子力発電所の再稼働や運転期間延長を進めるべき	原子力発電所の安全性に関する審査については、高い独立性を有する原子力規制委員会において審査が行われるものであり、政府としては、原子力規制委員会が「新規制基準に適合する」と認めた場合に限り、その判断を尊重し、地域のご理解を得ながら進めていく方針です。 その上で、本行動指針案では、再稼働の加速に向け、事業者と規制当局との共通理解の醸成、審査対応上の技術的課題への対応、人的リソースの確保等を進めるため、産業界全体の連携を強化することとしております。 また、原子力発電所の運転期間については、電気事業法において、運転期間を最長60年としつつ、原子力事業者から見て他律的な要素により停止していた期間に限り、60年の運転期間のカウントから除外することを認める制度が措置されており、引き続き、審査基準等に則り、適切に対応してまいります。 なお、利用政策上の判断にかかわらず、高経年化に対応した適切な劣化管理が行われることについて、原子炉等規制法の下、原子力規制委員会の厳正な審査に基づく認可を得なければ運転は認められません。
70	原子力発電所の運転期間に一律の制限を設けるべきではない	運転期間の在り方については、現行の行動指針に記載のとおり、「立地地域等における不安の声や、東電福島第一原発事故を踏まえて導入された現行制度との連続性、技術的な新陳代謝の確保等にも配慮して、現段階における仕組みとしては、引き続き運転期間に上限を設ける」こととされました。 なお、利用政策上の判断にかかわらず、高経年化に対応した適切な劣化管理が行われることについて、原子炉等規制法の下、原子力規制委員会の厳正な審査に基づく認可を得なければ運転は認められません。
71	特定重大施設の設置期限延長は規制緩和であり認められない	特定重大事故等対処施設の猶予期限延長については、今回のパブリックコメントの対象外のため、ご意見として承ります。
72	原発のようにリスクのあるものにAIを活用すべきではない	AI等のデジタル技術の活用は、安全性向上や業務品質向上を目的として行うものであると考えており、本指針においても、審査対応や保全業務の効率化、福島第一原子力発電所の廃炉における遠隔操作技術の高度化等への活用を想定しております。ご指摘の点も踏まえ、安全性確保を最優先に取り組んでまいります。

73	原子力発電所の建設を推進すべき	第7次エネルギー基本計画では「2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後に既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のリードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進めることが必要である。」という背景の下、脱炭素電源としての原子力を活用していくため、次世代革新炉の開発・設置に取り組むとしております。この方針を踏まえて、本行動指針改定案では、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い原子力を長期的に利用していく上で、将来の予見可能性を高め、原子力サプライチェーン・原子力人材の維持・強化を図るため、一定の仮定の下で将来の建て替えの必要性を試算した「原子力発電の見通し・将来像」をお示ししました。 その上で、次世代革新炉への建て替えを含め原子力の活用にあたっては、安全性の確保と地域の御理解が大前提です。安全性については高い独立性を有する原子力規制委員会が、新規制基準に適合すると認めた場合に、建て替えを行う方針です。国も前面に立って、立地自治体等関係者の皆様の御理解を得られるよう引き続き取組を進めていきます。
	原発は、設置決定から運転開始までに長期間のリードタイムを要する。電力の安定供給による、わが国の国民生活・産業活動の維持のためにも、早急に取り組むべき喫緊の課題と考えるため。 次世代革新炉の開発・設置は、わが国のエネルギー自給率向上のほか、将来にわたる脱炭素電源の確保ならびに原子力産業基盤の維持・発展に不可欠である。次世代革新炉を含む発電所の開発・設置には十数年から二十年程度の長期のリードタイムを要することから、早急に建替プロジェクトの創出を具体化する必要がある。政府として「次世代革新炉開発ロードマップ」の下、取組をさらに加速いただきたい。 エネルギー需要に対して原発新設数が足りてない。もっと進めるべき AIデータセンター等の稼働のために膨大な電気が必要になる次世代エネルギー（原子力・SMR）を急速に整備する必要がある。	
74	原子力発電所の新規サイトでの建設も行うべき	原子力発電所の建設については、第7次エネルギー基本計画に則り「廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替えを対象として具体化を進めていく」こととしており、その他の開発などは、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討してまいります。
	更に次世代革新炉の開発・設置について、「廃炉を決定した原子力を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への立て替え」に限定することなく、新規サイトの選定も前提に進めるべきである。	
75	原子力発電所を建設すべきではない	第7次エネルギー基本計画では「2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後に既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のリードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進めることが必要である。」という背景の下、脱炭素電源としての原子力を活用していくため、次世代革新炉の開発・設置に取り組むとしております。この方針を踏まえて、本行動指針改定案では、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い原子力を長期的に利用していく上で、将来の予見可能性を高め、原子力サプライチェーン・原子力人材の維持・強化を図るため、一定の仮定の下で将来の建て替えの必要性を試算した「原子力発電の見通し・将来像」をお示ししました。 その上で、次世代革新炉への建て替えを含め原子力の活用にあたっては、安全性の確保と地域の御理解が大前提です。安全性については高い独立性を有する原子力規制委員会が、新規制基準に適合すると認めた場合に、建て替えを行う方針です。国も前面に立って、立地自治体等関係者の皆様の御理解を得られるよう引き続き取組を進めていきます。
	原発の「建て替え」とは、実質的には原発の新規建設のことです。原発新設が進めば、周辺地域には今後さらに長期にわたって、原発のリスクが押し付けられます。現在稼働している老朽原発の運転延長と稼働率向上がセットになっており、リスクはますます増加します。 核燃料サイクル政策が行き詰まり、かつ高レベル放射性廃棄物の最終処分場が決まっていない現状において、次世代革新炉を含めた原発のリプレイスや新設を進めることに断固反対します。 現存する原発ですら、廃炉、放射性廃棄物の処分、事故リスクなど、解決の見通しが立たない課題を数多く抱えています。そのような状況にもかかわらず、2040年代までに2～5基、2050年代までに11～14基もの原発を建て替える方針を掲げることは、現実を直視しない極めて無責任かつ非現実的な政策であり、将来世代への責任を著しく欠くものと言わざるを得ません。	
76	原子力発電所の「建て替え」は実質的には原子力発電所の新規の建設であり、原子力発電所のリスク等についての誤解を生じさせるのではないか。	第7次エネルギー基本計画では、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内で次世代革新炉を建設することを「建て替え」として、具体化を進めていくこととしております。 次世代革新炉への建て替えを含め原子力の活用にあたっては、安全性の確保と地域の御理解が大前提です。安全性については高い独立性を有する原子力規制委員会が、新規制基準に適合すると認めた場合に、建て替えを行う方針です。国も前面に立って、立地自治体等関係者の皆様の御理解を得られるよう引き続き取組を進めていきます。
	「建て替え」にも反対だ。言葉を変えただけで、新規増設だ。 「原発の建て替え」などと表現すると、あたかも今ある原発を無くしてその代わりに建てるように勘違いします。実際は新しい原発を建てるのではないですか？ そのような誤魔化した表現はやめてもらいたい。 突然「建て替え」が出てくることに違和感がある。これは「新設」に他ならない。 原子炉を新たに建設することを単に「建て替え」と表現すれば、それが新規の原子力施設を建設し、新たな事故リスクと放射性廃棄物を生じさせる政策であることが見えにくくなる。	
77	膨大なコスト・時間を要する次世代革新炉建設に反対	D XやG Xの進展により電力需要増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況であり、低いエネルギー自給率や火力発電への高い依存といった現状の課題を克服する観点でも、脱炭素電源の確保が求められています。こうした背景を受け、第7次エネルギー基本計画でお示したとおり、再生可能エネルギーとともに原子力を最大限活用する方針です。 原子力を活用する上で、東京電力福島第一原子力発電所事故への真摯な反省は、決して忘れてはならない原子力政策の原点であり、原子力の活用にあたっては、安全性の確保を大前提とし、「安全神話」に二度と陥らないとの教訓を肝に銘じなければならないと考えています。次世代革新炉は、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ炉型であり、既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、リードタイムを考慮しつつ次世代革新炉の開発・設置を進めていくことが必要だと考えています。
	本指針案は、未だ世界のどこにも商業的成功の兆しがない「次世代革新炉」などの原子力技術に対し、再び巨額の国費や政策リソースを投じようとしている。 莫大なコストと時間を要する「次世代革新炉の開発・設置」に反対です。 米国、英国、ドイツはいずれも高速炉開発から撤退あるいは閉鎖に至り、フランスもスーパーフェニックスの閉鎖後、後継として計画されていたアストリッドも2019年に開発放棄が発表されました。技術的に確立せず、経済的にも見通しが立たないまま各国が撤退してきた炉型を、日本が今なお開発継続の対象として位置づけている点は、世界の趨勢との乖離を示しています。 次世代革新炉は極めて高額な導入コストがかかり、経済的に見合わない電源です。	

78	原子力発電所を建設したいなら、地方に押し付けず、都会にも建設すべきである。	原子力発電所の立地については、原子力事業者において、安全性の確保を大前提に、地震・津波等の自然条件等を踏まえて判断されるものと考えております。政府としては、立地地域との共生を重視し、地域の理解と協力を得ながら政策を進めてまいります。
	送電ロス、原発自体の安全性の向上等を考え、消費地の近く(例えば東京)に立て替えるのがパフォーマンスが一番よくなるはず。	
79	次世代革新炉含む原子力の研究開発、サプライチェーン維持・強化、人材育成が必要であり、将来見通しや政策の具体化を一層進めるべき。	第7次エネルギー基本計画においては、次世代革新炉の開発に取り組むとともに、高い国産化率と技術を誇り、国内経済や雇用に対する貢献度も高く、既設炉の再稼働や次世代革新炉の開発・設置に向けても不可欠である原子力産業・人材基盤の途絶や不足等を回避する必要があるとされています。 本行動指針案では、将来の原子力発電の見通しを示すことで、予見性を高めるとともに、長期脱炭素電源オークション等の投資環境整備や、次世代革新炉の各炉型の開発段階に応じた技術開発の推進、機器・部素材の供給途絶対策や事業承継、海外プロジェクトへの参画支援を通じたサプライチェーンの維持・強化、「原子力人材育成・強化に係る協議会」の議論を踏まえた戦略的な原子力人材の確保・育成に取り組むこととしており、今後政策の具体化を進めてまいります。
	原子力を支えるサプライチェーンの維持・強化は、単なる産業政策を超えて、我が国の技術的自立という国家主権の問題である。海外からの輸入に依存するだけでなく、自国で技術を磨き、次世代の革新炉を開発する能力を維持することは、将来の不確実な世界情勢に対する強力な盾となる。この技術的自立を目指すプロセスにおいて、国は長期的なコミットメントを示し、官民連携して投資予見性を確保する必要がある。	
	日本は原子力関連技術やサプライチェーンにおいて世界でも高い競争力を有していますが、新設案件の停滞により技術者や部品メーカーの維持が困難になりつつあります。政府は2040年代及び2050年代の建て替え基数を示すだけでなく、建設時期やおおよその導入ペースを含めた中長期ロードマップを策定・公表し、企業が設備投資や人材育成を計画しやすい環境を整備すべきです。	
	現場ではすでにベテラン層の離職や学生の就職先として敬遠される傾向によって人員不足であり、技能継承が困難となっている。人材確保に向けては、処遇改善支援、教育訓練への公的支援の拡充、廃炉・運転・建設をまたぐキャリアパス整備など、産業全体を発展させるため、国も前面に立ち、より踏み込んだ政策対応を実施していただきたい。	
	人材確保に向けては、処遇改善支援、教育訓練への公的支援の拡充、廃炉・運転・建設をまたぐキャリアパスの整備などを示すことにより、次世代の担い手に魅力ある産業として伝える取り組みが重要であり、国が前面に立ち、より踏み込んだ政策対応を実施していただきたい。具体的には、中学・高校の教育課程を通じてエネルギーの基礎知識などを学び、若年層のエネルギーリテラシーを高め、積極的にエネルギー政策の議論ができる土台を作り、日本のエネルギー事情を踏まえ、原子燃料サイクルを含む原子力の必要性を感じてもらうことが重要である。さらに、大学等における原子力関連学部への資金支援を一層充実させ、次世代革新炉の研究・開発につなげるなど、教育面へのコミットメントを高めることで、将来の原子力人材の育成を積極的に進める必要がある。	
	国内におけるサプライチェーン・人材基盤の維持・強化に関しては、福島事故以降暫くの間、既設炉の再稼働が低調となったこと、また、建設中の中国電力島根原子力発電所3号機及び電源開発大間原子力発電所以外の炉の新設が現在に至るまで行われていないことにより、原子力産業界におけるサプライチェーン、人材基盤は大きく棄損しただけではなく、将来世代を担う大学の原子力関連学部、学科を志望する学生も大きく減少したことから、改訂案で掲げた原子力の長期活用方針に向けては産学双方において棄損した物的、人的基盤の再構築、強化が喫緊の課題であることは論を待たない。記載された各種支援措置の早急な具体化を頂きたい。	
80	次世代革新炉の定義を明確にすべき。革新軽水炉の革新性は何か。	第7次エネルギー基本計画では、脱炭素電源としての原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだものや、分散エネルギー供給、廃棄物の減容化・有害度低減、カーボンフリーな水素・熱供給などの特徴を有するものを「次世代革新炉」としています。具体的には、革新軽水炉、SMR（小型モジュール炉）、高速炉、高温ガス炉、フュージョンエネルギーを次世代革新炉として位置づけています。その中でも、革新軽水炉は、既設の軽水炉とは異なり、設計段階から新たな安全メカニズムを組み込むことにより、事故の発生リスクを抑制し、万が一の事故があった場合にも放射性物質の放出を回避・抑制するための機能の強化したより安全なものとなるよう実用化開発が進められています。
	第3の柱である次世代革新炉開発について、改訂案においてそれぞれの技術到達ステージや利用特性を整理されているものの、実用化フェーズにある革新軽水炉、SMRともう一段階前の実証フェーズにある高速炉、高温ガス炉を「次世代革新炉」として一つに括っている点について、読み手にとって複数の解釈が出来得ると感じる箇所もある。	
	革新軽水炉は、単なる既設炉の代替ではなく、運転保守性の向上、被ばく低減、設備信頼性向上、設備更新の容易化、デジタル技術の活用、廃炉容易化等、今後数十年にわたり原子力利用を支える技術課題の解決に資するものであるべきであり、その要求事項を明確化した上で開発を進めるべきである。	
	次世代革新炉は新しいものはあまり見られず、革新軽水炉はデブリを取ることであり、これは事故が起こる前提で開発されているように見える。高速炉に至っては増殖ということばプルトニウムを増やさない観点から名前から外したにすぎないように感じられる。	
	「次世代革新炉」に関しては、何が革新なのか明らかでなく、従来の原発の延長線上です。	
	「革新軽水炉」は、技術的には何の革新性もなく次世代革新炉とは言えないにも関わらず、詐欺的な政府宣伝が行われている。	

81	SMR（小型モジュール炉）やマイクロ炉の開発を進めるべきではないか	SMRは、小出力を活かした自然循環により、冷却ポンプ、外部電源なしで炉心冷却を可能とするシステムを目指す炉型であり、現在、海外プロジェクトへの日本企業の参画や研究開発を、また、マイクロ炉については、極地や未開発地、さらには海洋上や宇宙領域などの過酷な環境において、長期間、燃料交換なしのエネルギー供給を目指す日本企業の研究開発を、それぞれ支援しています。
	大型炉中心の政策ではなく影響範囲を極力小さく抑えた超小型原子炉の開発を並行して強く推進すべきです。 原子力潜水艦がすでに数十年にわたり実績を積んでいるようにコンパクトで固有安全性が高い原子炉は技術的に成立しています。 工場生産・分散配置が可能で事故時の放射能漏洩リスクを大幅に低減できる可能性があります。 苫米地英人氏らが指摘するような超小型炉も含め革新軽水炉やSMRに加えてより小型の選択肢を具体的な開発ロードマップに位置づけ実証プロジェクトを進めることを提案します。	
	既存の発電所が不安だと思うのならは最新設計の発電所を建設すべき。小型原子力発電についての記事を読みましたが、臨界状態でも壊れる事が無いのであれば、これこそ市役所や避難所、病院などの重要施設に置くべきでは無いでしょうか？ SMRの課題は、現時点での「規模の不経済」による割高な電力単位コストですが、これは標準化されたモジュールの大量生産によって解決可能です。そのためには国内市場のみならず、同志国との戦略的パートナーシップを通じて海外市場での実績を早期に積み上げ、サプライチェーンを強化することが、日本全体の原子力産業の維持・発展と経済的な脱炭素化に直結すると確信しています。	
82	次世代革新炉について限られたリソースの配分を検討すべき	原子力小委員会革新炉ワーキンググループでとりまとめられた「次世代革新炉開発ロードマップ」では、人材やサプライチェーンの維持・強化が課題である中、次世代革新炉の全炉型を相当の規模で同時に開発し続けることには限界があることが、次世代革新炉各炉型に共通の課題の一つとして挙げられています。
	革新型軽水炉、小型軽水炉、高速炉、高温ガス炉、さらに改訂案では示されていないが、革新炉ワーキンググループで示された核融合炉開発など、次世代革新炉開発においては、あまりに多くの炉型を、市場ニーズを踏まえることなく、開発する計画となっている。 「全部進める」という政策と「人材もサプライチェーンも不足している」という現実が資料内で同居していることになる。 本気でこの議論を進めたいのであれば、限られたリソースをどう配分するかという戦略的判断が必要なはずだ。革新炉ワーキンググループで示されたロードマップでは2030年代に全炉型を同時並行で進めることとなっているが、人材・産業基盤の観点から不可能である。	このような課題があることから、本行動指針案においても、社会実装や実証炉実現に向けた課題への対応の進捗、人材やサプライチェーンの状況、そしてエネルギー政策で重視する観点などを踏まえた「次世代革新炉開発ロードマップ」の継続的なメンテナンス・具体化を行っていくとしています。また、高速炉、高温ガス炉の実証炉開発ではそれぞれ2028年度、2029年度にマイルストーンを設定しています。研究開発の状況を確認するのみならず、実証炉の運転・設置を担う実施主体、サプライチェーンや人材といった論点の検討を進め、次の開発段階への移行判断へと繋げていきます。
83	フュージョンも原子力政策の一環として位置づけるべき	第7次エネルギー基本計画では、フュージョンエネルギーについても次世代革新炉の一つとして位置付けております。その上で、政府としては、国家戦略である「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」において、政府の推進体制の整備、官民の研究開発力強化、安全規制の在り方検討等を通じ、世界に先駆けた2030年代の発電実証を目指す方針を示しており、これを踏まえてフュージョンエネルギーの産業化や安全確保に取り組んでいきます。
	フュージョンエネルギーについては、核融合反応が原子力基本法上の「原子力」に含まれると解されているにもかかわらず、現行の整理においては原子力政策との関係が十分に明示されていません。また、利用の過程においては三重水素の取扱いや中性子による設備の放射化などが生じるとされており、放射性物質および放射性廃棄物に関わる課題を内在しています。 こうした性質を踏まえれば、フュージョンエネルギーを原子力政策から切り離して扱うことは適切ではなく、原子力政策の一環として明確に位置付け、本指針において体系的に整理することが不可欠です。この点が曖昧なままでは、原子力政策全体の整合性を損ない、政策判断の前提自体が不透明になるおそれがあります。	
84	放射性医薬品の開発・製造・利用の促進等を進めるべき	政府として、本指針に基づき、必要な施策を着実に推進してまいります。
	「全身転移した・・・に取り組む」は賛成です。この分野には財政面人財面の強化を期待します。	
85	発電用と医療用の原子力は別物ではないか。	原子力はエネルギーとしての利用のみならず、工業、医療、農業分野における放射線利用など、幅広い分野において人類の発展に貢献しうるとされています。放射性医薬品については、がん診断・治療をはじめとする医療分野で広く活用されており、本行動指針においても「放射性医薬品の開発・製造・利用の促進及びそのサプライチェーン強化に取り組む。」としております。
	原発推進の理由に「がん治療」を挙げているが、原発に使われるウラン燃料と、医療に使われる放射線は 全く別の物だ。 苦し紛れに加えたのだろうが、幾ら何でも無理矢理過ぎる。	

	「高速実験炉『常陽』を用いた アクチニウム-225 を大量製造」と有るが、既に アクチニウム-225 は 電子加速器で安全に生成が可能だ。 わざわざ危険な原子炉などで作る物ではない。そもそも、原子炉は放射性物質の生成を目的にした物ではない。 例え 医療に使う放射性物質と同じ物が 反応で生成されたとしても、無数にある汚染物質の中から それだけを採り出して使うというのは、技術的にも経済的にも、全く以て非現実的だ。	
86	プルサーマルを推進すべきである	核燃料サイクルにおいて、使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを有効利用する手段であるプルサーマルは重要であり、安全性の確保と地域のご理解を大前提として、推進していきます。この推進にあたっては、国も事業者とともに前面に立ち、原子力政策に関する理解の促進に主体的に取り組みます。
	使用済み核燃料は全量再処理し、プルサーマルをどんどん進めるべきである。プルサーマルについては、フルMOX炉を追加建設するべきである。	
87	核燃料サイクル計画の方向性を明確に打ち出してほしい。	行動指針では、核燃料サイクルの推進に向けた取組として、六ヶ所再処理工場・MOX燃料工場の竣工及び操業環境整備、プルサーマルの推進強化、使用済燃料対策の推進等に取り組むとの方針を示しています。また、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の核燃料サイクルの効果を更に高める高速炉についても、本行動指針において実証炉開発を着実に進めていく旨などを記載しております。
	生成したプルトニウムもプルサーマルで消費できず蓄積量が溜まる一方で世界からは軍事転用目的が疑われている。 従って再処理工場の目的もはっきりせず技術的経済合理性、安全性の面からその必要性が十分国民と合意ができていないまま建設工事も遅れている。 まずは「核サイクル計画の今後の方向性」を明確に打ち出してほしい。	
88	核燃料サイクルに関する技術開発を推進すべきである	核燃料サイクルの推進に当たって技術開発は重要であり、例えば、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場について、安全性を確保した安定的な長期利用を行うため、メンテナンス技術の高度化など、中長期での取組が必要な項目について、官民で対応を進めます。 加えて、核燃料サイクルの効果をより高めるものとして高速炉は重要であり、実証炉開発を着実に進めてまいります。
	原子燃料サイクル政策を維持するには軽水炉の発電所に加え、ウラン濃縮工場、FBR開発、FBR用の再処理工場の開発、FBR用燃料製造施設、高レベル放射性廃棄物の処分場等は欠かせない。	
	軽水炉サイクル（プルサーマル）による資源有効利用を進めるうえで、その使用済MOX燃料の再処理実証の開発は重要であり、現行記載の方針で進めて頂きたい。	
	原子力の持続的な活用に向けては、バックエンド対策の着実な進展が不可欠。再処理、MOX 燃料加工及びプルサーマルによるプルトニウム利用等が相互に整合的かつ持続的に実施されるように、制度面・技術面における事業環境整備の進展に期待。	
	核燃料サイクルの推進のための、使用済MOX燃料や高速炉サイクルの着実な開発だけでなく、既設炉の安全性の確認等のための許認可データ取得に必要な照射施設他のインフラ整備が必要である。	
89	・資源有効活用、高レベル放射性廃棄物の有害度低減に向け、高速炉サイクルが有効であることを明確化すべき。 ・もんじゅは失敗であり、実験炉からやり直すことなく、実証炉を作るという政策は不適切。	第7次エネルギー基本計画で記載のとおり、高速炉は次世代革新炉のひとつであり、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や資源の有効利用に資する核燃料サイクルの効果をより高めることが期待されるとともに、空冷での安定冷却など、安全性が高い設計が可能です。
	更なる資源有効利用、高レベル放射性廃棄物の有害度低減に向けては高速炉サイクルが有効であることを今後言及して頂きたい。 もんじゅ は、既に失敗した炉である。この様な場合、実験炉からやり直しに必要な基本データを得ることが必要なはずである。実証炉から作るという施策自体、始めから成功するつもりのないことが明白である。	世界各国でも高速炉開発が進んでおり、我が国においても実験炉「常陽」、原型炉「もんじゅ」を経て、実証炉開発に取り組んでいます。「もんじゅ」では、2次系ナトリウム漏えい事故などにより長期間停止したものの、運転や保守を通じて様々な技術的成果が得られており、実証炉開発に繋がっています。 また、研究開発統合組織や中核企業を設置するなど、「もんじゅ」など過去のプロジェクトで得られた教訓を踏まえた実証炉開発を進めています。
90	核燃料サイクルは破綻しており、また、プルサーマルは危険であるため、核燃料サイクル政策は推進するべきではない	我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としています。核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場の竣工は、必ず成し遂げるべき重要課題であり、同工場の竣工に向け、工程全体の進捗管理や人材確保の調整などについて、国として責任を持って取り組みます。また、回収されるプルトニウムを有効利用する手段である、プルサーマルも重要であり、安全性の確保と地域のご理解を大前提として、推進していきます。この推進にあたっては、国も事業者とともに前面に立ち、原子力政策に関する理解の促進に主体的に取り組みます。 なお、プルサーマルの安全性については、原子炉毎に、独立した原子力規制委員会による審査において規制基準に適合すると認められた場合についてのみ、実施することが可能です。
	核廃棄物処理の計画が破綻したままです。 六ヶ所再処理工場は27回の延期を重ね、ガラス固化も実現していません。 使用済燃料は各地で貯蔵限界に近づいており、最終処分地の選定も進んでいません。 廃棄物処理の見通しが立たないまま新たな原発を建設することは、将来世代に長期のリスクと負担を押し付けるものです。	
	青森県六ヶ所村の使用済燃料再処理工場は、1993年の着工以来、技術的トラブルや安全審査の長期化などにより、これまでに27回もの完成延期を繰り返している。30年以上にわたって未完成のまま工事と莫大な維持費が続いている現状は、技術的な行き詰まりを証明している。さらに、中核を担うはずであった高速増殖炉「もんじゅ」は、ほとんど稼働しないまま1兆円以上の国費を投じた末に廃炉が決定しており、サイクルの輪は完全に途切れている。	
	指針案は「核燃料サイクルの推進」を掲げているが、コスト、技術、社会的受容度のすべての観点から破綻している「核燃料サイクル幻想」から即刻脱出すべきである。 高速増殖炉がなくプルサーマルでのプルトニウム消費しかない現状において、核燃料「サイクル」は破綻していることを明記すべきである。	

	商業用原発が運転を開始してから60年を経過しても使用済み核燃料の処理が全く見通せない状況である。危険な「核のゴミ」問題を先送りにして稼働する原発を増やす、プルサーマル発電を拡大すること等は行うべきではない。順番が違うと思う。 トラブル続きで竣工が遅延し続けている六ヶ所再処理工場の竣工・操業を前提とした核燃料サイクルの推進、およびプルサーマルの強化方針は破綻しており、即刻断念すべきです。 更なるプルサーマル推進やプルサーマル計画を具体化する方針に強く反対し、記述の削除を求めます。 理由：プルサーマル発電で使用するMOX燃料は、通常のウラン燃料に比べて融点が低く、制御棒の効きが格段に落ちるなど、技術的に極めて危険性が高い燃料です。万が一事故が発生した際、環境中に放出されるプルトニウム等の放射性物質による被害はウラン燃料の比ではありません。	
91	サイクル政策が遅れている中、プルトニウムバランスをどのように考えているのか	プルサーマルの推進に向けて、国も事業者とともに前面に立ち、原子力政策に関する理解の促進に主体的に取り組みます。 また、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」の枠組みの下、電気事業連合会が策定している「プルトニウム利用計画」も踏まえつつ、使用済燃料再処理・廃炉推進機構が「使用済燃料再処理等実施中期計画」を策定して経済産業大臣の認可を受け、これに従って再処理を進めることにより、プルトニウムの適切な管理に取り組みます。
	日本は日米原子力協定のもとで再処理を認められていますが、その前提には「利用目的のないプルトニウムを保有しない」というプルトニウムバランスの考え方があります。しかし、政府が原発の最大活用を進める一方で、プルサーマルやMOX燃料利用は計画どおり進んでいるとは言えず、プルトニウムバランスをどのように維持するのかについて十分な説明がありません。 核不拡散体制や近隣諸国との外交・安全保障にも関わる重要な政策課題であるため、政府は、プルトニウム保有量の見通しや利用計画、再処理事業との整合性を具体的に示すとともに、日米原子力協定の維持を含めた国際的責任を踏まえつつ、原子力政策全体の方向性を明確に示すべきです。	
92	再処理工場やウラン濃縮施設は原子力の平和利用に反する	我が国の原子力利用は、原子力基本法において、平和の目的に限ることとされています。その上で、御指摘の日本原燃の六ヶ所再処理工場やウラン濃縮工場をはじめとして、我が国の原子力施設では、国際約束に基づき、IAEAによる厳格な保障措置を受諾しており、IAEAからは我が国にある「すべての核物質が平和的活動にとどまっている」との評価を得ています。
	平和利用を担保するというのであれば、再処理工場とウラン濃縮施設を閉鎖するべきである。	
93	国によるプルトニウムの利用とは何を指しているのか	御指摘の記載については、国によるプルトニウムの利用を意味しているのではなく、各事業者が行うプルトニウムの着実な利用や六ヶ所再処理工場への使用済燃料の搬入などについて、事業者間での連携を円滑に調整できるよう、その調整機能を強化する枠組みを創設するべく、事業者と国が検討・具体化していく取組を意味しています。
	『事業者及び国による、プルトニウムの着実な利用と六ヶ所再処理工場への使用済燃料の搬入などに係る、事業者間の連携・調整機能を強化する枠組みの検討・具体化』とありますが、国によるプルトニウムの利用とは具体的にどのような利用のことか明示してください。	
94	使用済燃料を再処理せずに直接処分すべき	我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としています。 また、使用済MOX燃料の再処理については、国際連携による実証研究を含め、2030年代後半を目途に技術を確認するべく研究開発を進めるとともに、その成果を六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定し、許認可の取得や実運用の検討に必要なデータの充実化を進めます。 なお、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、地層処分を前提に取組を進めつつ、将来に向けた幅広い選択肢を確保する観点から、使用済み燃料の直接処分等の代替処分オプションに関する調査研究等も進めています。
	経済性の観点からも、使用済燃料を再処理せずにそのまま地下へ埋設する「直接処分」の方が、再処理を行うよりも費用を大幅に抑えられることは、日本学術会議の報告書や政府自身のコスト検証でも累次示されている通りである。 政府は今こそ破綻したサイクル政策に見切りをつけ、全量直接処分への政策転換を断行すべきである。 六ヶ所再処理工場が稼働しても余剰プルトニウムが増大するばかりであり、諸外国から疑惑の目を向けられることになり国家の安全保障上望ましくない。プルサーマルを推進したとしても、使用済みMOX燃料が増大する。15頁の2-5行目に言う使用済みMOX燃料対策は、現時点では空手形である。 以上、核燃料サイクル事業は八方ふさがりであることから、断念すべきである。六ヶ所再処理工場は稼働せず、廃止措置に移行するとともに、使用済み核燃料の直接処分のための技術開発と法改正を行うべきである。 使用済み核燃料の直接処分を現実的に可能とするような技術開発及び法改正を求める。 核燃サイクル、プルサーマル、再処理は不要。直接廃棄処分すべきである。世界に核兵器製造を疑われてはならない。トレーサビリティの「柔軟化」はおかしい。公害発生可能性のある危険物は環境に拡散させず、予防原則に基づき厳格に管理すべき。 核燃料サイクルについては可能な限り低減の方針の下、再処理せずに直接処分に切り替えるのが妥当と考える。 再処理工場というのは高濃度放射性廃棄物をさらに濃縮する工程であり危険も伴う。必要性を再検討したうえで直接処分で地中に埋めることも再検討してほしい。	

95	乾式貯蔵施設の建設・活用を進めた場合、地元の使用済燃料が存在し続けることになるのではないか。	乾式貯蔵施設は、管理や輸送などの使用済燃料対策の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に資するものであり、国としては、その建設・活用を促進していく方針です。 また、乾式貯蔵施設は、使用済燃料を再処理工場に搬出するまでの間、一時的に管理するもので、一定期間の後には使用済燃料は必ず搬出されます。その施設が最終処分場となることはありません。
	関電が計画している乾式貯蔵施設は、貯蔵後は中間貯蔵施設に搬出することになっています。 しかし、今年6月12日の関電の報告でも、中間貯蔵施設については「2030年頃の操業開始に向けて、引き続き、最大限取り組む」としているだけです。何年間も同じことを言っています。 中間貯蔵施設の候補地も決まっていない状況で、「2030年頃の操業開始」などとても望めません。あと4年しかありません。 そのため、乾式貯蔵施設が建設されれば、原発立地の地元の使用済核燃料が居座り続けることになります。	
96	クリアランス物のさらなる利用先拡大に向けて取組を進めるべきでないか。	原子力発電所の廃炉作業が本格化する中、クリアランス物の再利用を進めていくことは重要な課題です。 原子力発電所の廃炉等に伴い生ずる廃棄物のうち、放射線が極めて少なく、人体への影響が無視できるものについては、原子炉等規制法に基づくクリアランス制度により、原子力規制委員会が定める基準（クリアランスレベル）以下であることの確認できたもの（クリアランス物）について、一般の廃棄物と同様に再利用を行うことが可能とされています。 一方で、クリアランス制度が社会に定着するまでの間は、一般市場に流通することがないよう、電力業界内で率先して再利用を行いつつ、理解促進を目的として、自治体や教育機関などにご協力いただきながら国の実証事業等で再利用を進めております。 具体的には、2005年にクリアランス制度が整備されて以降、これまで26都道府県で約6,800個のクリアランス物の再利用を行ってきており、電力業界内での利用はもちろん、国の実証事業等を通じ、中央省庁にクリアランスベンチの設置を進めるとともに、サイクルスタンドや防犯灯などに加工し、公共の場に設置する取組を行ってまいりました。また、令和7年度には、国内で初めて、クリアランス物を鉄筋に加工し、福井県内の公共工事で利用しております。
	廃止措置を円滑に進める上で、クリアランス物の再利用については、立地地域だけでなく全国的な認知度を高めつつ、フリーリリースの実現に向けて、国が前面に立って関与し、積極的に取り組みを進める必要がある。一方で、再利用するには認可申請から測定評価の国の確認まで、少なくとも3～4年程度を要することや複雑な現場管理が必要となることから、安全を前提としつつ認可申請や審査、並びに現場管理の合理化を図るとともに、熔融クリアランスのような効率的な処理方法を進める必要がある。 廃炉や建て替えに伴い増加する廃棄物管理において、廃棄物低減に資する唯一の手段である低レベル放射性廃棄物のクリアランス制度の適切な運用は重要な論点であるとする。国においても制度の周知・理解促進に取り組まれているところであるが、今後の廃炉の本格化を見据え、社会的受容性の一層の向上に向けた取組をさらに強化すべきである。その意義、対象、管理方法、コスト負担、処分容量との関係について、国民に分かりやすく整理・公表・共有し、双方向の対話も含めた丁寧な理解促進がなされることを望む。 解体の際に発生する、放射線による影響がないことが確認された資材を再利用することは、廃止措置を円滑に進めるうえで重要な取り組みである。立地地域だけではなく全国的に理解を深めながら、これらの資材が一般の資材として広く再利用されるよう、国が前面に立ち積極的に取り組みを進める必要がある。また、再利用するには認可申請から測定評価の国の確認まで、少なくとも3～4年程度を要することや複雑な現場管理が必要となることから、安全を前提としつつ認可申請や審査、並びに現場管理の合理化を図るとともに、熔融クリアランスのような効率的な処理方法を進める必要がある。	こうした取組を通じ、クリアランス物の再利用実績を積み上げながら、クリアランス制度の社会定着・早期フリーリリースの実現に向け、引き続き取り組んでまいります。
97	クリアランス対象物を再利用するべきでない	原子力発電所の廃炉作業が本格化する中、クリアランス物の再利用を進めていくことは重要な課題です。 原子力発電所の廃炉等に伴い生ずる廃棄物のうち、放射線が極めて少なく、人体への影響が無視できるものについては、原子炉等規制法に基づくクリアランス制度により、原子力規制委員会が定める基準（クリアランスレベル）以下であることの確認できたもの（クリアランス物）について、一般の廃棄物と同様に再利用を行うことが可能とされています。 一方で、クリアランス制度が社会に定着するまでの間は、一般市場に流通することがないよう、電力業界内で率先して再利用を行いつつ、理解促進を目的として、自治体や教育機関などにご協力いただきながら国の実証事業等で再利用を進めております。 具体的には、2005年にクリアランス制度が整備されて以降、これまで26都道府県で約6,800個のクリアランス物の再利用を行ってきており、電力業界内での利用はもちろん、国の実証事業等を通じ、中央省庁にクリアランスベンチの設置を進めるとともに、サイクルスタンドや防犯灯などに加工し、公共の場に設置する取組を行ってまいりました。また、令和7年度には、国内で初めて、クリアランス物を鉄筋に加工し、福井県内の公共工事で利用しております。
	クリアランス対象物のフリーリリースなど、とんでもない話だ。放射能を全国に広めて、環境を汚染し、安全に生活する権利が脅かされるものだ。 放射性廃棄物の拡散に繋がるクリアランス対象物のフリーリリースには反対。福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社が半ば脱法的に操業を開始する事は容認できない。そもそも、クリアランス制度自体に反対で、サイト内で生じた放射性廃棄物は濃度の高低に関わらず、全てサイト内で処理・管理すべき。 クリアランス物の再利用拡大と「理解の促進」を通して、国民の放射能に対する忌避感を鈍麻させようとする意図が透けて見える。このように国民の放射能に対する意識を誘導することで、原子力施設の事故や、追加被ばく線量が年間1mSvを超える地域への居住などに対する国民の抵抗感を低減する効果を狙っているのではないかと危惧する。 「原発をどんどん新設し、その解体で発生する放射性廃棄物をどんどん増やし、その廃棄物をどんどん一般に流通させる」という方策は、やめていただきたい。 国民は憲法に基づき、被ばくを自ら管理し、追加被ばくをゼロとして生きる権利を有します。そのような観点からも、一種の被ばくの強制に当たるクリアランスレベルの導入には大いに問題があるのです。	こうした取組を通じ、クリアランス物の再利用実績を積み上げながら、クリアランス制度の社会定着・早期フリーリリースの実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

98	フリーリリースの閾値が原発事故の度に上方修正されるのはおかしいのではないか	原子力発電所の廃炉等に伴い生ずる廃棄物のうち、放射線が極めて少なく、人体への影響が無視できるものについては、原子炉等規制法に基づくクリアランス制度により、原子力規制委員会が定める基準（クリアランスレベル）以下であることの確認できたもの（クリアランス物）について、一般の廃棄物と同様に再利用を行うことが可能とされており、この基準については、これまで修正されたことはございません。 なお、クリアランス制度が社会に定着するまでの間は、クリアランス物が一般市場に流通することがないように運用しておりますが、廃止措置の円滑化及び資源の有効活用の観点から、クリアランス制度の社会定着に向けた取組を進めつつ、クリアランス物の再利用を段階的に進め、早期のフリーリリースを実現する方針です。
	原発事故の度にフリーリリースの閾値が上方修正されていく点が全く考慮されていない。	
99	低レベル放射性廃棄物の処分方針は問題がある	原子力発電所の廃炉作業が本格化する中、低レベル放射性廃棄物の処分場確保を含めた処理・処分については、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が着実に進めることを基本としつつ、国としても、その円滑な実現に向け、必要なサポートや指導を行うこととしています。 このため、令和7年度には「廃炉等に伴う廃棄物の処理・処分に関する研究会」を開催し、低レベル放射性廃棄物の性状や物量を踏まえた処分場確保の考え方や国・事業者の取組の方向性をお示ししたところであり、この実現に向け、国としても、中長期的な地域の発展のための支援など、処分場の確保・廃炉の円滑化に資する取組を検討してまいります。
	「2015年7月に、日本原子力発電株式会社が当該廃棄物を埋設するための廃棄事業に係る申請を行い……計画を具体化していく」との記述について、この計画に対しては、地元の茨城県議会の議員や市民団体から一貫して反対の声が上がり続けてきました。トレンチ処分では、地下水を50年間監視するとされていますが、その50年が経過した後の管理体制については、事実上「放置」されとの批判が繰り返し指摘されています。放射性廃棄物の管理責任が一定期間で区切られ、その後の担保が明確でないまま処分を進めようとする姿勢が地元の不信を招く一因になっています。	
	トレンチ処分は、放射能濃度が極めて低い区分の廃棄物、いわゆるL3を対象としたものにすぎません。より放射能濃度の高いL1やL2といった区分の廃棄物、さらには高レベル放射性廃棄物については、処分の方法どころか、処分場の候補地すら定まっていません。最も処理しやすいはずの低濃度廃棄物でさえ地元合意に十年以上を要している現状を踏まえれば、より高濃度の廃棄物について今後どれほどの困難が待ち構えているか、想像に難くありません。	
	「必ずしも一箇所での集中的な処分ではなく、地理的条件等を考慮しつつ、分散的な処分も選択肢の一つと考えられる」との記述も、実際にはどの地域も処分場の受け入れに難色を示してきた経緯を踏まえれば、分散処分の選択肢自体が交渉先を増やすことで合意形成の困難さを分散させようとする発想にすぎない可能性があります。	
100	放射性廃棄物の最終処分に関する取組を国が主体的に広報し、国民理解の醸成や文献調査拡大に向けた活動に取り組むべき	高レベル放射性廃棄物の最終処分は、特定の地域だけの問題ではなく、全国で取り組むべき国家的な課題であり、諸外国でも、30年以上にわたり、試行錯誤を繰り返しながら、処分地の選定を進めてきています。具体的には、地質的に好ましい地域の提示や地域に対する調査の申入れ、地域住民との対話活動や地域共生策の提示など、各国の事情に応じて、様々な方法で処分地の選定に取り組んでいます。 我が国においても、2017年に「科学的特性マップ」を策定し、地層処分に好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域をお示し、以降、全国での説明会に取り組んでまいりました。2020年には北海道寿都町・神恵内村、2024年には佐賀県玄海町で文献調査を開始するに至っております。 また、さらなる文献調査の実施自治体の拡大に向け、本年1月には、全国の都道府県知事に対し、経済産業大臣からレターを発出し、科学的により良い場所を選定するためには、全国複数地点で調査を実施することが不可欠であることや、処分地選定に向けた調査について、地域任せにすることなく、国の責任で地域にご協力をお願いしていく考えをお示しいたしました。また、こうした考え方の下、本年3月、東京都小笠原村南鳥島に対し、国の責任で文献調査の実施を申入れをさせていただき、本年5月には文献調査が開始されました。最終処分事業は、地域の御理解無くして進めることは困難であり、文献調査を実施させていただいている地域はもちろんのこと、広く全国で最終処分についてご理解を得られるよう、国が前面に立って取り組んでまいります。
	核燃料サイクルは、再処理工場の竣工に向けた最終盤にあって、着実に推進していくべきものである一方、最終処分については、長期的に計画されるものであることを、国が主体となって丁寧な情報発信を行い、国民理解の醸成に取り組むべきである	
	最終処理場として適地と選択される条件が何なのか、国民への周知や説明が不足している印象がある。	
	提示されたものは全てその通りと納得、評価する。しかし、まだまだ国の関与が現状で十分とは言えないことは、最終処分に関する法律が制定されてから四半世紀経っても見れば大きな進展が見られないことから明らかである。	
101	文献調査の実施地域拡大に向けた取組が不十分である	高レベル放射性廃棄物の最終処分は、特定の地域だけの問題ではなく、全国で取り組むべき国家的な課題であり、諸外国でも、30年以上にわたり、試行錯誤を繰り返しながら、処分地の選定を進めてきています。具体的には、地質的に好ましい地域の提示や地域に対する調査の申入れ、地域住民との対話活動や地域共生策の提示など、各国の事情に応じて、様々な方法で処分地の選定に取り組んでいます。 我が国においても、2017年に「科学的特性マップ」を策定し、地層処分に好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域をお示し、以降、全国での説明会に取り組んでまいりました。2020年には北海道寿都町・神恵内村、2024年には佐賀県玄海町で文献調査を開始するに至っております。 また、さらなる文献調査の実施自治体の拡大に向け、本年1月には、全国の都道府県知事に対し、経済産業大臣からレターを発出し、科学的により良い場所を選定するためには、全国複数地点で調査を実施することが不可欠であることや、処分地選定に向けた調査について、地域任せにすることなく、国の責任で地域にご協力をお願いしていく考えをお示しいたしました。また、こうした考え方の下、本年3月、東京都小笠原村南鳥島に対し、国の責任で文献調査の実施を申入れをさせていただき、本年5月には文献調査が開始されました。最終処分事業は、地域の御理解無くして進めることは困難であり、文献調査を実施させていただいている地域はもちろんのこと、広く全国で最終処分についてご理解を得られるよう、国が前面に立って取り組んでまいります。
	高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた三段階の選定プロセスのうち、最も初期段階に当たる文献調査は、現時点で北海道の自治体と小笠原村（南鳥島）と玄海町のみに実施されているにとどまり、二段階目の概要調査に進んだ自治体は一つもありません。文献調査の受け入れ自体、住民の間に賛否が分かれ、大きな社会的軋轢を伴いながら進められてきました。放射能濃度が最も低いL3廃棄物の自社敷地内埋設でさえ十年以上を要している現状に照らせば、より高濃度の廃棄物を受け入れる自治体を見つけ出すことがどれほど困難であるか、この文献調査の停滞ぶりからも裏づけられます。	
	先送りが許されない高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査について、今般東京都小笠原村南鳥島における調査実施を国から同村に対し申し入れが行われ、文献調査が開始されたことは、国主導で課題解決に乗り出す強い意志を示した点で極めて大きな意味があると考えます。今後、こうした事例を増やすことで、バックエンドプロセスに関する国民の理解醸成が進むことを期待する。	

102	最終処分に向けて国が前面に立って取り組むべき	高レベル放射性廃棄物の最終処分は、特定の地域だけの問題ではなく、全国で取り組むべき国家的な課題であり、諸外国でも、30年以上にわたり、試行錯誤を繰り返しながら、処分地の選定を進めてきています。具体的には、地質的に好ましい地域の提示や地域に対する調査の申入れ、地域住民との対話活動や地域共生策の提示など、各国の事情に応じて、様々な方法で処分地の選定に取り組んでいます。 我が国においても、2017年に「科学的特性マップ」を策定し、地層処分に好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域をお示し、以降、全国での説明会に取り組んでまいりました。2020年には北海道寿都町・神恵内村、2024年には佐賀県玄海町で文献調査を開始するに至っております。 さらなる文献調査の実施自治体の拡大に向け、本年1月には、全国の都道府県知事に対し、経済産業大臣からレターを発出し、科学的により良い場所を選定するためには、全国複数地点で調査を実施することが不可欠であることや、処分地選定に向けた調査について、地域任せにすることなく、国の責任で地域にご協力をお願いしていく考えをお示しいたしました。また、こうした考え方の下、本年3月、東京都小笠原村南鳥島に対し、国の責任で文献調査の実施を申入れをさせていただき、本年5月には文献調査が開始されました。 最終処分事業は、地域の御理解無くして進めることは困難であり、文献調査を実施させていただいている地域はもちろんのこと、広く全国で最終処分についてご理解を得られるよう、国が前面に立って取り組んでまいります。
	最終処分場の選定は自治体任せでは無く国が国有地（自衛隊演習地）で決めるべきです。 2025年8月の全国知事会提言、2026年5月の全国原子力発電所所在市町村協議会提言、さらには、文献調査を受け入れた北海道寿都町。神恵内村、佐賀県玄海町、東京都小笠原村の各首長は、最終処分地の選定プロセスにおける政治的な負担の軽減を強く求めている。それに共感し具体策として自治体の手挙げ方式を待つのではなく、国がプッシュ型で処分地を選定する以下の施策を明記して欲しい。 1． 内閣に最終処分地選定の特命大臣を10箇所程度の文献調査地が選定されるまでの期限付で設置 2． 科学的特性マップにおけるグリーン沿岸部に加え科学的に好ましい要件として「一定規模の岩体が存在する情報」を追加 原子力発電所などで実績があり定着している環境影響評価法を参考に現行規定を見直し、知事の負担軽減を図るべき。 概要調査、精密調査並びに施設建設地の選定に際し、都道府県知事の意見を求める規定(最終処分法第4条第5項)は、知事に実質的な決定責任を押しつけるものではなく、国が決定するに際しての国の義務を規定するものであることを制度上明確にすべ 調査対象自治体の主体性を尊重しつつ、国が広域的な調整役として機能する体制を確立し、周辺自治体との間での情報非対称性を解消し、調査受け入れに伴う知事の政治的リスクを軽減すべき。	
103	最終処分場の決定に際し、一方的な押し付けにならないよう、自治体の意思が確実に反映されるしくみとすべき。また、住民にも意見を確認すべき。	最終処分場の選定プロセスは、最終処分法に基づき、①文献や資料を基に地域の地質データを調査分析する文献調査、②ボーリング調査等を行う概要調査、③地下施設での調査・試験等を行う精密調査、と、地域の理解を得ながら、段階的な調査ステップを踏みつつ、取り組んでいくものとなっています。 具体的には、最終処分法施行規則に基づき、原子力発電環境整備機構は、文献調査、概要調査、精密調査の結果に関して、関係都道府県内において報告書の公告・縦覧および説明会を実施の上、報告書の内容についての意見募集することとされており、いただいた意見の概要及び当該意見についての機構の見解を関係都道府県知事及び関係市町村長に対してお示しすることとなっております。また、文献調査の後、次の概要調査、精密調査、処分地選定に進もうとする場合には、最終処分法に定める手続に従って、その都度、知事と市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重することとしており、その意見に反して先へ進むことはありません。
104	最終処分は電力需要地等の恩恵を受けている地域で行うべき。	高レベル放射性廃棄物の最終処分は、特定の地域だけの問題ではなく、全国で取り組むべき国家的な課題であり、本年1月には、全国の都道府県知事に対し、経済産業大臣からレターを発出し、①処分地の選定について原子力発電所の立地地域のための課題ではなく日本全国の課題であり、電力の消費地も含め調査地域を拡大するための国の取組へのご理解を求めるとともに、②科学的により良い場所を選定するためには、全国複数地点で調査を実施することが不可欠であること、③処分地選定に向けた調査について、地域任せにすることなく、国の責任で地域にご協力をお願いしていく考えをお示しいたしました。また、こうした考え方の下、本年3月、東京都小笠原村南鳥島に対し、国の責任で文献調査の実施を申入れをさせていただきました。 最終処分事業は、地域の御理解無くして進めることは困難であり、文献調査を実施させていただいている地域はもちろんのこと、広く全国で最終処分についてご理解を得られるよう、国が前面に立って取り組んでまいります。
105	最終処分場の立地選定の際、交付金をインセンティブにすべきでない。	高レベル放射性廃棄物の最終処分は、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。 最終処分法に基づく最初の調査である文献調査は、資料やデータのみによる机上調査であり、市町村でこの事業について議論を深めていただくための、いわば対話活動の一環と考えていますが、一方、その実施により、地域に様々な御負担をおかけすることになることも事実です。 交付金制度は、国として、そのような社会全体の課題解決に貢献いただく地元の皆様に敬意と感謝を示し、地域の発展と住民の福祉の向上を図るため、全面的にサポートしていくためのものと考えています。 経済産業省としては、引き続き、地域の理解を得られるよう、丁寧に調査のステップを踏みながら、最終処分事業に取り組んでまいります。
	財政の苦しい自治体に、補償金を出して受け入れさせるような方法は使わないでください。 再処理工場建設や最終処分地の選定においては、誰しもが抱く放射能被ばくに対する自然で当然の怖れと向き合う、高い倫理感が求められる作業であることから、振興策や交付金など、住民の経済的利益によって解決を図るといった、国民に不信感を与える作業にすり替わることの決してないよう、よろしく願いいたします。 国主導の働きかけは、電力を大量に消費してきた大都市圏の責任を棚上げし、経済的社会的に立場の弱い地方の過疎地域にリスクと負の遺産を実質的に押し付ける構造になっており、不条理です。最終処分の目処すら立たない核のゴミの負担を、地方の切り捨てや交付金による実質的な強制という形で処理しようとする姿勢は倫理的に断じて容認できません。	

	反対する科学者や市民の声を「不気味なもの」「理解不足」として排除し、巨額の交付金（文献調査段階で最大年間10億円）をもって地方自治体の足元を見る手法は、民主的な対話とは対極にある権力的な誘導そのものです。	
106	最終処分場が決まらないなかで放射性廃棄物を増やすべきではない	原子力は、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源として重要であることを踏まえ、安全性の確保と地域の御理解を大前提に、原子力発電を最大限活用する方針です。そのうえで、原子力発電の活用を進めつつ、同時に最終処分場の確保を進めていくことが重要であると考えています。
	高レベル放射性廃棄物の処分地の見通しが立たないまま、11-14基規模の建て替えにより使用済燃料を新たに発生させ続ける方針を先行させるべきでない。放射性廃棄物の発生総量の管理（総量上限ないし発生抑制目標）の検討を明記すべきである。 最大の課題である高レベル放射性廃棄物の最終処分について「先送りできない国家的課題」とうたいながら、廃棄物を生み出し続けている現状を停止すべき。 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、実現しないうちに廃棄物を増やす政策を確定すべきではない。 国内に最終処分場が建設できる見込みがないのであれば、無責任な営業運転を継続することは認められない。放射性廃棄物の量の増加を一日でも早く止めるため、可及的速やかに原発の稼働を止めるべきではないか。	最終処分は、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。引き続き、最終処分の実現に向けて、国民理解、地域理解が得られるよう、しっかりと取り組んでまいります。
107	最終処分の方法については、陸上保管などを含めて再検討すべき	高レベル放射性廃棄物の放射能は、時間の経過とともに減少しながらも、長く残存します。地上施設で貯蔵管理する方式の場合、それが人間の生活環境に影響を及ぼさなくなるまで、数万年といった長期にわたり地上施設を維持・管理していく必要があり、その間には施設の修復や建て替えも必要となります。さらに地震、津波、台風等の自然現象による影響や、戦争、テロ、火災等といった人間の行為の影響を受けるリスクがあります。
	研究成果が出るまで地下深くに埋めず地上で保管すべきです。 放射性廃棄物の処分についても決めないまま発電を継続するのは無責任である。処分地を決められないのであれば、埋設処分ではなく各発電所で地上での乾式貯蔵とした方がよいと考える。 P19最終処分の実現に向けた課題、これは書いてある通り、将来世代に先送りできない国家的課題であるのは間違いないが、放射性物質を地下に埋設した後の管理が責任をもってできるとは思えないし、1000年はもたせなければならないというオーバーバックの技術は確立したのであろうか？人間の持てる技術の限界を超えるものだろう。人間の管理できる年月の限界も超えるものだろう。環境に対する負荷があるはずの処分方法に対しては、将来世代に対して無責任であると言えない。地下埋設することが最善とは言えないだろうと思われるが。 ドイツの処分場に地下水が流入し、崩壊寸前になり、使用済み核燃料を取り出す作業が行われていると聞いている。 日本は、地震火山国で、最終処分場の適地はない。 仮置きするとしても、落下物破壊防止策を進め、放射性物質の流出がないか常時監視し、そのおそれがでてきたら、取り出して修復する手立てが必要。	長期にわたり、このようなリスクを念頭に管理を継続する必要のある地上施設を残すことは、将来の世代に負担を負わせ続けることとなり、世代間責任の観点からも適切ではありません。国際協力機関である経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）においても、「廃棄物発生者は、将来世代に過度の負担を課さないよう、これらの物質に責任を持つとともに、そのための方策を準備すべき」「廃棄物管理の方策は、不明確な将来に対して安定した社会構造や技術の進展を前提としてはならず、能動的な制度的管理に依存しない受動的に安全な状態を残すことを目指すべき」との観点から、長期にわたる人の管理を必要としない最終的な処分を行うべきであるというのが国際的にも共通した認識です。 原子力発電を利用してきた現世代の責任として、現時点で最善と考えられる地層処分を前提に最終処分の実現を目指すべきであるというのが、国際的な共通認識です。他の技術が地層処分に替わるとの見通しは、どの国でも得られていません。 一方で、今の我々の見通しを超えた技術進展が起きる可能性も否定はできません。地層処分の実現を着実に目指しつつ、できるだけ回収可能性を確保し、将来世代に選択の余地を残すことも、基本方針（平成27年5月22日閣議決定）に盛り込まれました。地層処分を行うという選択肢を確固たるものとしつつ、それ以外の選択肢もできるだけ残す、ということを目指しています。
108	日本の地理的条件は海外のものとは異なるので、海外の最終処分の事例は参考にならないのではないか。	日本列島は4つのプレートがぶつかる場所に位置しており、プレートがもぐり込む場所やその周辺では地震が頻発するなど、活発な火山活動が見られます。しかし、日本も国土全体が地層処分に適さないということではありません。日本周辺のプレートの動きについては、その方向や速さ（数cm/年）は数100万年前からほとんど変化が無く、こうしたプレートの動きに関係する活断層や火山活動などの傾向は今後も10万年程度はほとんど変化しないと考えられています。
	海外の「立地地域との交流」や国際連携を好例として挙げていますが、結晶質岩（花崗岩）の極めて安定した安定陸塊に処分場を建設しているフィンランド（オンカロ処分場）などの事例は、地殻変動が激しく堆積岩や新期花崗岩が主体の日本列島にはおよそ適用できない技術体系です。このように条件の異なる海外事例を並べ立てて「国際的な水準」であるかのように錯覚させる記述は、国民に対する欺瞞です。	処分場は地下数100mの深さでプレートの表面に近いところに位置します。また、処分場の広さは3km四方程度であり、大陸の大きさに匹敵するプレートの広さに比べれば非常に小さいです。したがって、断層活動や火山活動が起きる地域を避けて処分場を設置すれば、その構造や形状は長期にわたって安定して維持されます。 1970年代から長きにわたり研究が行われた結果、活断層や火山活動などの著しい影響を受けにくい長期にわたり安定した地下環境は、ヨーロッパと同様に、日本でも地域を特定することにより広く存在すると考えられるとの評価が得られています。 また、ヨーロッパにおいても、北欧では氷河期に形成される氷床の成長・後退に伴う岩盤にかかる荷重の変化により、断層の活動や地盤の比較的速い速度の隆起沈降が生じます。このように地域によって特徴があるため、ヨーロッパにおいても、日本と同様、段階的な調査を経て処分場が選定されます。

109	原子力発電所は運転過程で放射性物質による被ばくを生み、特に高レベル放射性廃棄物は未来の脅威になるのではないか。	原子力発電所の運転過程での放射線被ばく線量も含めて、原子力利用における安全性の確保は、独立性の高い原子力規制委員会が一元的に確認するものと承知しています。 高レベル放射性廃棄物について、ガラス固化体から出る放射線は、金属やコンクリートなどで遮へいすることで影響を小さくすることが可能です。製造直後は、実際にはありませんが、仮に真横に人間が立てば20秒弱で人の生命に影響が及ぶほどの高い線量が出ますが、厚さ約1.5mのコンクリートで遮へいするだけで、その外に人間が立ち入ることも可能なレベルまで線量が下がります。現在も、青森県六ヶ所村では、厚さ約2mのコンクリートで遮へいすることで、ガラス固化体を安全に貯蔵しています。 また、時間とともに放射能は小さくなり、放射線量も下がります。製造後50年もたてば、ガラス固化体を約 20cm 厚の金属製のオーバーパックに封入した場合の外側の表面線量は、約 2.7mSv/時まで低くなります。 その後もガラス固化体から出る放射線量は下がり続けます。1000年後のオーバーパックの外側では、約0.15mSv/時にまで下がります。 ガラス固化体について注意すべきことは、万年単位の長い年月を通じて、残った放射性物質が地下水によって地表近くまで運ばれることにより、遠い将来の人間に大きな影響を与えないかどうかです。そうしたことのないよう、立地や設計によって対策を講じ、それによって影響が十分小さくなることを確認します。
	原発は運転するすべての過程で、放射性物質による被ばく者を生みます。特に最終的に生まれる高レベル放射性廃棄物は、地球を永久に汚染し、未来の生物（人類）の脅威になります。	
110	事業環境整備に取り組むべき	既設炉の再稼働及び次世代革新炉の開発・建設に向けて、今後の投資が可能となるよう予見可能性の向上に資する事業環境整備が重要であり、本行動指針に基づき、今後事業環境整備の検討・具体化を進めてまいります。
	原子力は安定供給、脱炭素、エネルギー安全保障、経済安全保障の観点等から非常に重要な役割を果たす一方で、建設開始から廃止措置まで1 0 0 年単位の事業期間における不確実性が存在する。民間ではコントロールが困難なリスクも多く存在するという前提に立ち、フロントエンドからバックエンドまでの原子力事業全体を踏まえた事業予見性も不可欠であり、投資・コストの早期回収や事業収益性確保に加え、円滑な資金調達が可能となる事業環境の整備に向けた、継続的な見直しおよび改善を要望する。 原子力事業は多額の初期投資と長期にわたる投資回収期間を要することから、電力自由化以降の競争環境下では投資判断や資金調達に大きな影響を及ぼしている。事業リスクの軽減や投資回収の予見性向上など、安定した事業環境の整備を早急に進めるため、不断の制度検証・改善に取り組むべきである。 事業環境の整備にあたっては、原子力産業のサプライチェーン全体で、安全な設備や適正人材に対しての投資を継続的に生み出していくため、GX経済移行債を活用した債務保証やOCCTO融資制度の改善など、安定的に資金調達できるファイナンス環境の更なる充実を図るべきである。 原子力発電事業は、巨額の初期投資、長期の建設、投資回収期間、許認可等に係る不確実性を伴い、民間事業者のみで投資リスクを負担することには限界がある。原子力活用の観点からも、民間事業者による投資判断を可能とする事業環境整備を早急に具体化することが不可欠である。行動指針において掲げられた長期脱炭素電源オークションの枠組みの活用・改善、収入安定化に資する制度措置、海外事例を踏まえた対応、許認可の円滑化、原子力賠償制度の見直し等の内容について、具体的な制度設計に速やかに落とし込んでいただきたい。	
111	原子力事業は市場原理の下で事業として成立していないからこそ政策支援が必要とされるのであり、経済的に見合わない電源である。	エネルギー政策基本法第4条に市場原理の活用について規定されていますが、同時に、同条では、安定供給の確保（同法第2条）及び環境への適合（同法第3条）に関する政策目的を十分考慮することとされています。 D XやG Xの進展により電力需要増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況であり、低いエネルギー自給率や火力発電への高い依存といった現状の課題を克服する観点でも、脱炭素電源の確保が求められています。こうした観点から、原子力に関するものも含め、今後も必要な事業環境整備を進めてまいります。
	長期脱炭素電源オークション、公的融資制度にくわえて、損害賠償有限化まで求めないと、投資判断ができないという現実、原子力発電所の新設・建て替えが市場原理のもとでは事業として成立しないことを意味している 現在の原発の議論は賛成反対を問わず、資本主義的合理性を欠いていると言わざるを得ない。議論の順序として、政策的に資金誘導をするという旧共産圏のような左派的な経済政策ではなく、資本主義先進国としての市場原理に照らして判断すべきである。 市場経済において自立できないほど巨額のコストと不確実性を伴う原発の新設・リプレースを、新制度を通じて国民や電力需要家に事実上「先払い」や「リスク転嫁」の形で負担させてまで維持することは不当です。 次世代革新炉は極めて高額な導入コストがかかり、経済的に見合わない電源です。民間事業者だけで費用を賄う見込みが立たないからこそ、政府による財政支援や国民負担の仕組みが必要とされているのであり、市場原理からも逸脱しています。 原発のリプレースや新設には莫大な費用が必要で、これは「長期脱炭素電源オークション」などの制度により国民が負担させられる構造、なぜ国民が負担するのか。 電力会社は利益は受け取り仕事もあり不具合や事故の尻ぬぐいは国民が負担する仕組みを変えない限り、原子力発電自体反対です。 建て替えには税金からも支出が不可避かと思いますが、反対する人がいるのにもかかわらず日本に住む市民全員に負担を負わせるのはやめてください。	

	原発の利益は 電力会社と 一部の関係者にのみ与えられ、引き換えの 巨大過ぎる負担を 国民・人類が 永遠に背負わされるなど、馬鹿げている。	
112	原子力事業について、廃炉を優先し、事業環境を整備すべき。	廃炉の円滑かつ着実な実施は極めて重要であり、政府としても、廃炉に関する知見・ノウハウの蓄積・共有や拠出金制度の着実な執行等の取り組みを進めてまいります。一方で、エネルギー安全保障及び脱炭素化の観点から、既設炉の最大限活用や次世代革新炉の開発・設置についても取り組む必要があると考えています。
	2（5）事業環境の整備、サプライチェーン・人材基盤の維持・強化ーここは、例えば「原発撤退事業環境の整備、人材の確保」とすべきところでしょう。原発を廃止した先輩諸国（ドイツなど）からの技術導入など。	
113	重要電源指定制度を改正する必要はないのではないか。改正の内容に反対する。	供給計画における原子力についての記載は、原子力規制委員会の設立以降、原子炉等規制法に基づき提出される届出等と可能な限り整合を図ることを求めています。したがって、原子力の新規電源が供給計画に記載されるのは、原子力規制委員会に対して届出を提出した後になると考えられます。一方で、地点指定制度の趣旨・目的は、電源開発の手続きに係る円滑化であるところ、当該制度目的に照らして充足し得ない要件となっている実態について、適正化を図る観点から、指定の要件において、「供給計画に原則として記載がされていること」と改正することとしています。 炉型については、今般の改正では、第7次エネルギー基本計画における次世代革新炉の開発・設置の方針に基づき、将来建設が見込まれる炉を申請書に記載提出させるべく、「革新軽水炉、小型軽水炉その他の次世代革新炉の別」という形としています。 公開ヒアリングについては、福島第一原子力発電所事故前までは、経済産業省が行う公開ヒアリングに加え、原子力安全委員会が、当該原子炉施設の固有の安全性について地元住民等の疑問、意見等を聴取・参酌することを目的として、第二次公開ヒアリングを実施していました。福島第一原子力発電所事故後、その反省と教訓を踏まえ、規制と利用を分離し、新たに原子力規制委員会が設置されました。これに伴い、原子力安全委員会は解散し、第二次公開ヒアリングの規定もすでに失効しています。現在、原子力発電所の安全性については、高い独立性を有する原子力規制委員会が一元的に確認することとなっております。 原子力利用は、立地地域の関係者の理解と協力に支えられており、国として、立地地域との丁寧な対話を通じた認識の共有・信頼関係の深化に引き続き取り組んでまいります。
114	原子力損害賠償制度は見直すべきでない	原子力賠償制度の見直しについては、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る賠償の実情や電力システム改革等を踏まえ、適切な賠償を迅速に実施することを前提に、国民負担最小化、原子力事業者の予見可能性確保、安全性向上の評価といった観点等も踏まえつつ、引き続き、総合的に検討を進め、必要な措置を講じてまいります。
	推進サイドから原子力損害賠償の無限責任を有限化するべきという議論が出ていますが、もし不断の安全性向上により二度と事故は起きないというのであれば、事故時の無限責任を負う必要もないはずです。実際、発電コスト検証WGの議論で経産省は過酷事故頻度は12,000炉年に1回としています。事実上、事故はほぼ起きない想定といえるでしょう。一方で、行動指針は「大規模な自然災害と原子力災害との複合災害を想定した防災体制の充実」を掲げていながら、原子力損害賠償のための賠償措置額1,200億円は事故前も事故後も変わっていません。さらに福島第一原発事故の賠償費用の一部が、本来原子力事業者が負担すべきところを、託送料金への上乗せにより需要家に転嫁されています。リスクとコストは国民に押し付けながら、免責の議論が先行していることに大きな危惧を覚えます。	
115	原子力産業は既に衰退しており、建て直しは難しいのではないか	日本の原子力の技術は、1970年以降に営業運転を開始した原発の多くで高い国産率を誇り、国内企業に技術が集積されている分野です。東日本大震災以降も、新規制基準対応、研究開発、海外機器輸出等を組み合わせ、プラント建設に必要な工程（設計、機器製作、現場工事等）を経験し、技術継承を図ってきました。 他方で、今後、次世代革新炉の開発・設置が進む場合にも、サプライヤが製品の調達・ものづくり等の事業機会を得るまでには相当程度の期間を要するため、それまでの期間における支援が必要です。そのため、本行動指針改定案では「国内における原子力関連のモノ・サービスの供給態勢を維持・強化するため、原子力サプライチェーンプラットフォームを通じた支援体制を構築。引き続き、地方経済産業局等と連携し、人材育成・確保支援、機器・部素材の供給途絶対策、事業承継支援など、サプライチェーンの実態に即した支援に取り組む。」こととしております。
116	大学の原子力研究・人材育成基盤を強化すべき	原子力の安全利用や廃炉、次世代技術開発等を支える人材の確保・育成は重要な課題です。本行動指針においても研究開発基盤及び人材育成基盤の強化を位置付けており、引き続き取組を進めてまいります。
	原子力人材の育成に向けては、現場を支える人材を含む様々なレベルで、大学の施設・機能の強化も本質的な課題であり、「原子力利用に関する基本的考え方」（令和5年2月原子力委員会）でも下記の通りJAEAと並列で明記されている。	

117	被ばく線量の管理を含めた現場労働者の職場環境を改善すべき	現場で働く方々の安全確保や労働環境の改善は重要な課題であると認識しています。本指針においても、原子力産業を支える人材の確保・育成についての取組として、培われた技術技能の継承・進化等を進めていく旨を記載しており、引き続き関係者と連携しながら環境整備に取り組んでまいります。
	原子力施設の維持・管理および廃炉作業を支える現場労働者の被ばく管理と、多重下請け構造の抜本的な改善を政策の前提として明記すべきです。現在の原子力政策は、現場で被ばくリスクを負う労働者の存在なしには成立しません。特に福島第一原発の廃炉作業や全国の原発の定期検査などにおいて、多重下請け構造の下で働く労働者の労働環境や被ばく線量の管理、長期的な健康追跡の体制が不十分です。	なお、原子力施設で働く労働者については、法令に基づき、放射線障害の防止を含む労働者の健康障害を防止するための義務がその労働者を雇用する事業者に課せられており、引き続き制度を適切に執行してまいります。
	「人材の確保」をうたうのであれば、まずは末端の労働者まで適正な賃金が行き渡り、安全と健康が将来にわたって担保される透明性の高い労働環境の構築を国の責任において指針に盛り込むことを強く求めます。	
118	世界の原子力安全・核セキュリティの確保に向けて取り組むべき	原子力の利用に当たっては、世界の原子力安全・核セキュリティの確保が重要であると認識しております。そのため、本行動指針においても「ロシアによる侵略によって深刻な危機に晒されているウクライナの原子力施設の安全確保等に向けた支援を始め、同志国及び国際機関との連携を通じて世界の原子力安全・核セキュリティの確保に取り組む。」と記載しております。
	世界の原子力安全・核セキュリティの確保に取り組むとあったが、具体的な対策が書かれていない。	
	「ＩＡＥＡの取組支援」とは、ロシアによるザポリージャ原子力発電所の占領の根本問題そのものには一切踏み込まず、国際機関による監視活動への側面支援にとどまり、極めて受動的な立場を示すだけです。原発が軍事施設として要塞化され、職員が拘束され、外部電源の喪失が繰り返される状況が4年近く続いている中で、「取組支援」だけで危機に向き合った気になることは、現実の深刻さを直視した記述とは言えません。	
	我が国の原子力政策は国際社会に対しても責任を負っている。福島第一原発事故の経験を持つ日本だからこそ、世界の原子力安全・核セキュリティの基準策定において率先してリーダーシップを発揮し、IAEA等の国際機関と連携して、核不拡散および放射性物質の管理に関する最高水準の技術と知見を共有すべきである。	
	この章全体を貫く問題は、国際情勢の現実を都合よく切り取っている点にあります。ロシア・中国が世界の原発新設市場の大半を占め、ウラン濃縮でも圧倒的な地位を保持し、しかも対露制裁の対象からも事実上除外されている現実、日本の原発輸出計画がこれまで失敗した経緯、そしてウクライナの原発が4年近くにわたり軍事的な人質状態に置かれ続けている現実、これらの具体的な力関係と経緯を踏まえずに、「強靱なサプライチェーンの構築」「安全面も含めた導入基盤の構築支援」「国際社会に貢献」といった言葉を並べることは、国際社会における日本の原子力政策の実際の立ち位置を見誤らせる記述だと言わざるを得ません。	
119	原子力の海外輸出に取り組むのであれば、プロジェクトのマネジメント体制を構築すべき。	原子力発電所の海外輸出に当たっては、安全性、核不拡散、人材育成、資金調達など、様々な論点について対応していく必要があります。海外輸出に取り組む民間企業や関係省庁とともに、適切なプロジェクトのマネジメントを行ってまいります。
	原子力業界においては、日本にはやはりTotal Managementが欠けているのではないかと常々思っています。 その欠落しているサービスとは、原子力発電のFeasibility Studyを手掛けるコンサルタント企業や エンジニアリング会社が日本には未だ存在していないという一点に尽きます。 経産省の取り組み体制（常に海外の原子力プロジェクトには日本連合を俄か仕立てで創る）に大きな欠落があると言わざるを得ません。Feasibility Reportを立派に作成できる企業を、経産省～電力会社～商社～メーカーで創設すべきであると私は思います。それなしには、日本の原子力技術を海外に輸出することは見果てぬ夢に終わるでしょう。 これは技術の問題ではなく、Managementの課題です。Commercial と Technology を融合した有機体を構築しなければなりません。	
120	海外における原子力発電所プロジェクトから手を引くべきである	原子力の活用に当たって、技術・人材、サプライチェーンの維持・強化は、極めて重要な課題であると認識しております。次世代革新炉の開発・建設が進む場合にも、サプライヤが実際に製品調達・ものづくり等の機会を得るまでには相当程度の期間を要することも踏まえ、多くの事業機会を確保するためにも、世界の原子力安全・核セキュリティの確保を前提とした海外プロジェクトの参画支援は重要であると考えております。そのため、本行動指針案では「米英仏等との戦略的な連携を活用した、次世代革新炉の自律的な研究開発の推進」や「同志国との間での、信頼性の高い原子力サプライチェーンの共同構築に向けた戦略的パートナーシップの構築」に取り組むこととしております。
	自国のプラント管理や廃炉に必要な最低限の人的リソースさえ確保できず、足元の産業構造が根底から揺らいでいるにもかかわらず、さらに「炉型別チーム」を編成して海外市場の獲得を目指すとの方針は、あまりに不条理です。内実の伴わない拡大路線を煽ることは、限られた国内の技術的資源をさらに散逸させ、既存の原子力安全を一層脅かす危険な選択と言わざるを得ません。	
	原子力発電の他国への輸出もやめてください。	

	日本が過去に手掛けた原発輸出計画の全てが、実現に至らず頓挫してきた経緯があります。台湾、トルコ、ベトナムなど複数の国で計画されていた日本主導の原発建設は、経済性や事業者の負担能力を巡る問題や地元の反対運動から実現を見ないまま、撤退や建設中止に追い込まれました。こうした失敗の検証が十分になされないまま、「導入基盤の構築支援」で再び新興国への展開を掲げることは、過去の教訓を踏まえた具体策を欠いた抽象論にとどまっています。 海外の原発市場に参入して日本のドル箱産業に育てほしいという気持ちはわからぬでもないが、原発は核兵器と強く結びつきがあるので米国の意向や国際安全保障状況に振り回されるリスクがある。 かつてトルコなどから日本への原発建設があり、日本企業は各国の現地作業員の教育を始めたが米国はあまり良い顔をしなかったようだ。トルコなどが核武装するのを早めるかもしれないという懸念があったためである。このように現地住民の反対運動の他にも安全保障上の核拡散の問題にかかわるのでアジアやアフリカの途上国に導入することは極めて危険だと思う。	
121	「同志国」という表現を用いるべきではない。	「同志国」という用語は、一般に、ある外交課題において目的を共にする国を意味するものと承知しております。本記述は、国際社会が直面する諸課題に対して、目的を共有する国々と連携して取り組む必要性を述べることを意図したものととなります。
	「ロシア・中国」を名指してあたかも仮想敵国のように扱い、他方で「同志国」間での連携を主張するのは、国際関係のブロック化を推進する意図を感じます。平和憲法を掲げる日本のあるべき態度として、このような立場を表明するべきではないでしょう。	
122	分かりにくい言葉の使用を抑えるべき・表現を修正すべき	御意見として承ります。第7次エネルギー基本計画等の既存文書で用いられている文言を用いるなど、可能な限り、誤解を生むような表現を避け、分かりやすい言葉遣いに努めてまいります。
	原子炉を新たに建設することを単に「建て替え」と表現すれば、それが新規の原子力施設を建設し、新たな事故リスクと放射性廃棄物を生じさせる政策であることが見えにくくなる。政策文書では、「原発新設（既存サイト内のリプレースを含む）」と正確に記載すべきである。 まだ市民権を得ていないようなカタカナ文字を使うのは意味が正確に伝わらないため不適切である。グッドプラクティスを発信者の意図する通りに理解する人々がどれほどいるだろうか。意図的に無理解や誤解を生むような言葉を使っているのでしょうか。老若男女にわかりやすい言葉遣いを使うべきである。 「不適切事案」などという曖昧な表現も、免責文化を構成します。 用語に関して、相変わらず不親切である。略語が多すぎる。ジーエスという表記が多いが途中グリーントランスフォーメーションという表記も見られ、統一感がない。何度も記されているサプライチェーンに関しては何のサプライチェーンなのかどこにも明記されておらず、具体的に何を伝えようとしているのか理解できない。	